

組合銀行間の手形小切手の交換を開始し次で明治四十四年一月仁川に同年四月釜山に大正七年一月平壤に大正九年十一月元山に大正十年七月大邱に大正十二年十二月木浦に大正十三年一月群山に亦之を設立せり

手形交換所手形交換高

種別	大正十年中		同十一年中		同十二年		同十三年自一月	
	枚	交換金額	枚	交換金額	枚	交換金額	枚	交換金額
京城手形交換所	1,199,750	55,210,000	1,298,750	50,600,000	1,333,983	52,750,000	871,538	35,750,000
釜山手形交換所	256,956	11,000,000	292,231	12,210,000	377,789	15,750,000	349,881	14,250,000
仁川手形交換所	119,100	10,100,000	133,199	9,500,000	133,222	9,900,000	96,151	8,100,000
平壤手形交換所	183,157	8,300,000	192,909	8,000,000	131,133	8,900,000	117,510	5,900,000
元山手形交換所	23,663	1,500,000	30,622	1,800,000	27,722	1,700,000	22,222	1,500,000
大邱手形交換所	20,822	1,200,000	29,922	1,800,000	21,122	1,200,000	22,222	1,500,000
木浦手形交換所	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
群山手形交換所	1	100,000	1	100,000	1	100,000	1	100,000
總計	1,980,440	88,000,000	2,086,111	95,000,000	1,900,281	79,000,000	1,480,434	62,000,000

交換種類	枚	交換金額	枚	交換金額	枚	交換金額	枚	交換金額
小切手	1,399,750	55,210,000	1,298,750	50,600,000	1,333,983	52,750,000	871,538	35,750,000
送金爲替手形	79,956	3,700,000	88,750	4,000,000	96,789	4,000,000	150,981	6,000,000
約束手形	12,100	1,000,000	13,199	1,000,000	13,222	1,000,000	10,151	800,000
仕掛命令	2,663	150,000	3,622	2,000,000	2,722	1,500,000	2,222	1,500,000
出給命令	10,100	800,000	11,199	800,000	11,222	800,000	9,151	700,000
郵便爲替證書	183,157	8,300,000	192,909	8,000,000	131,133	8,900,000	117,510	5,900,000
公債債券同利札	1,822	1,000,000	2,922	1,800,000	2,122	1,200,000	2,222	1,500,000
總計	1,980,440	88,000,000	2,086,111	95,000,000	1,900,281	79,000,000	1,480,434	62,000,000

内容の總計に符合せざるは千圓未満切捨の關係に因る

金融組合 明治四十年金融組合規則を發布して以來毎年各地に數十の組合設立せられ農村の經濟を緩和し産業を助長せること鮮からざりしが時勢の進運に従ひ大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を發布し組合員の權利義務を明にし業務の範圍を擴張し次で大正七年六月又之に一部の改正を加へ地方金融組合令を金融組合令に改め從來農民に限りたる組合員の資格を擴張して商工業者其他一般

人にも及ほし殊に小商工業者を主とする都市組合の設立をも認めたるを以て之か運用に依り下層金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至れり今組合の組織事業の本要を摘記すれば左の如し

組合員は組合區域内に住所を有する者に限り其の設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ

組合員の責任は有限責任にして出資一口以上(一口の金額拾圓以上五十圓以下)を負擔せしめ其の持分に對し年七分以下の配當を爲す

組合には組合長一人理事一人監事二人以上及評議員七人以上を置く此等の役員は組合員中より選任せしむるを原則とす但し朝鮮總督の指定したる組合に對しては其の理事は朝鮮總督之を任免し組合長と共同して組合の業務を執行し且組合を代表せしむ

組合の資金は出資金、預り金、借入金及各種積立金より成り(村落組合に在りては外に政府の下付せる一組合一萬圓以内の基本金を有す)左に掲ぐる業務を營む

一 組合員に其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること

二 組合員の爲めに預り金を爲すこと

三 組合員の爲めに産業上必要な材料の貸付若は共同購入を爲し又は組合員の委託に依り其の生産物を販賣すること(府又は朝鮮總督の指定する市街地を業務區域とする都市組合に在りて本業務を營む場合は豫め朝鮮總督の認可を受くるを要す)

四 組合員の爲めに其の生産物を倉庫に保管し又は之に對し倉荷證券を發行すること(府又は朝鮮總督の指定する市街地を業務區域とする都市組合に在りて本業務を營まむとする場合は朝鮮總督の認可を受くるを要す)

五 朝鮮總督の認可を受け組合員に非ざる者の預り金を爲すこと

六 朝鮮總督の認可を受け銀行の業務の代理し又は之が媒介を爲すこと

七 朝鮮總督の命令ありたるときは地方金融の調節に關する業務を營むこと
尙府又は朝鮮總督の指定する市街地を業務區域とする都市組合は右第一號の資金の爲め手形の割引を爲すことを認めらる

金融組合事業概況

大正十三年八月末日

道名	組合數	組合員數	總資產金	政府下付金	積立金	預り金	借入金	貸出金	代理及媒介貸付金	現金及預金
京畿道	三三	三一,〇三三	九四三,三六八	三,七〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,二二二,〇〇〇	三,七八八,〇〇〇	六,七三三,三三三	一,〇三三,三三三	一,七〇〇,〇〇〇
忠清北道	二二	一八,〇一三	二〇〇,〇〇〇	一,二〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
忠清南道	三三	二五,七〇六	三二〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
全羅北道	三三	二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
全羅南道	三三	二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
慶尙北道	三三	二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
慶尙南道	三三	二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
黃海道	三三	二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
平安南道	三三	二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
平安北道	三三	二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
江原道	三三	二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
咸鏡南道	三三	二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
咸鏡北道	三三	二〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
總計	三三	三一,〇三三	九四三,三六八	三,七〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,二二二,〇〇〇	三,七八八,〇〇〇	六,七三三,三三三	一,〇三三,三三三	一,七〇〇,〇〇〇

大正十二年度末

道名	組合數	組合員數	總資產金	政府下付金	積立金	預り金	借入金	貸出金	代理及媒介貸付金	現金及預金
大正十一年度末	三三	三一,〇三三	九四三,三六八	三,七〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,二二二,〇〇〇	三,七八八,〇〇〇	六,七三三,三三三	一,〇三三,三三三	一,七〇〇,〇〇〇
同 十年度末	三三	三一,〇三三	九四三,三六八	三,七〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,二二二,〇〇〇	三,七八八,〇〇〇	六,七三三,三三三	一,〇三三,三三三	一,七〇〇,〇〇〇
同 九年度末	三三	三一,〇三三	九四三,三六八	三,七〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,二二二,〇〇〇	三,七八八,〇〇〇	六,七三三,三三三	一,〇三三,三三三	一,七〇〇,〇〇〇
同 八年度末	三三	三一,〇三三	九四三,三六八	三,七〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,二二二,〇〇〇	三,七八八,〇〇〇	六,七三三,三三三	一,〇三三,三三三	一,七〇〇,〇〇〇

備考 一、預り金には職員身元保証金を、借入金には補助貨流通普及資金を台ます
二、政府下付金には倉庫建設補助金を含む

金融組合聯合會 金融組合は創立以來下層金融機關として極めて重要な地位を占め逐年發展せしも組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き且つ其の監督指導を擧げて官廳のみに委するは組合の積極的活動を促進する上に遺憾からざるを以て大正七年六月の金融組合令改正に當り組合の資金調節並其の業務指導に任する金融組合聯合會の設立を認めたる結果同年十一月各道に之が設立を見たり其の組織等を摘要すれば左の如し

聯合會は一道を區域とし其の道内の金融組合を以て組織す但し産業に關する法人

にして朝鮮總督の指定したるものゝ加入をも特に認む
 會員の責任を有限責任とし出資一口以上(一口の金額五百圓)を負擔せしむ之に對
 しては年七分迄の利益配當を行ふ
 聯合會には理事長一人理事二人以上を置く理事長及理事は朝鮮總督之を
 任免し監事は總會に於て之を會員役員中より選任す而して理事長は聯合會を代表
 して其の業務を執行し理事は理事長を補佐し理事長事故あるときは其の職務を代
 理す

聯合會の資金は出資金、預り金、政府貸下金、借入金及各種積立金より成り左に
 掲ぐる事業を營む

- 一 會員に對し必要なる資金を貸付すること
- 二 會員より金を爲すこと
- 三 會員に對し業務上の指導を爲すこと
- 四 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること

金融組合聯合會事業概況

大正十三年八月末日

聯合會名	會員數	出資金	積立金	預り金	貸下金	借入金	貸出金	現金及預け金
京畿道金融組合聯合會	三三	三三,三〇〇	四七,八九五	九三,五二二	二〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,七〇九,六三三	九三,七六六
忠清北道金融組合聯合會	三三	一一〇,一一一	二五,〇〇〇	五九,五七九	二〇〇,〇〇〇	一,三三三,一〇〇	一,七九七,〇二〇	一三三,〇九七
忠清南道金融組合聯合會	三三	一七,三三三	三六,〇〇〇	一〇八,一八三	二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,七〇六	一,五五九,六一一	八〇,〇二二
全羅北道金融組合聯合會	三三	一六,六六三	一八,七七一	七五,七一六	二〇〇,〇〇〇	一,一三三,一三三	一,七九七,九七九	三三九,〇七九
全羅南道金融組合聯合會	三三	三九,一〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,一七三,一七三	二,四八四,七八〇	四九,〇八三
慶尙北道金融組合聯合會	三三	三三,三三三	五,〇〇〇	一,三三三,三三三	二〇〇,〇〇〇	一,一七三,一七三	二,三六八,三三三	六三,八三〇
慶尙南道金融組合聯合會	三三	二二,二〇〇	四,〇〇〇	一,三三三,〇二二	二〇〇,〇〇〇	一,一〇一,〇二二	二,七六八,三三三	一八九,一一一
黃海道金融組合聯合會	三三	一八,三三三	四,〇〇〇	八九三,三三三	二〇〇,〇〇〇	二,〇二〇,〇〇〇	二,七三三,七三三	五三六,八九三
平安南道金融組合聯合會	三三	一五,九一〇	二七,〇〇〇	七五八,八九一	二〇〇,〇〇〇	二,〇七八,八〇九	二,七三三,七三三	三九三,三三三
平安北道金融組合聯合會	三三	一六,九一三	一〇,九五〇	七五九,〇〇九	二〇〇,〇〇〇	一,七九,一七一	二,三三三,三三三	三〇〇,三三三
江原道金融組合聯合會	三三	一五,八八〇	五,〇〇〇	一,〇二〇,〇二九	二〇〇,〇〇〇	一,七九,一七一	二,三三三,三三三	六三,一一〇
咸鏡南道金融組合聯合會	三三	一五,〇〇〇	九,九六六	七五三,〇二二	二〇〇,〇〇〇	一,三三三,一三三	二,九三三,三三三	一三三,八三三
咸鏡北道金融組合聯合會	三三	一五,〇〇〇	一,〇〇〇	六〇三,三三三	二〇〇,〇〇〇	一,三三三,〇〇〇	一,三三三,三三三	三三三,三三三
總計	三三〇	三,七四,三三三	二〇八,八三三	一,二一八,九三三	二,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇八七,八三三	三〇,〇九〇,〇三三	三,九三〇,〇三三

	會員數	拂込資 出資金	積立金	預り金	貸下 金府	借入 金	貸出 金	預現金 及
大正十二年度末	四七三	三三,八三三	三三,七五五	一三,〇〇〇,〇〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	三〇,九三三,〇四九	元,八八,九八〇	七,八九六,九八〇
大正十一年度末	四三三	三〇,〇〇〇	一四,九八二	六,三三,八五〇	三,三〇〇,〇〇〇	二,三三三,二四三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
同 十年度末	四三三	一八,〇三九	五八,五三三	四,三三,九九一	一,九〇〇,〇〇〇	二,九六八,八五九	二,三三三,三三三	一,〇八六,三三三
同 九年度末	四〇一	一〇,〇六九	二九,二二六	一,三三三,九九一	一,三三三,〇〇〇	一,三三三,九九一	一八,八八八,七八九	三〇七,三三三
同 八年度末	三九三	七,八〇〇	一	八八,三三三	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇,三三三,九九一	一三,七九八,三三三	三〇,八〇〇

備考 預り金には職員身元保證金を含まず

第八章 專賣

第一節 煙草

煙草は重要な財源に屬し從來消費税の形式に依りたるが大正十年七月より之を廢止し專賣制度を實施せり而して支局及出張所に技術員を配置して煙草耕作の改善指導に任ぜしめ尙煙草耕作組合に對しては一定の標準の下に政府より交付金を下付して組合に指導員を置き政府の施設に相俟ち其の指導獎勵等に當らしめつゝあり

煙草耕作人員、面積葉煙草數量及賠償價格

大正十二年度末

道名	耕作人員	耕作面積	葉煙草數量	一段步當數量	賠償價格	賠償價格
京畿道	五,一三七人	八三,一八〇反	一〇七,六三六担	一三,〇〇〇担	一三三,九九六円	一,三三三
忠清北道	七,九〇七	二,〇〇七,九九	三三,八三三担	二八,五担	一,三三三,九九三	一,八五三
忠清南道	九,九六六	九三,一七	一三,〇〇九	一五,二担	一三,七三三	一,一九二

道名	耕作人員	耕作面積	葉煙草數量	一段歩數	賠償價格	賠償價格
全羅北道	八二八人	八八二反	一六、六三三	一九・一	101.5元	1.33元
全羅南道	九六	一、五三二	一九、六三三	一三・五	191.4元	九七七
慶尙北道	五、七七七	八八六一	二九、九六六	二四・八	四四、九六六	二〇六
慶尙南道	五、〇六一	七、九〇九	一、三三三	二一・〇	三三、三三三	三三三
黃海道	三、三三三	三、三三三	一、三三三	二一・〇	三三、三三三	三三三
平安南道	三、三三三	三、三三三	三、三三三	二一・〇	三三、三三三	三三三
江原道	一、一八二	一、一八二	九、六六六	二一・一	三三、三三三	三三三
計	三〇、七七一	八、二二九	一、七五一、八七〇	二二・六	二、八九四、四四三	一、三三三

專賣局に於ける煙草の製造は京城所在東亞煙草株式會社工場、東西商會工場、朝鮮煙草株式會社工場、全州、大邱、及平壤所在東亞煙草株式會社分工場其の他主なる民間製造工場並其の器具機械を徵收又は買收して之に充て大正十年七月二日より各工場一齊に其の作業を開始し前記徵收又買收したる工場の設備補足並職工の待遇風紀衛生其の他工場管理上の改善を行へり
今工場別に位置坪數及職工數を示せば左の如し

工場名	位	坪數		職工數	備考
		現十年九月末	十二年三月末		
大和町印刷工場	京畿道京城府大和町	四八坪	四八坪	一〇人	
京城支局	京畿道京城府仁義洞	二、三九九坪	二、三九九坪	一〇〇人	
京城支局	京畿道京城府義州洞	九〇坪	九〇坪	五人	
京城支局	京畿道京城府義州洞	九〇坪	九〇坪	五人	
京城支局	京畿道京城府太平通	五五八坪	五五八坪	三〇人	
全州支局工場	全羅北道全州郡全州面高砂町	一坪	一坪	一〇人	
大邱支局工場	慶尙北道大邱府錦町	一坪	一坪	一〇人	
大邱支局	慶尙北道大邱府東雲町	六〇〇坪	六〇〇坪	三〇人	
東雲町分工場	慶尙北道大邱府東雲町	六〇〇坪	六〇〇坪	三〇人	
平壤支局工場	平安南道平壤府慶上里	六、一〇九坪	八、八〇〇坪	三、一〇九人	
計		六、一〇九坪	八、八〇〇坪	三、一〇九人	

煙草專賣制度實施の結果政府に於て販賣する製造煙草の種類名稱並定價左の如し

種類及名稱	數量	定價	種類及名稱	數量	定價
口切	二〇〇本	九十二錢	口切	二〇〇本	九十二錢
松朝	二〇〇本	九十二錢	松朝	二〇〇本	九十二錢
口切	二〇〇本	九十二錢	口切	二〇〇本	九十二錢
松朝	二〇〇本	九十二錢	松朝	二〇〇本	九十二錢

賣令を公布あり事業の發達亦大に見るべきものあるに至れり
 大正十二年度に於ける掘採坪數、收納水蓼斤數、及紅蓼製造高は左の如し

年	掘採坪數	收納水蓼	紅蓼製造高
大正十二年度	1,295,864	1,662,832	3,270,000

政府の專賣に係る紅蓼原料産地以外に於ても相當の人蓼産額あり大正十二年に於ける
 蓼圃坪數一四八、五九九坪收穫水蓼八四、七六八斤に達せり
 人蓼は一般作物と異り播種後五六年を経るに非ざれば收穫すること能はず其の製法に
 依り紅蓼、白蓼の二種なる紅蓼は水蓼(生蓼)を蒸して日光及火熱に依り乾燥し白蓼
 は水蓼を單に日光に乾かして製す前者は價貴く後者は廉なり兩者共形體の大なるを尙
 ふ紅蓼は専ら支那に輸出するものにして同國に於ては古來萬能の靈藥として愛用し之

を激賞すること内地、米國産等の及ぶ所にあらず試に支那に於て消費する各國産人蓼
 の數量價格の概要を擧ぐれば左の如し

産地	通稱	數量	平均一斤 小賣價格	産地	通稱	數量	平均一斤 小賣價格
日本	國花旗蓼 東洋蓼	80,000 100,000	3.00 2.50	朝鮮	高麗蓼	30,000 100,000	1.50 1.50

第三節 鹽

鹽は專賣にあらざるも朝鮮に於ける天日製鹽は原則として專賣局の經營する所たるに
 因り便宜之を本章に掲載せり
 古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地にて製造する煎熬鹽を以て之に充て來りた
 るも其の製造方法甚だ幼稚にして燃料勞力を要すること夥しく隨て生産費の高價なる

を免れざるを以て明治三十五年より漸次安價なる支那天日鹽の輸入を誘致し逐年其の數量を増加するに至り政府は明治四十年慶尚南道龍湖に於て在來鹽の改善を考究するに同時に京畿道朱安に於て天日製鹽の試験を行ひたるに其の結果良好にして品質亦内地鹽の一、二等品に匹敵し支那輸入鹽及在來煎熬鹽等に比し遙に優良にして生産費等に於ても優に對抗し得るを認め朝鮮に於ける正貨の流出を防止し政府の財源に資するに同時に國民生活の必須品たる鹽の自作自給を圖る目的を以て第一期事業として平安南道廣梁灣に七百七十四町歩、京畿道朱安に八十八町歩の天日製鹽を築造し明治四十二年に起工して大正元年竣工し更に大正六年第二期事業計畫を樹て朱安に百二十四町歩、平安南道德洞に二百二十三町歩を築造し尙前記鹽田の良好なる實績に鑑みて第三期事業計畫とし大正九年以降九箇年繼續を以て二千六百町歩の鹽田擴張に着手し既に京畿道南村に三百町歩、平安南道龍岡に百四十九町歩、及平安北道南市に二百十七町

歩、計六百六十七町歩を竣成したるも關東地方大震災に伴ふ朝鮮事業公債打切の結果京畿道君子に於て工事中のものを除くの外事業中止の已むなきに至れり

鹽 輸 移 入 高

年 別	内地鹽	關東州鹽	青島鹽	支那鹽	臺灣鹽	其他鹽	合 計
大正十年	二六、七五七斤	一、七三〇、三一一斤	六、五九八、三二一斤	九、九三三、九六六斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一八、〇〇〇、〇〇〇斤
大正十一年	一、七三〇、三一一斤	一、〇七六、四二八斤	四、三三三、九八一斤	八、〇九三、四九九斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、一五七、七九四斤
大正十二年	七、七七一斤	二、五三六、六六六斤	五、一三三、二九〇斤	二、一八八、三八三斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	二、四六五、〇三九斤

官 鹽 生 産 高

年 度	廣 梁 灣		朱 安		計	
	面 積	生 產 高	面 積	生 產 高	面 積	生 產 高
大正十年度	九七町	八三、一三八、〇〇〇斤	三三町	一〇、九八二、八三斤	一三〇町	九三、一三〇、八三斤
大正十一年度	一一、一四六	六三、二八三、一〇九	五二町	三三、四四六、七一九	一、六六八	七三、七二九、八三斤
大正十二年度	一一、一四六	五二、二〇六、九三六	五二町	一五、九九九、八〇〇	一、六六八	七三、一三六、七三六

淡 婆 姑

(芝峰類說) 李時珍製芝峰
光潤若時代人

淡婆姑。草名亦號南靈草。近歲始出倭國。採葉暴乾。以火爇。病人用竹筒吸其煙。旋即噴之。其煙從鼻孔出。最能祛痰濕下氣。且能醒酒。今人多種之。用其法甚効。然有毒不可輕試也。或傳南蠻國有女淡婆姑者。患痰疾。積年服此草得瘳故名。

第九章 農 業

第一節 土 地

朝鮮は到る處農業に適し殊に南部地方は氣候温暖にして農作物の發育最も佳良なり冬季は寒氣強きも麥類の如き冬作物の枯死する虞なく年中概ね空氣乾燥せるを以て收穫物の品質良好なり但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるべきに拘らず從來用水不十分なるを以て屢旱害を被るこゝあり然も灌溉の設備年々發達せるを以て漸次其の度を減じつゝあり産米増殖に付ては大正九年度より約十五箇年に亘り土地改良事業を施行し地目の變換に依り十二萬町歩開墾干拓に依り九萬町歩の良畝を得之と同時に天水畝二十二萬町歩に對し充分の灌溉水を供給し得べく朝鮮農業の前途は是より益々多望ならんこゝ最近統計に依る耕地面積を掲ぐれば左の如し

耕地面積

大正十二年末現在

道名	畝		計	田	計	土地帳未登録見積面積	
	一毛作	二毛作				畝	火田
京畿道	196,603.3	1,298.3	197,901.6	188,711.6	9,190.0	2,125.5	1,964.5
忠清北道	55,928.5	13,231.1	69,159.6	70,711.2	1,551.6	652.1	1,903.7
忠清南道	17,723.8	23,788.2	41,512.0	41,001.8	510.2	476.1	336.1
全羅北道	23,656	23,788.0	47,444.0	47,001.0	443.0	202.2	240.8
全羅南道	15,794.8	50,845.0	66,639.8	66,024.8	615.0	182.1	432.9
慶尙北道	109,791.8	79,066.9	188,858.7	181,694.8	7,163.9	1,521.2	5,642.7
慶尙南道	58,811	22,844.3	81,655.3	81,121.2	534.1	102.9	431.2
黃海道	133,659.3	1,011.3	134,670.6	134,008.7	661.9	1,700.9	1,032.8

備考 X印は休閑地にして内書なり

道名	計	自	田	小	田
平安南道	64,422.8	1	64,422.8	64,422.8	64,422.8
平安北道	72,542.8	3.8	72,546.6	72,542.8	72,542.8
江原道	81,122.6	78.8	81,201.4	81,122.6	81,122.6
咸鏡南道	53,323.7	54.1	53,377.8	53,323.7	53,323.7
咸鏡北道	8,623.3	1	8,624.4	8,623.3	8,623.3
合計	1,929,824	236,448.9	2,166,272.9	2,166,272.9	2,166,272.9

道名	自		田		小		田	
	畝	町	畝	町	畝	町	畝	町
京畿道	53,994.1	1	64,123.9	1	13,909.8	1	13,909.8	1
忠清北道	22,623.3	1	59,321.7	1	5,920.1	1	5,920.1	1
忠清南道	14,782.5	1	43,326.6	1	12,817.7	1	12,817.7	1

道名	自作		小作	
	田	作	田	作
全羅北道	三三,九三〇	二八,三六三	三三,四三〇	三九,二〇三
全羅南道	八三,三三三	一三,一七六	二九,二八六	六三,八九八
慶尙北道	八二,五三三	一〇〇,〇二八	一〇六,七三三	一〇一,六八一
慶尙南道	五八,〇六九	三三,三〇三	一〇八,七三三	三〇,七六〇
黃海道	五七,六三三	一六,九二二	九四,〇三八	二四,〇四八
平安南道	三三,〇〇七	一七八,八三六	四一,四三三	一五〇,五四八
平安北道	三〇,五三一	一六六,八九九	四一,八二七	一五六,五八三
江原道	二一,九〇九	一七八,四六八	三六,八七〇	七三,五三六
咸鏡南道	三六,四三三	二四八,九九六	一六,八三三	六三,二三三
咸鏡北道	六,六三一	一八〇,〇二四	二,〇三三	一六,九三三
總計	五五〇,一九七	一,五九〇,一八〇	九八九,二六三	一,一八〇,五八二
大正十一年末	五五三,三三〇	一,六三二,一〇〇	九九三,六〇一	一,一八九,八四八
大正十年末	五五七,九三六	一,五九二,〇二七	九八三,七三三	一,一八六,七九六
大正九年末	五五〇,八三三	一,五七六,〇七三	九八二,八四八	一,一〇二,九三三

備考 土地表帳未登録の耕地は自作、小作の區分を缺く

第二節 國有未墾地

未墾地は産業の開發と共に其の利用の有利なるを知る者多く田畝の開墾漸次増加しつつあり

未墾地面積

道名	國有		民有		合計	道名	國有		民有		合計
	町	町	町	町			町	町	町	町	
京畿道	五,九一〇	一,四三〇	五,四八〇	八八	五,五六八	黃海道	七,〇七	三,〇〇〇	三,九七七	一〇,〇七七	
忠清北道	二,四二二	二,三三三	五,〇〇〇	三,五七	八,五三九	平安南道	一,三三〇	二,九七	一,九二七	四,三〇七	
忠清南道	二,四二二	二,三三三	五,〇〇〇	三,五七	八,五三九	平安北道	一,三三〇	二,九七	一,九二七	四,三〇七	
全羅北道	一,一六〇	二,二二二	三,三三三	三,五七	六,六六六	江原道	七,八七	一,九三三	九,八一	一,九三三	
全羅南道	二,〇六八	一,二〇八	三,二七六	三,三三	六,六一九	咸鏡南道	一,九三三	一,九三三	一,九三三	三,八六六	
慶尙北道	一,三三三	一,三三三	二,六六六	三,三三	五,〇〇〇	咸鏡北道	一,三三三	一,三三三	一,三三三	二,六六六	
慶尙南道	一,三三三	一,三三三	二,六六六	三,三三	五,〇〇〇	總計	一〇,八七一	三三,三三三	四四,一五〇	五五,〇二一	

本表には山林原野の内山麓緩傾斜地の大部分及干潟地を包含せず

其の他山麓緩傾斜地の大部分は干瀉は全く未墾に屬し其の面積の如き一箇所にして數百町歩に互れるものあり此等未墾地の中干瀉の利用に對しては築堤水門等の設備に多少の費用を要す雖田、畚は成功後地味概ね肥沃にして收益亦尠少なからざるが故に之が利用を出願する者漸次増加し著實なる事業家の投資を爲す者多きを加ふるに至れり國有未墾地利用法は未墾地の利用を奨励する趣旨を以て制定せられたるものにして未墾地の貸付を受けむとする者は面積十町歩を超ゆるものに在りては朝鮮總督、十町歩下に在りては地方長官の許可を受くべく貸付期間は最長十箇年にして公共の利益を以るべき事業に供するもの又は農民若は漁民の宅地に供するものは事業成功後附與せらるべく開墾、牧畜植樹等の事業に供するものは特別の事由ある場合を除くの外は附與せられ其の他の利用(漁場、鹽田の類)に付ては拂下を受くるものとする其の貸付料は一町歩年額五十錢とし特別の事由ある場合は之を減免す

第三節 農業者

朝鮮に於ける耕地の大部分は大地主の所有に係れり此等の大地主は多く都會に住居し

土地所在地に代理人を置き小作地を管理し小作料を徴收するを普通とす小作料徴收の方法は概ね(一)秋收期検見を行ひ生産額の二分の一乃至三分の一を標準として小作料を定むるもの(二)收穫に際し其の收穫物を折半し其の一を小作料と爲すもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くもの、三種とす而して地主小作人間は年限小作料其の他に關して成文の契約なく口約を以て之を定むるもの多し

地方別農業者表

大正十一年十二月

道名	内地		朝鮮		支那	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
京畿道	1,533	2,523	33,611	1,329,510	33	1,015
忠清北道	190	221	111,289	2,927,210	3	22
忠清南道	260	313	128,518	2,826,212	20	125
全羅北道	1,026	1,232	101,021	1,021,222	22	102
全羅南道	1,322	1,541	122,910	1,222,202	3	20
慶尙北道	1,112	1,281	22,222	1,222,222	22	120
慶尙南道	1,212	1,321	22,222	1,222,222	22	12

道名	内地人		朝鮮人		合計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
黃海道	2,121	23,757	1,125	18,891	3,246	42,648
平安南道	2,062	24,326	1,012	18,533	3,074	42,859
平安北道	1,122	18,743	1,072	17,997	2,194	36,740
江原道	330	4,933	196	2,933	526	7,866
咸鏡南道	390	5,042	164	2,032	554	7,074
咸鏡北道	90	1,032	69	867	159	1,899
總計	9,442	118,800	5,261	69,171	14,703	187,971

道名	其他の外國人		合計	
	戸數	人口	戸數	人口
京畿道	1	6	1	6
忠清南道	1	1	1	1
忠清北道	1	1	1	1
全羅南道	1	1	1	1
全羅北道	1	1	1	1
總計	5	10	5	10

農業者業態表

大正十二年十二月

道名	専業	兼業	別業	家戸計	人口
慶尚北道	1	1	1	3	1,721
慶尚南道	1	1	1	3	1,623
黃海道	1	1	1	3	1,808
平安南道	1	1	1	3	826
平安北道	1	1	1	3	1,018
江原道	1	1	1	3	1,098
咸鏡南道	1	1	1	3	997
咸鏡北道	1	1	1	3	1,018
總計	8	8	8	24	12,303

道名	農業者業態表		家戸計	人口
	専業	兼業		
京畿道	101,833	109,488	211,321	2,359,717
忠清北道	109,488	101,833	211,321	2,359,717

道名	農業別農家戸數			計
	專業	兼業	兼業別	
忠清南道	四三,六三三	三三,四八三	一,七七一	一七九,一五五
全羅北道	三六,二六六	五七,二三〇	二〇,九六六	一,一四九,九六六
全羅南道	三三,三九〇	八三,四七九	三三,八六九	一,一四九,九六六
慶尙北道	三三,四七七	六六,〇三三	三三,八〇〇	一,一四九,九六六
慶尙南道	二二,八五二	六四,七九五	二七,六四七	一,一四九,九六六
黃海道	一九,九九九	三〇,五九九	二八,五三八	一,一四九,九六六
平安南道	一九,五三三	二五,三〇二	一八,〇六三	一,一四九,九六六
平安北道	一六,九八〇	二六,四八八	一九,六四三	一,一四九,九六六
江原道	一〇,七三二	二五,五三三	一六,二六六	一,一四九,九六六
咸鏡南道	一〇,一九五	九,〇七八	一六,二六六	一,一四九,九六六
咸鏡北道	二,二〇〇,〇〇〇	四八二,八三五	二,七〇二,八三五	一,一四九,九六六
總計				二,七〇二,八三五

道名	地主人數					計
	地主(甲)	地主(乙)	自作	自作兼小作	小作	
京畿道	三,七九九	八,七三三	一九,九八八	二〇,三三三	一九,七一九	二,七〇二,八三五
忠清北道	五九九	三,七七八	一五,七五三	一〇,一〇〇	二〇,二五〇	一,一四九,九六六
忠清南道	六三三	四,三三三	一五,四九三	一〇,五七三	一九,一五一	一,一四九,九六六
全羅北道	三六一	二,三八五	一三,二七三	一五,四八九	一三,九八九	一,一四九,九六六
全羅南道	五九九	四,八三三	一四,〇八三	一三,九三〇	一三,〇三六	一,一四九,九六六
慶尙北道	一,〇九五	七,八八四	一五,一八五	一四,七八八	一六,〇〇八	一,一四九,九六六
慶尙南道	七七七	六,七三〇	一五,〇一三	一四,二八七	一五,八四一	一,一四九,九六六
黃海道	一,八八四	八,八九七	一五,六三三	一四,三三三	一〇,八七九	一,一四九,九六六
平安南道	二,〇七九	八,五九六	一五,三三三	一四,三三〇	一五,三三〇	一,一四九,九六六
平安北道	三,五八五	一三,六九五	一五,〇一三	一四,三三三	一五,〇一三	一,一四九,九六六
江原道	六三三	五,九九九	一五,三三三	一四,三三三	一五,〇一三	一,一四九,九六六
咸鏡南道	一,三三八	五,七七三	一五,七七三	一四,三七七	一五,八四一	一,一四九,九六六
咸鏡北道	八〇五	二,九六〇	一五,二二二	一四,三三三	一五,三三三	一,一四九,九六六
總計	一七,九〇三	八二,四九八	一五,九八五	一四,三三三	一五,三三三	二,七〇二,八三五

備考 地主甲とは其の所有する耕地を悉く小作せしめ自ら耕作せざる者地主乙とは所有耕地の大部分を他に小作せしめ一部分を自ら耕作する者を謂ふ

第四節 農産物

イ米 米は朝鮮の農業生産額中首位を占むるものなり然るに始政當時畝の荒廢甚しくして反當の收量少く且品質劣等なりしを以て改良増殖を圖りし結果今日に於ては收量品質共に面目を一新し大正十二年に於ては一千五百十七萬四千石を産し其の輸出高四百八萬石、價額一億一千四百萬圓に達せり

ロ大豆 品質收量共に佳良にして各道到る處に栽培せられ殊に西北鮮の産品中には優良品を産し内地及滿洲種に比較すれば蛋白質に富めるを以て豆腐、味噌、醬油等の原料として貴ばる大正十二年中に於ける輸移出額は百二十八萬三千石其の價額二千八十二萬圓に達し米と共に重要輸移出品に屬せり

ハ麥 大麥小麥を主とし尙裸麥を併せて到る處に栽培せらる小麥は近年生活程度の

向上に因り鮮内消費額益増加するも猶ほ米、大豆に次ぐ重要輸移出品たり

ニ粟 粟は西北鮮地方に於ける主要畑作物にして重要なる該地方の常食とし其の栽培古來より盛に行はる、も未だ鮮内の需要を充すに足らず大正十二年度に於ては百八萬七千四百九十三石其の價額一千三百三十一萬三千八百圓の輸移入を見た

主要農作物作付段別及收穫高

大正十二至十一月

道名	作付		計	收穫		計	一反歩收穫高	
	水	陸		水	陸		水	陸
京畿道	一九六、七五、町	二、三六、町	一九九、一三、町	一、二〇、〇〇、石	一八、四八、石	一、六八、四四、石	〇、八二、石	
忠清北道	六八、五三、町	五九〇、二	六五八、五三、町	六八、五三、町	四、六三、町	六八、五三、町	〇、九〇、石	
忠清南道	一、五九、町	一、三三、町	二、九二、町	一、八二、七五、町	三、九二、町	一、九二、七五、町	〇、九〇、石	
全羅北道	一、三三、町	三、九六、町	五、二九、町	一、八〇、〇〇、町	三、二八、町	一、八二、一七、町	〇、九〇、石	
全羅南道	一〇、二六、町	四、九八、町	一五、二四、町	二、二六、町	二、二六、町	二、二六、町	〇、九〇、石	
慶尙北道	一、三三、町	五、三〇、町	六、六三、町	二、三〇、町	二、三〇、町	二、三〇、町	〇、九〇、石	

道名	作付別		收穫		一段步收穫高	
	水稲	陸稲	水稲	陸稲	水稲	陸稲
慶尚南道	二六三,九五七町	二,三五九,八八町	一,九八五,〇五七石	二〇,九三三石	一,二二一石	〇,八九五石
黃海道	二〇〇,五五三町	四,一二五町	八六三,七二〇石	二,三三三石	〇,七三三石	〇,五三九石
平安南道	六四,三〇八町	五,七三九町	四三二,五〇三石	三九,四四三石	〇,七〇二石	〇,六八九石
平安北道	七四,八七一町	一,三三三町	五八,四八一石	八,九三七石	〇,六九五石	〇,六八九石
江原道	七五,一五七町	四,四三三町	六三,七三〇石	二,〇一〇石	〇,八七五石	〇,四七四石
咸鏡南道	四三,六九一町	四,七三三町	三九,七二二石	二,九三三石	〇,八九七石	〇,六一二石
咸鏡北道	九,七四九町	三,五三三町	九,二〇三石	三三三石	〇,九四八石	〇,六二九石
合計	一,五三〇,三五三町	二〇,〇四六町	一五,〇八八,七七五石	一,五五,八三三石	一,一七四,六四四石	〇,六七八石
大正十一年	一,五三九,五〇八町	一八,四四〇町	一四,八九四,八九五石	一,一九,五三七石	一,一〇四,二九三石	〇,九七三石
大正十年	一,五二一,一七二町	一八,三三三町	一四,〇六六,二七三石	一,一八,〇〇〇石	一,一三二,四三三石	〇,六四四石

道名	作付別		收穫		一段步收穫高	
	大麥	小麥	大麥	小麥	大麥	小麥
忠清北道	六三,〇〇九町	一,六六〇町	四三三,三三九石	九〇,七一九石	一,二七六石	〇,六八一石
忠清南道	五八,七〇〇町	一五,〇三二町	四六八,五〇〇石	九九,六三三石	一,一八五石	〇,七九八石
全羅北道	五七,三一一町	一,八七九町	三三〇,三六八石	六八,八八三石	〇,九〇〇石	〇,七九九石
全羅南道	一一,三四八町	三,一一八町	一〇九,二二二石	二四,八八一石	一,〇三三石	〇,八九九石
慶尙北道	二六四,二七九町	四,三三三町	一,三三六,〇八三石	三六,八三三石	六,一七三石	〇,五四四石
慶尙南道	一五〇,七〇一町	一,九八八町	九九九,六三七石	一〇,八〇六石	六,三三三石	〇,七六五石
黃海道	一四,二九二町	一,〇〇九町	八四,七九五石	四七,九七六石	七,四八三石	〇,五九三石
平安南道	一七,五五〇町	三,三〇九町	一四,一三三石	一三,一〇一石	二,八八七石	〇,八三八石
平安北道	八,九九二町	九二〇町	一,六六,七四五石	四,〇九三石	一,〇九三石	〇,四四三石
江原道	三六,三三四町	三,三三三町	二五九,一〇五石	一五,一一二石	二,八八七石	〇,四六七石
咸鏡南道	三八,一九七町	六,九五一町	一五八,四四六石	二九,三〇七石	一,九九九石	〇,四三三石
咸鏡北道	四三,七五八町	四,九九三町	二〇九,〇二〇石	一,七八八石	一〇石	〇,三三八石
合計	八三三,一四五町	三三,二九九町	六,三三〇,九九九石	一,一七九,八七三石	五九,六四四石	〇,六二八石
大正十一年	八三三,一〇九町	三三,一七八町	六,八一九,三三三石	一,一七〇,五〇九石	五九,七〇〇石	〇,六六七石
大正十年	八〇〇,四三三町	三三,〇〇〇町	七,六一五,〇〇〇石	一,一七〇,五〇九石	五九,六四四石	〇,七四三石

道名	作付反別			收穫種高			一段步收穫高	
	大豆	小豆	粟	大豆	小豆	粟	大豆	小豆
京畿道	八三,三二八町	一四,九三三町	五,〇九三町	四八,九四七石	六四,〇七石	一八六,七八六石	〇,九三九石	〇,四三〇石
忠清北道	五五,六九九町	七,七九三町	一六,三三三町	二二六,一六六	五七,七七一	九七,九九五	〇,六〇五	〇,四八八
忠清南道	四六,九四四町	七,九四二町	一,六八一町	二九七,七六三	五九,八九八	一一,九〇〇	〇,三三四	〇,〇〇〇
全羅北道	五三,一六三町	六,七〇七町	一,八三三町	一七五,八四六	二四,八二四	一一,七三七	〇,五〇〇	〇,〇〇〇
全羅南道	五三,一七六町	五,八四三町	五,七七九町	二二二,八八六	二五,七六五	三三〇,五八五	〇,五八七	〇,四二〇
慶尙北道	一〇八,四九九町	四,九三三町	二,七〇三町	六八八,九四九	二二,九二四	三〇四,四六六	〇,六五五	〇,四三三
慶尙南道	五八,五五五町	五,一一〇町	二,七〇三町	五八九,七六六	二七,一一九	二四,五三六	〇,六六七	〇,四九三
黃海道	九〇,〇九七町	六九,八七四町	一〇,八四九町	四三三,七七一	三三,〇〇八	一一,三三三	〇,四七七	〇,三六三
平安南道	五七,一〇九町	五三,〇〇一町	一七,六三九町	三三,七三三	一四,七三三	一,〇二二	〇,五三三	〇,五三七
平安北道	六八,九三〇町	五八,一五三町	一〇,三三八町	三三,二六二	三三,四三三	五九,〇〇〇	〇,五三三	〇,五三三
江原道	六六,六三三町	二五,四〇二町	七九,三三三町	一五,九七五	八四,三三三	四二,七八九	〇,四七五	〇,五三三
咸鏡南道	六七,五四八町	一八,四九三町	八三,五三三町	五八,六七三	六六,七七六	六二,七七一	〇,五七四	〇,五三三
咸鏡北道	四四,五三三町	二,八五三町	六六,八八八町	三三,〇三〇	一三,三三三	五三,一九八	〇,六三三	〇,四三三
合計	八〇三,八七七町	三三〇,九三三町	七九,九三三町	四,三三三,三三三	九八,八二〇	五,三三三,三三三	〇,三三三	〇,三三三

大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年
七九,一〇七	三三〇,九三三	七九,九三三	四,三三三	九〇,三三三	五,三三三	〇,三三三	〇,三三三
七九,一〇七	三三〇,九三三	七九,九三三	四,三三三	九〇,三三三	五,三三三	〇,三三三	〇,三三三
七九,一〇七	三三〇,九三三	七九,九三三	四,三三三	九〇,三三三	五,三三三	〇,三三三	〇,三三三
七九,一〇七	三三〇,九三三	七九,九三三	四,三三三	九〇,三三三	五,三三三	〇,三三三	〇,三三三
七九,一〇七	三三〇,九三三	七九,九三三	四,三三三	九〇,三三三	五,三三三	〇,三三三	〇,三三三
七九,一〇七	三三〇,九三三	七九,九三三	四,三三三	九〇,三三三	五,三三三	〇,三三三	〇,三三三
七九,一〇七	三三〇,九三三	七九,九三三	四,三三三	九〇,三三三	五,三三三	〇,三三三	〇,三三三
七九,一〇七	三三〇,九三三	七九,九三三	四,三三三	九〇,三三三	五,三三三	〇,三三三	〇,三三三
七九,一〇七	三三〇,九三三	七九,九三三	四,三三三	九〇,三三三	五,三三三	〇,三三三	〇,三三三
七九,一〇七	三三〇,九三三	七九,九三三	四,三三三	九〇,三三三	五,三三三	〇,三三三	〇,三三三

輸移出穀物三年對照

品名	大正十年	大正十一年	大正十二年
米	三,五三六,二九石	三,二〇〇,〇〇石	三,九二九,五三石
大豆	九二,八一三,九七一石	九二,八〇三,二九三石	一一,二三四,八六石
小豆	一,九,五九〇石	一一,八三三石	四,九六六石
麥	一三九,三三三石	六九,六六〇石	三,七三三石
其他	二八三,八三三石	三〇,八三三石	二,九三三石
合計	三,〇三三,七九一石	三,〇三三,七九一石	一,六三三,三三三石

品名	大正十一年		大正十二年	
	石	円	石	円
小豆	六七、五四三	三、四三三	一九、四一四	五〇、三三三
菜豆	九、九三三	三、九三三	八、五三三	二、五三三
其他の豆	三六、一八七	一、一八七	三三、九六八	一、一七九
其他の穀物	三九、三三三	一、三三三	四六、三三三	一、三三三
玉蜀黍	九、三三三	三、三三三	三、七九一	一、三三三
其他の穀物	一三、三三三	四、三三三	九七、八一三	三、三三三
合計	一三三、八七六	四、八七六	一一九、七八九	三、七八九

輸移入穀物三年對照

品名	大正十一年		大正十二年	
	石	円	石	円
米	一八、八〇〇	一、八〇〇	一七、三三三	一、三三三
粟	一〇、三三三	三、三三三	二、七九〇	一、三三三
落花生	八、三三三	二、三三三	一〇、八七九	三、三三三
小豆	九、九三三	三、九三三	三、三三三	一、三三三
其他の豆	二八、三三七	一、三三七	二九、三三七	一、三三七
其他の穀物	二四、九三三	八、九三三	二九、三三七	一、三三七
其他の穀物及種子	二、三三三	〇、三三三	七、八三三	二、三三三
合計	二、三三三	〇、三三三	一、〇八、〇三三	三、〇三三

ホ甘藷 朝鮮地方に多く栽培せられ農家の補食用として嗜好せらる
へ馬鈴薯 朝鮮地方に多く生産し品質佳良なるものあり其の栽培年々増加し甘藷と
共に農家各種の補給に充てられつつあり
ト果實 朝鮮の風土は極めて果樹の生育に適するを以て近時京城、仁川、素砂、大
邱、大田、三浪津、金海、黃州、鎮南浦、平壤、咸興、德源、羅南を始め其の他各
地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至れり

- 一栗 古來各道に栗を産せざるはなきも就中平安南道の咸從に産するものは澁皮の剝離容易にして甘味に富めり京畿道、平安南道には栗林の殖栽尠からず
- 二柿 概ね柿澁にして湯にて澁を抜き又は臥に投じて熟柿とし又は剥皮して乾柿と爲す忠清南、北道、全羅北道、慶尙北道等産出多し
- 三桃 毛桃は水蜜桃に類し味稍佳なれども毛無桃は從來の内地桃に類し品質劣れり近來京城開城、三浪津等に於て改良種の良果を産出す
- 四苹果 在來種は産額少く小形にして品質劣等なり近來優良種の苹果各地に栽培せられ内地滿洲及西伯利に於ける需用多く好評を博しつつあり

五梨 咸興梨の如き稍良品あるも一般に味佳良ならず之に反して内地種は能く良果を結び其の栽培逐年増加せり又洋種の結實は内地に比して著しく優れり
六葡萄 風土能く洋種葡萄に適し内地に於て栽培困難なる良種も容易に結實し甘味多く品質良好なり

七蔬菜 從來白菜、蘿蔔、甜瓜、南瓜、水芹、蒜等の栽培多く行はれ開城白菜の如き其の尤なるものなり近來内地人の移住増加に伴ひ種々なる蔬菜類の栽培漸次増加するに至れり
八棉花 棉は江原道、咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外各地殆ど之を栽培せざるなく就中全羅南道、慶尙北道及平安南道は其の主産地にして全羅北道、忠清南、北道及黃海道之に亞ぐ在來棉は纖維長くして彈力に富み各種の用途に適するも品質優良ならざるを以て明治三十九年以來政府保護の下に收量繰綿歩合共に多く纖維の細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励せしに成績良好にして年々其の栽培反別を増加し明治四十三年に於ては陸地棉作付反別千二百六十八町歩其の栽培戸數僅に二萬九百餘戸なりしに大正十一年には作付反別十萬四千二十五町歩其

の栽培戸數五十七萬四百七十戸の多きに達し尙大正八年より京畿、黄海、平安南北の四道及忠清北道、慶尙北道の一部に於て陸地棉に不適なる地方は在來棉を獎勵栽培せしめ大正十二年に於ては棉作付總面積四萬九千二百十九町歩其の栽培戸數八十六萬五千九百餘戸に及べり

棉作付段別收穫高及輸移出額

年	作付段別		收穫		輸移出額
	在來棉	陸地棉	在來棉	陸地棉	
大正十年	113,746.8町	101,940.4町	20,888,850斤	9,846,113斤	3,559,000円
同 十一年	27,022.8町	101,012.8町	2,929,750斤	11,708,115斤	3,323,000円
同 十一年	27,022.8町	101,012.8町	2,929,750斤	11,708,115斤	3,323,000円
計	140,769.6町	202,953.2町	23,818,600斤	21,454,228斤	6,882,000円

又甜菜 甜菜は明治三十九年來勸業模範場並道種苗場に於て試験の結果西鮮地方の風土に適するを認められ大正八年大日本製糖會社は平壤に製糖工場を設置して同九年より製糖作業を開始し大正十二年には平南、黄海兩道に亘り大約八百二十五町歩

に原料甜菜を栽培せり

ル繭及生絲業 蠶繭は特殊農産物中最重要なるものに屬し今や全道到る處其の生産を見ざるはなく就中慶北、平南、忠南、平北、江原の五道を其の主産地とす從來の蠶種は雜駁劣等なる三眠蠶にして桑樹は畦畔宅地等に散植し培養を加ふることなく葉質概ね粗悪なりしも近時蠶業發展の機運大に熟し産繭の品質は育蠶技術の進歩と相俟て顯著なる向上を見るに至り總督府は大正八年四月朝鮮蠶業令及其の關係法規を發布し蠶種の製造、蠶種桑苗の移入、桑苗の生産販賣、蠶病の豫防等に關する取締を行ひ將來益斯業の發達を圖らんこと最近生絲生産額六萬一千百三十一貫を算するに至れり

家

蠶

大正十二年十一月

道名	桑田段別	養蠶戸數	蠶種掛立枚數	繭產額			製絲戸數	製絲產額
				春	夏	計		
京畿道	1,200,000町	1,100,000戸	1,200,000枚	12,000石	8,000石	20,000石	6,000戸	7,800,000円

道名	桑田段別	養蠶戸數	蠶種立收數	蠶產			計額	戸數	製絲數	製絲額
				春	夏	秋				
忠清北道	三、一三、二町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
忠清南道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
全羅北道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
全羅南道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
慶尙北道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
慶尙南道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
黃海道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
平安南道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
平安北道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
江原道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
咸鏡南道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
咸鏡北道	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	
總計	三、一、三三町	三、一、三三戸	三、一、三三枚	一〇、八〇石	三、〇〇石	一、七〇石	三、二〇八石	八、〇〇	三、二〇八	

ラ家畜

一牛 體軀肥大、體質強健而も性質温順なるを以て農耕運搬用を兼ね又食用として需要多く到る處の農家に飼養せらるる又其生産豐饒價格低廉なるを以て内地、露領沿海州及支那等に移輸出せらるるもの多し大正十二年に於ける生牛の移輸出額四萬九千餘頭、價額三百六十萬餘圓を算し牛皮、牛骨、牛脂、牛蠟の輪移出額亦二百四十餘萬圓に上り其價格成牛一頭牡百、牝七八十圓内外に達す乳用牛にはホルスタイン種エーアシャー種を主とし大正十二年には七百餘頭其の搾乳高五千石に上れり

二馬 朝鮮馬は體軀矮小にして耕耘に使用せられざるも比較的力強く險路峻坂を行くに巧にして専ら乗駄兩用に供せられ性質亦順良にして御し易し普通一頭の價格約六七十圓なり近時内地産の馬を移入する者著しく増加し勸業模範場蘭谷牧馬支場に於ては新馬種の生産試験を行ひ咸鏡北道に於ては雄基に種馬所を設けて内地産馬の種付を奨励し李王職は京華山牧場を設け民間に在りても成歡牧場を設けて共に外國種の蕃殖を圖りつつあり

三驢 乘駄兩用に供せらるるも其の數少なく驢は一頭の價約四五十圓驢は七

八十圓内外なり

四・綿羊 大正八年より咸鏡南北道、平安北道、黄海道、全羅南道の五道に蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ洗浦牧羊支場に於ては目下蒙古種とメリノウール種及シロツブシア種との雜種蕃殖及純粹蕃殖の試験中なり

五・豚 農家に飼養せられ其の數牛に次ぐ在來種は體軀矮小晩熟にして肥大性を缺き品質劣等なれども其の生産頗る多く一頭の價十二圓内外なり近年改良種としてパークシア種の飼養漸次増加し大正十二年末には約百十七萬頭に及び總頭數に對する改良種の歩合十八パーセントに達せり

六・家禽 鶏最多數を占め鶯、鶯及七面鳥等は其の數甚だ少し鶯は殆ど農家に於て飼養せざるはなく在來種は稍小形にして性質頗る敏捷に産卵少し近年改良種として白色レグホン、プリマスロック名古屋コーチン種の飼養漸次増加し大正十二年末には總羽數に對する改良種の歩合十七パーセントに達せり

七・養蜂 朝鮮人は古來蜂蜜を食用及藥用に供するを以て蜜蜂を飼養する者尠からず江原道、平安北道、咸鏡南道最盛にして大正十二年の生産額は蜂蜜、蜜燻約三

萬三千圓に達し農家の副業となすに適し將來發展の望あり近時改良種としてイタリヤ種カーニオラン種を飼養する者あるも其の數未だ多からず

家畜及家禽數表

大正十二年十二月末日現在

道名	牛		計	馬	騾	鹿	豚	山羊	綿羊	鶏
	牝	牝								
京 畿 道	1,234,567	1,234,567	2,469,134	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
忠 清 北 道	1,234,567	1,234,567	2,469,134	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
忠 清 南 道	1,234,567	1,234,567	2,469,134	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
全 羅 北 道	1,234,567	1,234,567	2,469,134	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
全 羅 南 道	1,234,567	1,234,567	2,469,134	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
慶 尙 北 道	1,234,567	1,234,567	2,469,134	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
慶 尙 南 道	1,234,567	1,234,567	2,469,134	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
黄 海 道	1,234,567	1,234,567	2,469,134	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
平 安 南 道	1,234,567	1,234,567	2,469,134	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567
平 安 北 道	1,234,567	1,234,567	2,469,134	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567	1,234,567

道名	牛		計	馬	騾	驢	豚	山羊	綿羊	綿
	牝	牝								
江原道	五、六五	三三、〇三三	一、九、〇〇九	九、三〇	三、三	一、〇	八〇、三三	一九一	七、六	五、〇、〇六
咸鏡南道	三、六、三三	一〇、六、三三	一、七、一、六六	六、〇、九	三、三	三、三	一、八、三、〇〇	一、九	一、六	三、八、八、一一
咸鏡北道	一、〇、三三	三、八、八三	八、九、一	三、三	三、三	三、三	一、〇、三、三	三、三	三、三	三、三、三、三
合計	一〇、三、三	四、七、一、六六	一、七、一、六六	一、九、三、〇	九、六	七、六	一、〇、三、三	一、九	一、六	一、〇、三、三

第五節 穀物検査

米は朝鮮物産の大宗にして輸移出品の首班たり其の改良に關しては種々の施設を行ひ大正四年二月米穀検査規則を發布して輸移出米の検査を施行し漸次良好の成績を挙げ來れるも既往の成績に鑑み大正六年九月之を改正せり爾來米穀の改良大に進み聲價著く向上して廣く内地に取引せらるゝに至り同十二年七月再び規則を改正して白米検査を全鮮(江原、咸北を除く)に施行せり現行検査の要點を擧ぐれば(一)朝鮮産玄米及白米を輸出、移出又は他の道に搬出せむとする場合は検査を受くること(二)検査は道地

方費の事業として行ふこと(三)検査等級は玄米は特等以下四等の五階級に、白米は特等以下等外の四階級に分ち不合格米は輸出、移出又は他の道に搬出を禁止し、白米の等外は輸出又は移出することを禁止すること(四)容量は玄米の一呎四斗(口米最低五合)白米は一呎四斗(口米最低五合)一袋二斗(口米最低二合)とせること(五)検査の方法は吸入は見刺法に依り布袋入は解口し石の粒數検査は抜検査の方法に依り之を行ひ検査を爲したる米には其の包装に検査證印及道名記號を押捺すること(六)米穀検査は當分の内江原道及咸鏡北道には施行せざることを等なり
大豆は米に亞ぐ重要農作物にして其の改良は最も緊要なるものあるを以て米穀検査規則に準し大正六年九月より之が検査を施行し更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ大體同令に準し之を改正し検査等級を五階級とせり
小麥は黃海道、平安南道(黃海 大正七年四月より)、菜豆豌豆は咸鏡北道(大正九年六月より)、小豆及菜豆は咸鏡南道(大正十一年五月より)に於て何れも道令を以て同様検査を施行せり

玄米検査成績表 (噸)

年次	總檢數	格				計	格不 數合	格不 數合	歩合格
		特等	一等	二等	三等				
自大正九年十一月 至同十年十一月	五,三三三,六一〇	一三,七三三	七〇,三三八	六二一,三九七	六,二二七,八三二	一	四,九四三,〇五五	五〇,一〇七	九二
自大正十年十一月 至同十一年十一月	五,九九九,〇〇八	三六,八一八	六三,一〇五	五〇〇,七七一	四,六三五,七四八	一〇八,七二〇	五,五四四,一三三	四三,八八六	九三
自大正十一年十一月 至同十二年十二月	七,〇〇七,九四五	三四,三六六	一三七,一四六	九四九,〇四六	三,九六四,八八六	一,四九五,七三六	五,九一〇,一五〇	四一,六七〇	九四

白米検査成績表 (噸)

年次	總檢數	格				計	格不 數合	格不 數合	歩合格
		特等	一等	二等	等外				
自大正九年十一月 至同十年十一月	五,一〇六,〇六六	四,五八八	五二,五二〇	八,一三〇	一〇,三三九	六,一八七	一〇一	一〇〇	
自大正十年十一月 至同十一年十一月	五,三三三,三三三	一五,八六六	五〇,〇三三	一〇,五三三	一五,九〇九	五,三三三	一,三三三	一〇〇	

自大正十一年十一月 至同十二年十一月	五,〇六一,二二二	九,一〇九	五,〇一〇,三三三	二,八一八	五〇,一〇九	五,〇六一,二二二	七,一〇九	一〇〇
-----------------------	-----------	-------	-----------	-------	--------	-----------	-------	-----

大豆検査成績表 (噸)

年次	總檢數	格				計	格不 數合	格不 數合	歩合格
		特等	一等	二等	三等				
自大正九年十一月 至同十年十一月	五,〇〇〇,五五五	一六,五五六	一六六,七三三	三九九,七四七	三,三〇二,八五九	一	四,九一五,八八七	八四,五三七	九八
自大正十年十一月 至同十一年十一月	三,一三六,七六〇	一五,五三三	一六九,五三三	三六九,九四七	二,三八七,〇一八	一一九,八〇〇	三,〇〇〇,八二五	七五,九四五	九八
自大正十一年十一月 至同十二年十二月	二,九九七,四五三	三三,四三三	一九六,九三三	二九五,三三三	一,七九七,八四一	六二六,一五五	二,九四一,七三〇	五五,七三三	九八

第六節 勸農機關

農業は朝鮮の産業中最重要な位置を占め國民の經濟は一に繋りて其の振否如何に在る

を以て總督府は之が改良指導の途を講ずる爲勸農機關を設く即ち左の如し

勸業模範場

- 一本場は京畿道水原に在り産業の改良發達上に資する調査、試験、農事の模範、實地指導、講習、講話、種苗、蠶種、種禽、種畜の配付等を主たる目的とす
- 二西鮮支場 黄海道沙里院に在り専ら朝鮮に於ける一般畑作物の調査試験を行ふ
- 三蘇島園藝支場 京城市外蘇島に在り園藝に關する試験及模範的栽培に努む
- 四木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り専ら棉花に關する試験調査、種子の馴化、栽培等を行ひつつあり
- 五洗浦牧羊支場 江原道洗浦に在り緬羊の蕃殖、配付を主なる目的とし蒙古羊を輸入して「メリノ」種との雜種試験を行ふ
- 六木浦棉作支場龍岡出張所 平安南道龍岡に在り主として朝鮮在來棉花の試験を行ふを目的とす
- 七蘭谷牧馬支場 江原道蘭谷面に在り蒙古牝馬を基礎とし飼養及蕃殖試験を行ひ朝鮮に適する馬種を産出し之が普及を圖るを目的とす

八蠶業試験所 水原に在り原蠶種の製造配付及蠶業に關する試験、調査を行ふ
 九女子蠶業講習所 水原に在り講習期間は十箇月にして蠶業に關する學理及實地を講習し其卒業生は總數三百四十四名に及べり

道種苗場

種苗場は京城、清州、公州、全州、光州（濟州島に支場を設く）大邱、晉州、海州平壤、定州（江界に支場を設く）春川、咸興（德源、安邊、北青に支場を設く）鏡城（城津、會寧、穩城に分場を設く）の十三箇所に設けられ農産の改良増殖に關する試験及調査、種苗、種卵、種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する模範農具の貸與農事に關する講習、講話、傳習及實地指導を行ひつつあり

ハ 道原蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す原蠶種の製造を爲すと共に蠶業に關する試験調査を行ひつつあり

ニ 道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し蠶病の豫防及蠶種、桑苗の生産販賣に關する取締を爲す

ホ 道種馬所 咸鏡北道の設立にして慶源郡雄基に在り種馬はサラブレット種ハーニ

一の雜種及蒙古種を飼養し附近の地方馬に種付して改良を圖りつつあり
 朝鮮農會 農業の改良發達を圖るを以て目的となし本會を水原に置き各地に十二の支會を設く同會は農業に關する調査研究を行ひ毎月一回内鮮文兩種の會報を發刊し講習會、講演會を開催し品評會、共進會、展覽會、競技會を開催する等官民の間に介在して農業の指導勸奨に努めつつあり

我國居昌之柿。報恩之棗。密陽之栗。忠州之西瓜。淮陽之海松子。安邊之梨。猶史記所謂安邑之棗。北地之栗也（芝峰類說）

第十章 商業

第一節 朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引の大部分は市場に於て行はるゝを一般の慣例とす近時店舗を常設して商業に従事する者漸次増加するに至りしも市場は依然地方重要の商業機關にして大正十二年末に於ては全鮮を通じて其の數（現物市場を含む）一千三百七十五取引額七億三百十九萬圓上に達せり此等の市場は現物市場の如く毎日開會するものを除きては大概毎月五六回定期開市せられ附近の住民は勿論遠く八九里の地より來集す總督府は大正三年九月市場規則を發布し市場組織及監督に關する詳細の規定を設けたり市場には客主、居間、監考、典當の取引機關あり

客主 本來の業務は委託を受けて取引を爲し又は手形の引受、割引、貸金及貨幣の交換等を爲し併せて華客を宿泊せしむるものにして其の商行爲とする所恰も内地に於ける問屋業に類せり其の委託販賣をなす貨物は大概穀物、煙草、牛皮等にして

客主は絶えず市場の相場を通報し委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り指定価格を表示して販賣を委託し之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し委託者の指定価格を以て販賣したるときは所定の口錢其の他諸經費を控除して残額を委託者に交付するものとす

□居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし恰も内地の仲立人と異ならず常に客主の店舗に出入し其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し賣買成立の時報酬として口錢を得るものなり又居間には一定の出入客主を有し其の使用人となりて周旋の勞に當るものあり稍客主業と相似たるも客主は委託者の爲に賣買を紹介するに同時に表面自ら取引の當業者となりて權義の主體たるに反し居間は單に賣買業を紹介するに止まり取引に關して何等關與する所なし

ハ監考 地方に依りて其の取扱ふ商品一定せざるも市場取引の米穀は賣買者自ら之を升量せず必ず監考の升量を受け其の手数料として一升に充たざる端數の米穀を收受するの慣習あり然ども市場規則の發布と共に今や殆ど其の跡を絶たむとす

ニ典當業者(質屋業) 多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み純然たる典當

業は殆どなし典物は概ね金銀細工、衣冠並家具、什器等にして貸金の比準は借主の信用に由り異なるも評價の三割乃至五割を以て普通とし期限は一定せざるも普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし金銀の如き價格異動の少きものに在りては稍長し細民に融通する場合に在りては時期の頗る短きものあり然れども何れも利息支拂に由り延期し得るに及流質となりたる場合に典當權者當然に典物を賣却處分し得るは内地質屋業と異なることなし

其の他商業機關として市場取引、契等に關する慣行あるも行政の刷新と共に漸次舊來の面目を改めつゝあり

又朝鮮人の商店は近來概ね内地人商店と名稱を同するに至りたるも尙舊來の名稱を踏襲するものあり其の主なるものを擧ぐれば左の如し

毛物 塵 毛皮及毛皮製品並主なる朝鮮雜貨を賣る店

鞋 塵 鞋を賣る店

布 木 塵 織物類を賣る店

笠子 宍巾 網 笠子(平常用うる帽子)宍巾(馬毛にて編みたる官員の冠、笠子の下に

巾 塵 著く) 網巾(馬鬣にて製したる巾、頭髮の亂れざるやう額に纏ふもの)を賣る店
 鍮器 塵 銅器及眞鍮製食器家具等を賣る店
 藏器 塵 簞笥、衣盒等を賣る店
 瓮器 塵 素焼物を賣る店
 砂器 塵 陶磁器を賣る店
 册肆 本屋
 銀房 銀細工屋
 玉房 玉細工屋
 飯饌假家 日用食料品(主として乾物)を賣る店
 乾劑藥局 漢藥を賣る所
 貝物 塵 玉製裝身具を賣る店
 喪頭都家 喪具を貸貸する家をいふ
 貫物 塵 主として冠婚葬祭の儀式に用ゐる衣裝器具を貸貸する店
 福德房 土地家屋の賣買、貸家の仲介等を業とす
 典當局 内地の質屋

第二節 内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城、仁川、釜山、馬山、群山、木浦、大邱、元山、清津、平壤、鎮南浦、新義州等内地人の集團地を中心とし其の附近を範圍とせしも併合以來諸般施設の發展と共に今や都鄙の別なく到る處之を見るに至れり
 内地人の商業は穀物、海産物、牛皮等朝鮮物産の輸移出或は各種雜貨、綿絲布類、酒醬油、砂糖、燐寸等の移入貿易を主とし各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く日用雜貨及米穀、呉服、煙草、酒醬油、文房具、菓子、荒物、青物類の商品は概して京城、仁川、釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せらる

第三節 會社

朝鮮に於ける會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用し來りたるも近時朝鮮人經濟力の發展著しく知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至りしを以て大正九年四月一日該令を廢止せり但し取引所、保險業、有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り其の事業の性質上一般の自由に放任するときは種々の弊害あ

らんことを虞れ之が取締に關する特別法令の發布を見るに至る迄當分從前の會社令を適用せらる

會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し殊に近來各種工業を目的とする大會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示せり

朝鮮に本店を有する會社

大正十二年末現在

種別	會社數	資本金	拂込資本金
内地人 合資會社	29	2,998,100 円	2,258,892 円
内地人 株式會社	179	11,307,111	11,553,598
計	208	14,295,211	13,812,490
朝鮮人 合資會社	8	835,130	829,180
朝鮮人 株式會社	26	1,181,000	928,203
計	34	2,016,130	1,757,383
總計	242	16,311,341	15,569,873

種別	會社數	資本金	拂込資本金
内地人 合資會社	1	111,000	104,000
内地人 株式會社	26	1,288,900,000	911,270,000
計	27	1,289,011,000	1,015,270,000
外國人 株式會社	2	2,140,000	2,140,000
内外人 合資會社	1	100,000	100,000
内外人 株式會社	1	25,000	25,000
合同經營 株式會社	1	100,000	100,000
計	5	325,000	325,000
總計	32	1,614,011,000	1,345,595,000
大正八年末	33	1,000,000,100	100,000,000

種別	朝鮮に支店を有する内地又は外國會社			大正十二年末現在		
	會社數	資本金	拂込資本金	種別	會社數	資本金
内地會社	合名會社	100,010,000	100,010,000	合名會社	3	100,010,000
	合資會社	20,000	20,000	合資會社	2	20,000
	株式會社	1,200,120,000	1,200,120,000	株式會社	121	1,200,120,000
外國會社	合會名社	1,200,120,000	1,200,120,000	合會名社	1	1,200,120,000
	合資會社	1	1	合資會社	1	1
	株式會社	1,200,120,000	1,200,120,000	株式會社	1	1,200,120,000
總計	合名會社	100,010,000	100,010,000	合名會社	3	100,010,000
	合資會社	20,000	20,000	合資會社	2	20,000
	株式會社	1,200,120,000	1,200,120,000	株式會社	123	1,200,120,000
總計	126	1,220,130,000	1,220,130,000	總計	126	1,220,130,000
大正八年末	108	1,218,520,000	1,218,520,000	大正八年末	108	1,218,520,000

朝鮮に本店を有する會社營業別

年次	農業及林業	商業	工業	水産業	鑛業	銀行業及金融業	運輸業	瓦斯業	其他	合計
大正十二年末	3	333	2110	110	2	99	4	3	26	2910
大正九年末	2	172	138	11	2	22	1	10	28	252

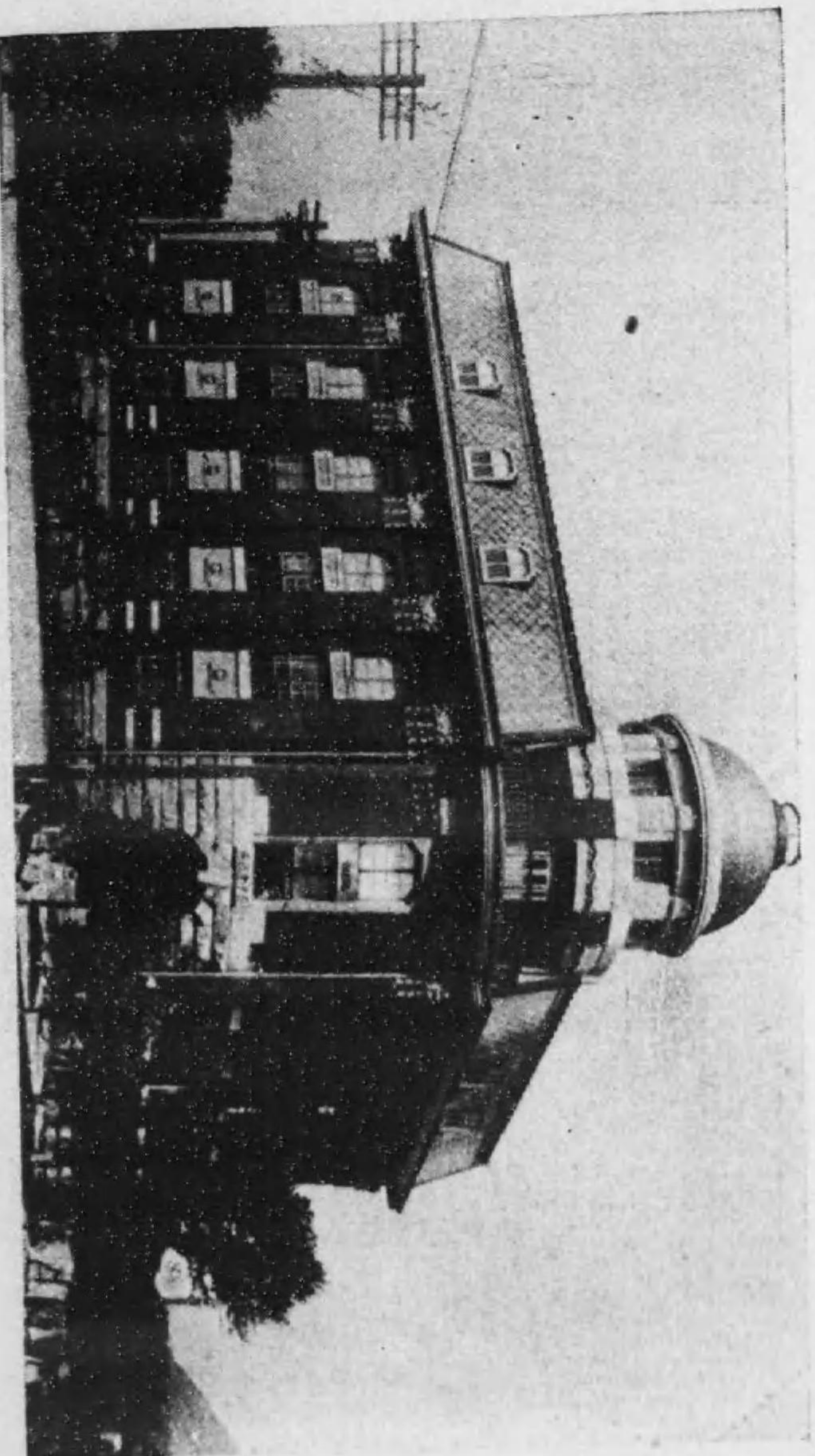
朝鮮に支店を有する内地又は外國會社營業別

年次	朝鮮に支店を有する内地又は外國會社營業別										
	農業及林業	商業	工業	水産業	鑛業	拓殖業	銀行業	運輸業	瓦斯業	保險業	其他
大正十二年末	1	12	11	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	12	11	1	1	1	1	1	1	1	1
大正九年末	1	9	11	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	9	11	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	2	21	22	2	2	2	2	2	2	2	2

第四節 商業會議所

商業會議所は商業に關する重要な機關たるに拘らず從來何等據るべき法規なく其の事業上及監督上遺憾少からざりしを以て大正四年八月朝鮮商業會議所令を發布し同十月より之を實施せり同令施行前に在りては商業會議所の内地人の設立に係るもの十一朝鮮人の設立せるもの十四を算し多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立し又朝鮮人の設立せるものにして殆ど商業會議所存立の意義を有せざるもの尠からざりしも同令の施行に伴ひ之を整理して一地區一商業會議所をなし内鮮人の共同を以て商工業の進歩發達を圖らしめ其の組織權限及監督に關しては一律に之を規定し以て會議所自體の地位資格を明にし所期の目的を達成せしむるに便し併せて適當の監督を加へ諸種の弊害を誘起するが如きことなからしめたり同令に基き商業會議所を設立せるもの現今京城、仁川、群山、木浦、釜山、大邱、平壤、鎮南浦、元山の九箇所をなす

第五節 商品陳列館



所 議 會 業 商 城 京

商品陳列館は京城に在り大正元年十一月三日の創設にして總督府の經營に係り廣く朝鮮の産物を網羅して朝鮮の産業状況を明にし以て朝鮮産物利用の途を圖るに共に一面多額の輸移入ある内地及外國商品を募集陳列し當業者をして産業の改善、商品の選擇及販路の擴張に資せしめつゝあり又大正九年十月より大阪市立市民博物館の一部を借受け朝鮮生産品を系統的に陳列し且統計圖表及説明等を掲げ一般の觀覽に供しつゝ、あり陳列品は當業者より陳列並販賣の希望を以て委託せられたる物、同じく陳列の希望を以て寄贈せられたる物及本府に於て參考上必要を認め購入又は製作加工したる物の三種を種す

第六節 度量衡

朝鮮在來の度量衡は一定の標準なく甚だ亂雜を極め取引上の弊害不便尠からざりしを以て明治四十二年（隆熙三年）九月現行度量衡法を制定し（一）度量衡の名稱、命位は内地度量衡法と同一とし（二）度量衡器の製作、販賣は之を政府の專業とし（三）樞要の

地方に於て相當の資産を有し信用確實なる者を指定して委託販賣を爲さしめ(四)醫療用、測量用及學術用等の特殊の用途に供するものは内地官廳の檢定を経たるものに限りが移入販賣を特許し(五)樞要の地方に於て相當の技術を有する者に度量衡器の修理を特許し(六)各道及各府に檢定官吏を置きて度量衡の事業に従事せしめ(七)時時度量衡器の檢定及計量上の取締を行ふの制を採り爾來地域を定めて順次に之を施行し明治四十五年六月を以て全鮮に之が施行を完了せり爾來年々多數の度量衡器を普及し民間に於ても正確なる器物を使用するの便利を認め商工業者は勿論一般農民に於ても亦之が使用に習熟し檢定及取締と相待て計量上の弊習次第に改善せらるるに至れり

第十一章 工業

第一節 朝鮮人の工業

朝鮮の工業は往昔高度の發達を遂けたることは當時の建築及陶磁器等の今猶存するに徴するも其の一斑を窺ふに足るべし然れども爾來國力と共に次第に衰微し機業、窯業、製紙、醸造、金屬品小規模の工業僅に其の片影を留むるのみ而も技術幼稚器具亦不完全にして其の製品の見るに足るものなく日常必需品の大部分は之を輸入に俟つ状態なるを以て本府に於て夙に之か奨勵に努めたる結果機械器具の改善、技術の進歩、産額の増加等近來漸く見るべきものあり就中織物を始め鑄物、指物類は著しく其の面目を改め其の他新工業品の製造に指を染めむとする者漸く多きを加ふるに至れり

イ 機業 機業は朝鮮に於ける最重要なる工業なるを以て其の改善發達を圖る爲主要

産地に於ては機業教師を置き實地指導の任に當らしむ

一 木綿織物 綿布は各地に産し就中全羅南道、慶尙南北道、平安南北道、黃海道

及京畿道最も多く朝鮮全土を通じて一箇年の産額五百五十萬反に達す多くは農家婦女子の副業的産物にして棉花を手紡し居織機にて製織する平織白木綿の粗なるものなり近來紡績綿絲を用るボタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次増加し又小規模の工場を経営するもの各地に散見するに至れり

二、**絹織物** 平安南道、慶尙北道、咸鏡南道及江原道に産出し多くは明細と稱する平絹の類にして平安南道成川、徳川、平安北道泰川、寧邊、熙川、江原道鐵原咸鏡南道永興の紬最も名あり皆織り上げの後灰汁を以て精練して染色を施し男女の衣料に供す一箇年の産額約三十四萬反に達す

三、**麻織物** 咸鏡南道、慶尙南道、全羅南道、江原道、平安北道、忠清南道等の産出最も多く重要な産物の一なり皆白無地にして麻を清水に浸し日光に晒して天然漂白を行ひ纖維を割きて細絲をなし居織機を以て製織し夏の衣料、喪服、帆、袋及雑用に用ふ全鮮産出額苧布、麻布を合せて三百四萬反に達せり

四、**窯業** 高麗時代隆盛を極めし窯業も時勢の變遷と共に衰微して殆ど見るべきものなく唯各地に於て極めて粗悪なる日用品の製造を見るのみなりしが近時漸く復興の

曙光を見るに至れり元來朝鮮には陶磁器の原料頗る豊富にして慶尙南道の河東、山淸、固城の各郡及黃海道海州郡に高嶺土、平安北道の大同郡、黃海道之遼安郡、江原道の楊口郡、慶尙北道の青松、慶山二郡に磁石、咸鏡北道の會寧、鏡城、明川、城津の各郡に耐火粘土を産するが如きは實に斯業の天恵にして長石、珪石の産地亦乏しからず

ハ、**製紙業** 製紙は朝鮮工業中有望なるもの、一なり慶尙北道慶州、慶尙南道三嘉、陝川、全羅北道全州には之に従事する者多く産額亦尠ならず原料は總て楮を用ふ由來朝鮮人の製紙方法は頗る簡易にして張板を用るす晴天の日河岸に於て漉洒抄製し河原又は温突にて乾燥す其の産出額一箇年約二百萬圓にして高麗紙と稱し大部分は朝鮮に於て消費せらるゝも窓紙用、衣服中入用、包装用其の他雨傘、團扇、合羽用として支那に輸出せらるゝもの毎年二十萬圓内外あり又近來和洋紙の需要増加するに従ひ朝鮮人にして其の製造に従事するものあるに至れり

ニ、**金屬品** 朝鮮人は古來眞鍮製の食器、金盃、火鉢、便器等を使用するを以て其の製作に従事する者各處に多し鐵器類は鍋、釜及農具を主要なるものとし就中釜は堅

牢を以て名あり婦人の裝飾品たる指輪、筭、簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらる、も加工彫刻の見るべきもの少し

ホ 雑工品

一華筵 京畿道江華島、全羅南道寶城の特産物にして慶尙北道金泉は蓆を以て名あり無地織、雲鶴模様、福、壽等の文字を織出せるものあり近來内地人に於ても大邱に製筵合資會社を設立し朝鮮産莞草を用る高麗筵及疊表を製造し京城に朝鮮産業貿易株式會社を建設し主として輪移出向莞草織物編物の製造を爲せり

二木竹細工、竹細工概して巧妙にして全羅南道潭陽の竹器及羅州の簾は最も名あり木工品は櫃、篋、漆器等あるも見るに足るものなし唯漆器中慶尙南道統營地方に於ける螺鈿細工は産出少きも其の雅致推賞するの値あり

醸造業 朝鮮人の飲用する酒類は藥酒、濁酒、白酒、燒酎、過夏酒、梨薑酒、甘紅露、松筍酒等種類多し、雖藥酒、白酒、濁酒、燒酎及過夏酒は其の主要なるものにして需要者多く従て醸造高も各酒を通じて百五十萬石に上るべし

一藥酒 小麥麴、糯米、粳米等を混合して醸造したるものにして他酒に比し品質良好なり黃海道以南殊に京城附近に於て汎く飲用せられ酒中の珍として宴會、祭日等に於ける必須のものにせらる其の優良のものは果實酒に類する味を有し酒精分十乃至二十パーセントを有し帶黃赤色を呈す然も耐久性なく貯藏し難きを以て多くは冬期用酒として醸造せらる

二濁酒 小麥粉及粗麴を蒸し又は煮たる粳米、粳米に水を加へて醸造せるものを揉潰して濾過せる白濁液にして一般下層社會の嗜飲物たるが故に需要頗る多し腐敗し易きを以て四季を通じて醸造す

三燒酎 小麥、粗麴、粳米、糯米及黍等を以て醸造せるものにして各地に於て飲用せらる酒精度比較的低く三十度内外を普通とし北方に到るに従ひ其の度を増し五十度に達するものあり最近會社組織により本品の製造を爲すものあるに至れり

四白酒 藥酒と濁酒の混成物にして之に水を混じて稀薄となしたるものなり

五過夏酒 小麥麴、麥芽、糯、燒酎を加味して醸造せるものにして恰も内地の味淋に似たり其の酒精分は十乃至十八パーセントにして他酒に比し飲用量多からず

六其の他 紅酒、甘紅露、梨薑酒等の諸酒は孰れも焼酎を基とし之に糖蜜類を加味したる混成酒に過ぎず

第二節 内地人の工業

内地人經營の工業は未だ大成の域に達せざるも漸次堅實なる氣運に向ひ精米、鐵工、煉瓦、瓦製造、醸造、電氣、製材、製革業等を其の主なるものとし近來製粉、製糖、バルブ製紙、紡績、セメント、陶磁器、燐寸、製鐵等大規模の組織を以て經營する者あるに至れり

イ 精米業 朝鮮人の收穫米は粳の儘にて賣買せられ稀に食用として白米の賣買せらるゝものなきにあらざるも粳より直に精白したる一種の中白米に過ぎず然るに粳は輸移出に不便多く中白米は内地人の口に適せざるのみならず滿洲方面に對しては精米の輸出を利益とするを以て京城、仁川、木浦、群山、釜山、平壤等の主要地に於ては内地人にして粳摺業或は同業を兼ねたる精米業を營む者尠からず

ロ 鐵工業 朝鮮に於ては從來鍛冶職の傍ら小道具の製造諸機械の修繕を營むに過ぎ

すして機械を應用し大規模の工場を經營せる者甚だ少かりしも農業、鑛山業の勃興に伴ひ農具、鑛山用機械の需用を喚起し延いて斯業の發展を促したり且つ朝鮮人の勞銀低廉なるを以て其の前途極めて有望なり

ハ 窯業 朝鮮人は近時日用の金屬器漸次陶磁器に代ふるの傾向あり加ふるに朝鮮は優良なる陶土に富むを以て内地人茲に著眼し各所に窯業の勃興を見るに至れり釜山牧之島に於ける朝鮮硬質陶器株式會社は其の尤なるものにして海外輸出品向の製造を目的とせり其の外古雅なる高麗燒を復興して内地人の嗜好に充てむとするものあり又全羅南道、黃海道海岸並其の附近島嶼は珪砂の存在豊富なるが此等は皆内地に移出せられて硝子製造の原料に供せらる

ニ 煉瓦及瓦製造 全土到る處原料に富み麻浦、永登浦等に於て監獄作業として煉瓦土管製造の經營せらるゝもの、外内地人及支那人の經營せるもの多し唯燃料に乏しき憾なき能はざるも建築業の進歩と共に有望なる一事業なりとす

ホ セメント業 朝鮮に於ける「セメント」の需要は逐年増加せるも之が供給は内地及滿洲に仰ぎたりしが小野田セメント株式會社は平安南道江東郡勝湖里附近に於て石

灰石の粘土を豊富に句藏せるに着眼し大正八年工場設備を竣へ一箇年の生産「セメント」三十五萬樽に達し鮮内需要に應ずるの外支那方面に輸出するに至れり

醸造業 内地人の移住と共に清酒の需要激増したるを以て近時内地人の各地に於て清酒醸造に従事する者頗る多く殊に京城、仁川、釜山及馬山等主なる醸造地に於ては大規模の設備によりて經營する者尠からず由來朝鮮は原料の安價に加ふるに労働賃銀低廉にして且腐敗の虞少なきを以て收益多く且販路廣汎賣捌容易なるを以て研究改良を加ふれば酒造業は前途有望と認めらる内地人向酒類の醸造高は清酒の五萬七千石、燒酎の一萬五千石を最とし其の他濁酒、味淋等を合せ總計八萬石内外なり

醬油味噌製造業 近時漸く隆盛を致し漸次内地移入品を防遏するに至れり殊に味噌の醸造は頗る盛にして朝鮮内の供給に對して最早移入を仰ぐの必要なく醬油も亦近來京城、仁川、釜山、平壤、大田等に於て内地品に劣らざる良品を醸出するに至りたり原料は豊富にして而も低廉なるを以て該業の前途亦有望なり

製糖業 朝鮮には從來砂糖の生産なかりしも勸業模範場其の他に於て試験の結果

平安南道及黃海道の甜菜栽培に適せるを認めたるより曩に朝鮮製糖株式會社の成立を見尋いて同社は大日本製糖株式會社と合併して大正九年製糖工場を平壤に設け平安南道、黃海道に亘りて約三十萬町歩に原料甜菜を栽培し毎年十一月より二月の間に於て製造に従事し其の他の時期に於ては臺灣、瓜哇より粗糖を輸入し精糖を製造し兩者生産を合し年額約三萬一千噸に達す云ふ

電氣事業 曾て米國人の經營に屬して京城、龍山間の電車及電燈事業を營みたる韓美電氣會社は其の後龍山に日韓瓦斯會社設立せられて京城、龍山間の瓦斯事業を經營するに及び明治四十二年八月同社の買收する所となり電氣及瓦斯事業は其の獨占に歸せり是れ即ち現今の京城電氣株式會社とす其の他各地方の主なる都市は概ね會社組織を以て電氣事業を開始するもの漸く増加するに至れり

又 製材業 交通機關の整備に伴ひ各地著しく建築事業旺盛となり一面造船業の發達は益用材の需要を喚起し從來朝鮮に於ける需要の大半は内地材、北海道材の占むる所なりしか近來材質優良にして價格低廉なる關東江材に壓倒せらるゝに至り益斯業

の隆盛を來し前途最も有望なり

ル **パルプ業** 朝鮮に於てパルプ製造業を經營するものは王子製紙株式會社朝鮮分社及朝鮮纖維工業所の二者をこなす

前者は平安北道新義州に在りて闊綠江上流の木材を原料とし「サルファイドパルプ」を製造し工場動力一千三百馬力、一箇年約一萬五千噸を産し後者は慶尙南道龜浦にあり洛東江沿岸及黃海道方面の菁草を原料として製造し工場動力二百五十馬力、年産額約三千五百噸に達せり總て朝鮮生産パルプは内地に移出せられ製紙原料に用ひらる

ヲ **製革業** 從來朝鮮に於ては大規模の製革業を營む者なかりしが内地に於て皮革の需要増加せるに朝鮮に於て原料牛皮の豊富なるは斯業の勃興を促して明治四十四年九月永登浦に朝鮮皮革株式會社設立せられ百萬圓の資本を以て百五十馬力の機關を具へ軍需皮革、クローム革、靴底革の製造販賣を主とし其他靴及諸革具、調帶類の製造販賣を營みつゝあり又忠清南道大田に大田皮革株式會社あり設備未だ大規

模ならざるも年々堅實なる發展を遂げ前途頗る有望なり

ワ **石鹼製造業** 從來石鹼は殆ど輸入品なりしか近來漸次需要を増加し加ふるに朝鮮は一面豊富なる原料を抱容するを以て京城、釜山、平壤等に於て既に工場を設け其の製造に従事する者あるに至れり

カ **繰綿業** 全羅南道を主とし南鮮各道に於て陸地棉の栽培奨励せらるゝと共に原棉の産出額増加したる爲規模大なる繰綿工場の各地に於て企畫せらるゝもの頗る多く特に木浦は斯業の中心地として殷盛を極め米の群山に對し棉に木浦の名あり

内地人經營工場

大正十二年十二月末日

種別	工場數	資本金	職工數	生産額
製綿業	三	1,000,000.00	1,000	2,000,000.00
生絲業	二	1,000,000.00	1,000	2,000,000.00
染色業	三	1,000,000.00	1,000	2,000,000.00

本表は内地人の經營に係る工場中職工五人以上を使用するもの又は職工五人以下なるも原動力を使用するもの若は一箇年の生産價額五千圓以上のものゝみを掲上せり

第三節 中央試験所

中央試験所は明治四十五年總督府に於て之を創設し其の業務を分析、應用化學、染織、窯業、醸造及衛生の六部に分ち朝鮮の工業及衛生の進歩に必要な諸般の調査試験に従事し併て一般の依頼に係る此等事項の試験、分析、鑑定を施行し又地方廳或は當業者の請求に應じ各地に職員を派遣して産業の指導啓發に努む

第四節 地方工業傳習所

機業、製紙、繩吹製造其他副業として最も適當なる簡易工業を朝鮮人に普及するの目的を以て恩賜授産事業、地方費事業及個人又は組合事業にして政府の補助を得簡易なる傳習事業を經營する者尠からず今各道に於ける其の種類別を擧ぐれば左の如し

種別	地方工業傳習所數							
	忠清北道	忠清南道	慶尙北道	慶尙南道	平安南道	平安北道	江原道	咸鏡南道
機業及染色製糸業	-	-	-	-	-	-	-	-
製紙業	-	-	-	-	-	-	-	-
一竹工、漆器業及	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-
	大正十二年十二月							
	合計							
	四	-	一	二	-	-	-	-

第五節 工業獎勵

篤志者にして工業事業を企畫する者又は有益なる工業を經營するも事業創始の際收支償ふ能はざる者に對しては總督府又は地方廳は金品を補助し以て工業の發達に勵めつゝ、あり又曩に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられたる恩賜金の利子の一部を以て從來一般に副業として行はるゝ機業、製紙業等の改良を計り或は從來全く存せざるも將來有望なる副業たるべき繩吹製造等の技術を傳習せしむる爲三箇月乃至六箇月の短期を

第十一章 工業

職業名稱	種別		大正十一年六月平均		大正十二年六月平均		大正十三年六月平均	
	朝鮮人	內地人	朝鮮人	內地人	朝鮮人	內地人	朝鮮人	內地人
杜師		內地人	1.10	※	1.08	※	1.11	※
醬油製造職		內地人	1.00	※	1.03	※	1.00	※
平足人		內地人	1.00	※	1.00	※	1.00	※
土地方		內地人	1.00	※	1.00	※	1.00	※
人力車夫		內地人	1.00	※	1.00	※	1.00	※
軍(背負人夫)		朝鮮人	1.00	※	1.00	※	1.00	※
農作夫(男)		內地人	1.00	※	1.00	※	1.00	※
		朝鮮人	1.00	※	1.00	※	1.00	※

第十二章 工業

職業名稱	種別		大正十一年六月平均		大正十二年六月平均		大正十三年六月平均	
	朝鮮人	內地人	朝鮮人	內地人	朝鮮人	內地人	朝鮮人	內地人
和服裁縫職		內地人	1.00	※	1.06	※	1.06	※
洋服裁縫職		內地人	1.00	※	1.06	※	1.06	※
朝鮮服裁縫職		朝鮮人	1.00	※	1.00	※	1.00	※
靴職		內地人	1.00	※	1.00	※	1.00	※
活版植字		內地人	1.00	※	1.00	※	1.00	※
建築職		內地人	1.00	※	1.00	※	1.00	※

職 業 名	種 別		大正十一年六月平均		大正十二年六月平均		大正十三年六月平均	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
仲	仕	朝鮮人	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	女	内地人	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
下	男	内地人	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	女	朝鮮人	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
下	男	内地人	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	女	朝鮮人	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

朝鮮の貿易は併合後政府の産業上に於ける諸般の施設に民間企業の勃興に因り漸次増進の趨勢を示し殊に歐洲戰亂以來急劇の伸暢を遂げ大正九年の財界動搖に伴ひ一時頓挫したるも十年以後は漸次回復せり

第十二章 貿易

第一節 總 說

輸移入品價額

年	貨 物		金 銀 地 金		合 計		輸移出入 差
	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	輸移出	輸移入	
大正十一年	218,307千円	218,011千円	3,996千円	2,827千円	222,303千円	220,800千円	入超過 1,503千円
同 十二年	212,267千円	212,020千円	3,247千円	2,991千円	215,514千円	214,000千円	出超過 1,514千円
同十三年九月迄	218,310千円	218,220千円	3,996千円	2,827千円	222,306千円	220,800千円	入超過 1,506千円

備考 千圓未満切捨とす以下の各表亦同し

第一節 國別貿易

朝鮮貿易の對手國は廣く世界の各方面に渉れるも内地との關係最密接となす今大正十二年の貨物貿易額を觀るに輸移出貿易の九割二分及輸移入貿易の六割三分は内地朝鮮間の貿易に屬し外國貿易は輸出八分輸入三割七分に過ぎず又諸外國中主要なるものは輸出に在りては支那及露領亞細亞にして輸入に在りては支那、北米合衆國、英吉利、蘭領印度、獨逸、露領亞細亞、英領印度等の順位なり

主要通商國貿易價額國別

年	内地支那						露領亞細亞		其他諸國		計
	内地	支那	英領印度	露領印度	佛領印度	露領亞細亞	運露	英吉利	獨逸	北米	
大正十一年	1,970,925	2,170,210	3,380,000	2,660,000	1,830,000	1,270,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同十二年	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210
同十三年九月迄	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210	2,170,210

(二) 輸移入

年	内地支那											露領亞細亞		其他諸國		計
	内地	支那	英領印度	露領印度	佛領印度	露領亞細亞	運露	英吉利	獨逸	北米	其他諸國	運	其他諸國			
大正十一年	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000			
同十二年	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000			
同十三年九月迄	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000			

大正十二年對内地移出の増進せるは米、線綿、家蠶繭、鮮魚及滿洲よりの輸入にして移出に計上せる柞蠶絲、豆糟等の出増に因り、對支那輸出の増加は魚類、砂糖、葉煙草の好況に因り對露領亞細亞輸出の劇減せるは米を首め大部分の不振に基く、對内地移入の増加は綿織物、毛織物、護謨靴セメントの入増に因り、支那よりの輸入の増進せるは粟を筆頭とし大豆、天日鹽、柞蠶絲等の入増に因り、又米國よりの輸入の減退せるは葉煙草、軌條類等不況を告げたるに因る

第三節 港別貿易

朝鮮に於ける開港は仁川、釜山、元山、鎮南浦、群山、木浦、清津、雄基、城津、新義

州、龍岩浦の十一港なるも京城、大邱、平壤には税關支署を置きて開港より保税運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ其の他陸接國境地方に於て指定せる五十八箇所の交通地點に税關支署又は出張所を設置し更に大正十二年四月對内地移入税の大部分撤廢せらるゝと共に一部移入税残存の貨物其の他の爲に二十箇所の指定港を設け税關出張所を置けり(後節税關の項参照)以上の諸港中釜山港は貿易額第一位を占め仁川港之に亞ぐ此の兩港は實に朝鮮の二大關門にして釜山港は内地朝鮮間貿易の樞要となり仁川港は支那其の他歐米諸外國貿易の中心となり其の他輸移出に在りては群山、新義州、鎮南浦、木浦、清津等輸移入に在りては新義州、京城、元山、清津、鎮南浦等とす

貿易額港別

港	輸 移 出			輸 移 入		
	大正十一年	同十二年	同十三年	大正十一年	同十二年	同十三年
仁川	2,336,366千円	2,576,766千円	2,090,000千円	2,631,000千円	2,553,000千円	2,992,000千円
釜山	2,210,000千円	2,222,000千円	2,081,000千円	2,334,000千円	2,326,000千円	2,891,000千円
元山	2,281,000千円	2,281,000千円	2,100,000千円	2,111,000千円	2,111,000千円	2,111,000千円

總計	輸 移 出			輸 移 入		
	大正十一年	同十二年	同十三年	大正十一年	同十二年	同十三年
京城	21,822千円	1,333千円	19,108千円	2,392千円	9,730千円	8,337千円
群山	22,221千円	1,333千円	20,555千円	7,887千円	8,122千円	8,122千円
大邱	11,019千円	1,333千円	10,011千円	8,281千円	7,727千円	7,727千円
木浦	2,281千円	2,281千円	2,100千円	2,111千円	2,111千円	2,111千円
蔚山	2,281千円	2,281千円	2,100千円	2,111千円	2,111千円	2,111千円
清津	2,281千円	2,281千円	2,100千円	2,111千円	2,111千円	2,111千円
龍岩	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円
新州	1,111千円	1,111千円	1,111千円	1,111千円	1,111千円	1,111千円
平壤	2,281千円	2,281千円	2,100千円	2,111千円	2,111千円	2,111千円
其他	21,822千円	21,822千円	21,822千円	21,822千円	21,822千円	21,822千円

第四節 輸移出重要品

朝鮮の輸移出品は農産物、礦産物及水産物を主とし就中米、大豆、魚類は實に三大貿易

品名	大正十一年			同十二年			同十三年		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
生巾及グ	二六、四元	一五、四元	二一、四元	二六、四元	二六、四元	二六、四元	二六、四元	二六、四元	
晒巾及グ	五、四元	五、四元	五、四元	五、四元	五、四元	五、四元	五、四元	五、四元	
白木綿	一、六元	一、六元	一、六元	一、六元	一、六元	一、六元	一、六元	一、六元	
シーンス線金巾	六、〇元	六、二八元	六、二八元	六、〇元	六、二八元	六、二八元	六、〇元	六、二八元	
支那麻布	八、七〇元	八、一八元	八、一八元	八、七〇元	八、一八元	八、一八元	八、七〇元	八、一八元	
毛織物	四、七五元	三、七五元	三、七五元	四、七五元	三、七五元	三、七五元	四、七五元	三、七五元	
絹織物	九、九元	七、七元	七、七元	九、九元	七、七元	七、七元	九、九元	七、七元	
漁網(布帛製)	一、二五元	一、一八元	一、一八元	一、二五元	一、一八元	一、一八元	一、二五元	一、一八元	
紙類	五、三〇元	五、三〇元	五、三〇元	五、三〇元	五、三〇元	五、三〇元	五、三〇元	五、三〇元	
石炭	七、九元	七、九元	七、九元	七、九元	七、九元	七、九元	七、九元	七、九元	
セメント	二、二五元	二、二五元	二、二五元	二、二五元	二、二五元	二、二五元	二、二五元	二、二五元	
陶器	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	一、八八元	
鐵條及鐵板	二、〇八元	二、〇八元	二、〇八元	二、〇八元	二、〇八元	二、〇八元	二、〇八元	二、〇八元	
鐵條及鐵板	一、七九元	一、七九元	一、七九元	一、七九元	一、七九元	一、七九元	一、七九元	一、七九元	
鐵道建設用材料	三、一五元	三、一五元	三、一五元	三、一五元	三、一五元	三、一五元	三、一五元	三、一五元	
機械	六、九元	六、九元	六、九元	六、九元	六、九元	六、九元	六、九元	六、九元	
木料	三、一五元	三、一五元	三、一五元	三、一五元	三、一五元	三、一五元	三、一五元	三、一五元	
肥料	五、九元	五、九元	五、九元	五、九元	五、九元	五、九元	五、九元	五、九元	

第六節 貿易船舶

朝鮮開港に於ける貿易船舶の出入港は歐洲戰亂中船腹不足の爲幾分減退を示せしも休戦後漸次回復し來れり而して此等貿易船舶の大部分は日本船にして内地朝鮮間の貿易

に從ふ外國船は極めて僅少に其の大部分は支那戎克司す

貿易船舶入港

年	隻			計	噸			計
	汽船	帆船	合計		汽船	帆船	合計	
大正十一年	一、一五隻	一、〇五隻	二、二〇隻	一、八〇噸	一、一五噸	一、一五噸	二、三〇噸	
同十二年	一、一五隻	一、〇五隻	二、二〇隻	一、八〇噸	一、一五噸	一、一五噸	二、三〇噸	
同十三年九月迄	一、一五隻	一、〇五隻	二、二〇隻	一、八〇噸	一、一五噸	一、一五噸	二、三〇噸	

第七節 税關

朝鮮に於ける開港は明治九年十月釜山を以て嚆矢とし同十三年五月元山同十六年一月仁川を開港し次で明治十六年釜山、元山及仁川の三港の税關を設置し同三十年鎮南浦及木浦の二港同三十二年群山、馬山及城津の三港を開港し同時に税關を増設せり其の

後我が保護政治時代に入るや其の施設の一端として同三十九年京義鐵道開通後に於ける鮮滿貿易の爲税關支署を新義州に設置し京城、平壤及大邱に税關出張所若は保稅貨物取扱所を設けて鐵道連絡貨物其他保稅回送貨物に對する通關事務の取扱を開始し又彌綠江口なる龍岩浦は三十七八年戰役後事實に於て開港さ爲りたるを以て同港に新義州税關支署の出張所を設置し次で四十一年北鮮地方に於ける交通貿易の發展に資せむが爲新に清津港を開港し税關支署を設置したり併合後は以上の外更に新義州を開港し從來の開港中馬山浦は明治四十四年一月以後之を閉鎖せるも之と同時に内地臺灣及樺太と朝鮮との間に通航する船舶は税關の特許を受けて馬山浦及行巖灣に出入するを得せしめ馬山税關支署は依然之を存置し鎮海には翌四十五年一月税關支署を設置せり其後大正十年六月更に雄基を開港して税關支署を設置し同時に龍岩浦に於ては從來の税關出張所を税關支署に改め又内地臺灣及樺太と朝鮮との間に通航する船舶の馬山浦及行巖灣出入に關する税關の特許は時勢の發展に伴ひ大正十年九月二十八日以後

之を要せざることを、せり即ち現在の開港は仁川、釜山、元山、鎮南浦、木浦、群山、

馬山、城津、雄基、新義州及龍岩浦の十一港なりとす

大正十二年四月一日以降移入税の一部撤廢に伴ひ殘存移入税出港税及消費税等に關係ある移出入貨物は從來の開港の外朝鮮總督の指定したる港を經由出入し得ること、なしたる結果長生浦、方魚津、馬山浦、鎮浦、長承浦、營統、三千浦、彌助里、麗水、巨文島、城山浦、甘浦、九龍浦、浦項、道洞、注文津、長箭、西湖津及新浦の十九箇港を指定し其地に税關出張所を設置す其後大正十二年九月更に新昌を追加して目下二十港を算す平安北道新義州停車場より咸鏡北道豆滿江口に至る陸接國境に於て貿易の爲め指定せる交通地點は平安北道二十三箇所咸鏡南道四箇所咸鏡北道十九箇所にして之に税關出張所を設置せるが國境貿易の進展に應ずるに爲め大正十二年四月より更に平安北道に七箇所、咸鏡北道に六箇所の増設を行ふと共に會寧税關出張所を税關支署に昇格せり

以上の外鮮滿國境列車直通に關する日支協約の成立に伴ひ明治四十四年十一月以後南滿洲鐵道安東停車場には税關官吏を派出せしめて鐵道聯絡貨物に對する通關事務を取扱はしめつゝあり

自釜山至江戶京東水路及陸路 (通文館志)

釜山	永嘉臺	下發船	至左須奈浦	四百里	鷗浦	三十里	鴨瀨	一百九十里	對馬島	府中浦	一岐
島	三百八	藍浦	筑前三百	赤間關	長門二百	向浦	一百八	室隅	一百二	上關	五十津和
里	錄刈	安藝八	忠海	一百	稻浦	備後一	下津	二百	牛窓	備前一	室津
里	攝津五	兵庫	攝津五	大阪城	一百三	淀浦	九十	倭京	山城三	江戸	一千二百
十里											八十

以上水路三千二百九十里。陸路一千三百十里。

第十三章 林業

第一節 林政の沿革並林況

朝鮮に於ける林野の總面積は約一千五百八十八萬町歩を算し全土の約七割一分を占むるに拘らず古來林政不備にして封山の如き特殊の保護林を除くの外は公山と稱し一般人民の自由樵採に委して顧みざりしを以て到る處濫伐を肆にし或は火田を起し或は急斜地を開墾し其の大部分は荒廢に歸して僅に陵園墓附屬の地及圍綠、豆滿兩江の流域等に於て見るべき林相を保ちしに過ぎず其の結果延て産業の發達を妨げ國土の保安を害する甚しかりき、茲に於て舊韓國政府は明治四十一年一月森林法を發布し一般山野の保護整理増殖を圖り盛に殖林を獎勵し次で明治四十四年六月總督府は新に森林令を布き從來の森林法を廢して國土の保安、危害の防止、水源の涵養、公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を爲すことを得ざ

らしめ又永年禁養林讓與の途を開き以て愛林の美風を助長するに努め或は造林貸付の制度を設けて造林事業促進の策を講ぜり

道名	林相別面積 (単位町)				計	全府轄に對する 林野の割合
	成林地	雜樹發生地	無立木地	合		
京 畿 道	三三〇	三三三	三三	三三	七二九	三・九
忠 清 北 道	九九	二九六	二六	二六	五三三	三・一
忠 清 南 道	九二	一八八	一八九	一八九	四九九	三・七
全 羅 北 道	三三〇	三三三	三三	三三	七二九	三・九
全 羅 南 道	二二五	二二五	二二	二二	四七二	三・三
慶 尙 北 道	一八	一八	一八	一八	六九	〇・九
慶 尙 南 道	一三	一三	一三	一三	四一	〇・五
黃 海 道	一八	一八	一八	一八	六九	〇・九
平 安 南 道	三三三	三三三	三三	三三	七二九	三・九
平 安 北 道	八九九	一〇八五	九五	九五	二、〇九九	一四・六
江 原 道	三三〇	三三三	三三	三三	七二九	三・九
合 計	三、四八二	三、四八二	三、四八	三、四八	一、二〇五	八・八

林相別面積 (単位町)

大正十三年三月末日

第二節 森林保護

國有林野の保護に關しては明治四十五年五月總督府令を以て國有森林山野保護規則を制定し地方長官をして其の保護の責任者たらしむるに共に特に保護の急を要する京畿外八道の重要林野十六箇所を保護區を設け其の區に山林監守及山林監守補を配置し次で大正二年九月保護の必要ある十二箇所の森林に對し山林監視所を新設し専ら國有林野の保護取締に當らしめ漸次之を増設し現に總督府直屬要存豫定林野約三百八萬町歩中約七十五萬町歩の區域に對し六十五箇所の森林保護區及十七箇所の山林監視所(内五ヶ所は山林課出張所長事務の保護區なり)あり而して大正八年度には從來の山林監守、山林監守補に代ふるに道森林主事及森林監守を以てし同時に森林主事に對しては刑事令に依り司法警察權を付與せられたるも森林監守は元來司法權を有せざる爲保護取締上遺憾とする所あるを

以て大正十年八月總督府令を以て該制度に刷新を加へ從來の森林監守全部を森林主事に改め以て保護の實を擧ぐるに努め其の他の要存豫定林野約百十九萬町歩の區域に對しては從來の如く一般警察官憲をして保護取締の任に當らしめ又營林廠管内要存豫定林野約二百一十一萬町歩の區域に對しては大正九年十月六十箇所の森林保護區を設け營林廠森林主事を配置して道森林主事と同様司法警察權を附し以て森林保護の成績を擧ぐるに努めつゝあり尙森林令に於ては地元住民に對し其の連帶の責任を以て國有林野の保護を命じ報酬として之に林産物の一部を讓與するを得るの制を設け大正三年一月以降之を實施して大正十三年九月末日迄に其の箇所數四百六十四、區域面積二百萬五千五百三十三町歩に上れり

又私有林野に在りても單に私人の保護に委するに於ては動もすれば濫伐に流れ其の荒廢を招くの虞あるを以て道知事は森林令に基き道令を發して之が保育並伐採を制限し以て其の取締を厲行したる結果林相年を逐て改善せらるゝものあるに至れり

第三節 殖林事業

明治四十年以降國費を以て京城附近其の他に模範造林を行ふと同時に一般に種苗の無償下付を爲し地方費及恩賜金經營に屬する苗圃に於ても苗木の下付を行ひ各道に於て地方費模範造林を實行し又一面に於て國有林野の内存置を要せざる部分は民間に造林貸付を爲し事業成功の後無償にて付與し得ることとし大に造林の獎勵を行ひたる結果民間に於ける殖林事業は輒近異數の發達を遂げ各地に大小の企業家簇出し内地及朝鮮の會社若は富豪等にして大規模の造林を行ひ又企畫するもの尠からず大正十一年に於ける官民の植栽面積五萬三千餘町歩に達し之を併合當時明治四十三年度の四千餘町歩に比して約十三倍の増加を示せり蓋し朝鮮の林野は一般に荒廢せるも概ね其の地質林木の生育に適し且造林用樹種の多種にして寒帶より暖帶に亘りて生ずる七百種の樹木中喬木に屬するもの、みても針葉樹十九種、闊葉樹百三十餘種の外竹類三種あり人夫賃比較的低廉に造林費を輕減し得貸付を受け得べき林野は各地に散在し加ふるに朝鮮各地共木材の高價なると同時に木材の大消費國たる支那に近接せる等殖林事業の將來頗る有望なるを以てなり

(借地造林に關する手續等に就ては本府に於て刊行せる「借地造林手引」あり造林樹種の選定養苗及造林方法等殖林上の注意に關しては「殖林手引」樹苗養成指針」主要樹種の造林業に付ては「主要樹種造林費調」等の冊子あるを以て企業者は先づ之に就て一般的概念を得るを便とす)

朝鮮の林野副産物は多種にして其の用途極めて廣し其の主要なるものは樹實類に於ては栗、胡桃、松の實、銀杏等樹皮類に於てはハギ、シナノキ、ナラ、カシワ、アベマキ等にして皆相當の生産額あり又漆樹は殆ど全土に亘りて生育に適し漆液の品質も亦内地上等品ニ伯仲の間に在り且採漆容易なるニ勞銀比較的低廉なるこの爲漆業亦漸く勃興の機運に向ひつゝ、あり椎茸、五倍子、藥料楓葉等も相當の生産額を有せり

イ 官公營苗圃事業 官公營苗圃は明治四十三年度に於ては十一箇所面積六十二町歩を設置したるに過ぎざりしも爾來歲々共に増設し大正十二年度末には其の數七十七箇所此の面積二百五十二町歩に達せり即ち左の如し

官公營苗圃一覽

年 度	國 費 經 營		地 方 費 經 營		合 計	
	箇 所	面 積	箇 所	面 積	箇 所	面 積
大正九年度末	三	九・七町	三	二七・八町	六	三九・五町
同 十 年 度 末	三	五・七町	三	一八・六町	六	二四・三町
同 十 一 年 度 末	三	七・二町	三	一〇・九町	六	二五・一町
同 十 二 年 度 末	三	八・〇町	三	一四・五町	六	二五・五町

此等苗圃の一部分は尙ほ創設時代に屬するものもあるも大正十二年の生産成苗數二千八百一萬餘本の多きに達せり

國費經營苗圃一覽

主 管 別	苗 圃 數	面 積	生 産 成 苗		計 數
			幼 苗	成 苗	
山林課出張所	三	七・七町	四、八八七	七、〇〇六	二、九二二

主管別	苗圃數	面積	生産		計
			幼	成	
管 林 廠	二	八・六町	千本	千本	千本
林業試驗場	二	一・九	千本	千本	千本
京 畿 道	二	六・八	千本	千本	千本
合 計	二	八・〇	千本	千本	千本

地方費經營苗圃一覽

大正十二年

道 名	苗圃數	面積	生産		計
			幼	成	
京 畿 道	二	二・九	千本	千本	千本
忠 清 南 道	二	一・三	千本	千本	千本
忠 清 北 道	二	一・二	千本	千本	千本
全 羅 南 道	一	一・八	千本	千本	千本
全 羅 北 道	一	一・〇	千本	千本	千本
合 計	一	一・八	千本	千本	千本

道 名	苗圃數	面積	生産		計
			幼	成	
慶 尚 北 道	四	一・六	千本	千本	千本
慶 尚 南 道	二	一・一	千本	千本	千本
黃 海 道	三	一・一	千本	千本	千本
平 安 南 道	三	一・三	千本	千本	千本
平 安 北 道	二	一・六	千本	千本	千本
江 原 道	二	九・五	千本	千本	千本
咸 鏡 南 道	一	八・九	千本	千本	千本
咸 鏡 北 道	一	一・〇	千本	千本	千本
總 計	一	一・七	千本	千本	千本

私營苗圃事業 官公營苗圃の養苗數漸次増加せるも殖林事業の發展は其の産苗數の配付のみを以て之を充すこゝ能はざるを以て各所に私營苗圃の開設を奨励し爾來漸次其の盛況を見るに至り其の生産成苗數は明治四十三年度には五百四萬餘本に過ぎざりしも大正十二年には一億五千三百八十七萬本に上り過去十餘年間に於て約三十倍になれり又既往に於ける私營養苗は概ね個人の經營に屬し小規模のもの多かりしも近年は殖林組合、林業契等の組合苗圃、殖林企業者造林用の大苗圃又は販賣を

目的とする苗木商の大苗圃等續々設置の氣運に向へり

私營苗圃生産苗概況

大正十二年

道	成苗數		幼苗數		合計	道	成苗數		幼苗數		合計
	千本	本	千本	本			千本	本	千本	本	
京 畿 道	12,400	1,200	3,000	300	15,600	廣 島 道	1,100	100	1,000	100	2,200
忠 清 北 道	28,999	2,800	3,000	300	32,999	廣 島 道	1,100	100	1,000	100	2,200
忠 清 南 道	12,122	1,200	3,000	300	16,322	廣 島 道	1,100	100	1,000	100	2,200
全 羅 北 道	6,212	600	1,000	100	7,812	廣 島 道	1,100	100	1,000	100	2,200
全 羅 南 道	2,828	280	300	30	3,428	廣 島 道	1,100	100	1,000	100	2,200
慶 尙 北 道	12,222	1,200	3,000	300	16,722	廣 島 道	1,100	100	1,000	100	2,200
慶 尙 南 道	12,222	1,200	3,000	300	16,722	廣 島 道	1,100	100	1,000	100	2,200
慶 尙 南 道	12,222	1,200	3,000	300	16,722	廣 島 道	1,100	100	1,000	100	2,200
備 考	總計に於て數符合せざるは四捨五入の結果なり					廣 島 道	1,100	100	1,000	100	2,200

官公營殖林事業 殖林事業の官公營に屬するものは國費及地方費の經營にして前者は明治四十年以降後者は明治四十四年以降毎年引續き實行しつゝあり

官公營殖林事業

年	國			地 方			合 計		
	造林面積	造林本數	播種量	造林面積	造林本數	播種量	造林面積	造林本數	播種量
大 正 十 年	6,650町	1,260千本	1石	1,623千本	1石	9,273町	3,392千本	1石	
同 十 一 年	22,240町	1,922千本	1.0	2,251千本	1石	24,492町	4,865千本	1.0	
同 十 二 年	37,866町	6,333千本	0.1	2,251千本	1石	40,117町	9,198千本	0.1	

一國費經營事業 造林の模範を示し風致の増加を圖り且植栽に關する試験を行ふを目的とし明治四十年京城白雲洞及平壤牡丹臺の二個所に殖林を開始し爾來水原、大邱、開城にも造林を行ひたりしも近年に至り京城附近に於ける荒廢山野の造林に主力を注ぎ砂防植栽及普通植栽を行ひつゝ、あり植栽樹種はアカマツ、クロマツ、及ニセアカシヤを主としヤマハンノキ、クヌギ、白楊類之に次ぎ其の他試植せる種類亦少からず越えて大正八年度以降特に二十九箇所の山林課出張所を設置し所轄國有林の未立木地造林計畫を樹て其林況に應し人工造林又は天然造林を實行せり明治四十

年以降大正十二年に至る十七箇年間に於ける造林面積一萬一千餘町歩にして植栽苗數二千二百萬本に達し播種高十六石に上れり

二地方費經營事業 明治四十四年江原道に於て施行し大正元年には忠北、全南、慶北及江原の四道に同二年には更に京畿、忠南、全北、黄海、平南及平北の六道を加へ同三年には慶南及咸南を除きたる各道に於て、同四年以降は各道に於て實行しつゝ、あり明治四十四年以降大正十二年に至る十三箇年に於ける植栽面積は三千七百五十一町歩餘其の植栽苗數一千六百九十六萬本に達しアカマツ、クロマツ、クヌギ、ニセアカシヤ、クリ及白楊類を主とせり

二 私營殖林事業 民間に於ける殖林事業は近年長足の進歩を爲し大正十二年に於ける植栽及播種造林面積は四萬九千三百八十八町に上り其の植栽本數一億四千三百五十九萬餘本播種量五十二石に達せり

ホ 記念植樹 殖林の事業を獎勵せむが爲明治四十四年四月三日併合後第一回の神武天皇祭日を期し朝鮮全道を舉げて記念植樹を實行し大に好結果を收め總本數四百六

十五萬二千本に達せり爾來回を重ねるに従ひ益好況を呈し大正十二年に於ける第十三回の記念植樹の如きは總本數千八百三十萬五千本を算し累計二億六百四十九萬本の多きに達せり又從來記念植樹に於ける植栽用苗木は國費、地方費及恩賜金經營苗圃に於ける生産苗の無償下付を得て之に充てし爲下付苗木不足の結果天然苗の移植を行ふもの多く植栽後十分の成績を擧ぐる能はざるの憾ありしも殖林思想の普及に伴ひ漸次其の不利益なるを知得し豫め團體又は地方富豪、篤農者等に於て苗木を購入して植栽に供するに至り頗る良好の成績を收めつゝあり

ヘ 御大典記念殖林事業 大正四年御即位大典記念の爲殖林事業を計畫實行したるもの尠からざるが就中道、面又は學校組合等の公共團體の經營に屬するものには一面造林の模範を示すべき趣旨に依り總督府は一定の制限面積内に於て國有林野を讓與せり

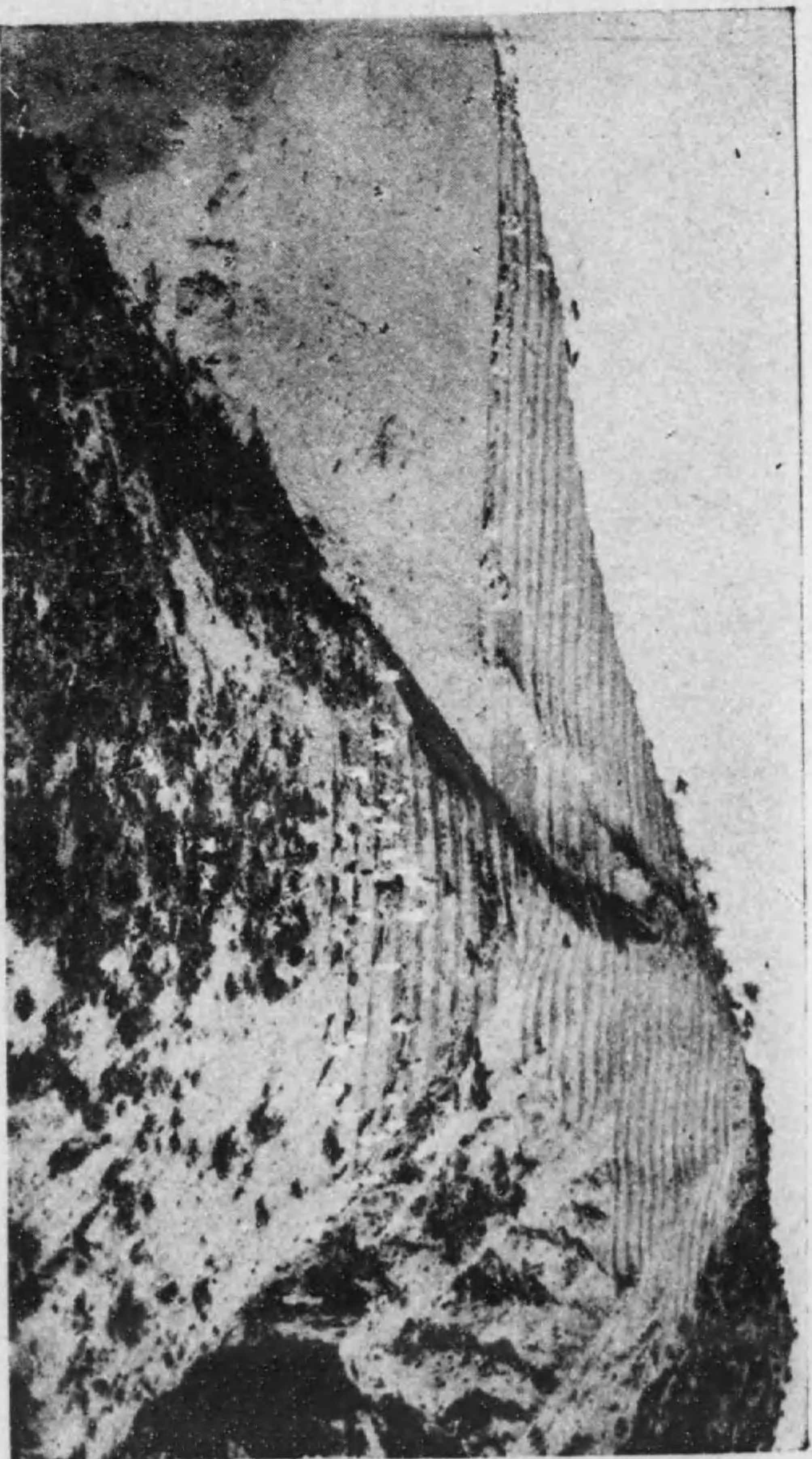
ト 種苗配付 明治四十二年以降は民間殖林獎勵の爲國費地方費及恩賜金經營苗圃に於て養成せる苗木及購入種苗の配付を行ひたるも大正七年以降此等配付種苗は主と

して地方費苗圃に於て養成したる苗木及購入種苗を用ゆること、し其の數逐年増加しつゝ、あり而して其の主なる樹種はアカマツ、クロマツ、ニセアカシヤ、クヌギ、白楊類及栗等となす

第四節 治山事業

治水に關係を有する荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものなるを以て先づ試験的に小規模の作業を行ひ漸次擴張するを得策と認め大正七年度に於ては忠清南道地方費に補助金五萬圓を交付し錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行せしめ大正八年度より年額十萬圓の補助金を慶尙北道及全羅北道の各地方費に交付し該地方費をして洛東江流域の一部並に蟾津江流域中の荒廢山野に於て事業を開始せしめ大正十年度迄に

三回	砂防植栽	千九十二町歩	五百七十三萬本
十五回	普通植栽	一萬三千百七十六町歩	四千八百八十四萬本



沉寔林造防砂面下南郡昌居道南尙慶

天然稚樹地補植

一萬三千六百五十町步

千八百三十一萬本

の殖林を行ひ將來に於ては全鮮に互つて荒廢山野の治水上復舊を要すと認むる地域に對し主要河川流域荒廢地四十七萬町步中約二十三萬五千町步を先づ第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふこととし砂防工事は國に於て施行し造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有をして實行せしむるの方針を採り特に當面の急施を要する漢江、錦江、洛東江、蟾津江、榮山江、東津江、城川江及大同江の八大河川流域七萬四千百八十三町步を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手し現に實施中にして大正十一年度以降二箇年間の植栽數量左の如し

砂防植栽

三百十六町步

百九十七萬七千本

普通植栽

三千七百九十五町步

一千三百六十八萬七千本

天然稚樹地補植

七千九百七町步

九百二萬一千本

第五節

不要存國有林の讓與豫約付造林貸付

國有林野に於ける造林事業の經營に關し舊森林法に於ては單に部分林又は貸付の制を設けたるに過ぎざりしも現行森林令は朝鮮の現狀に鑑み此等の方法を廢し新に造林貸付に關する特典を設け努めて造林を獎勵し急速に荒廢山野の救済を圖らむとする趣旨に出で造林の目的の下に貸付したる國有林野は事業成功の時に於て貸付期間の満了に否に拘らず無償にて借受人に付與すること、せられ此の特典を開きて以來出願者の激増を見るに至れり

造 林 貸 付					
年 度	貸付件數	面 積	年 度	貸付件數	面 積
大正九年度	1,033	6,922町	大正十一年度	1,122	8,201町
同 十年度	1,133	6,922町	同 十二年度	1,028	8,111町

第六節 國有林野區分調査

朝鮮に於ける森林山野は明治四十三年中林籍調査を行ひたる結果其の分布の概況及面積の概要を知ることを得たるも尙國有私有の區分不明にして不便を感ずること甚しきを以て速に其の區分を立て且國有林野の要存、不要存の區分を調査するの必要あり仍て明治四十四年度より之が調査に著手せり今其の概況を示せば左の如し

- イ 調査の方針 營林廠所屬要存豫定林野約二百二十萬町歩は大正二年度より大正十一年度に至る十年間に同廠の事業として調査し其の他の要存豫定林野約三百五十萬町歩に第一種不要存林野約二百萬町歩計五百五十萬町歩は本府の事業として明治四十四年度より開始せり
- 實施の方法 要存豫定林野に對しては境界を定め標識を設け五萬分一見取圖及圖書を作製し其の副本を關係道、府、郡、島又は警察官署に送付し又第一種不要存林野に對しては查了後直に造林貸付等の處分を要するを以て各箇所毎に境界を査定し標識を設けたる上簡易なる實測を行ひ六千分一圖及調書を作製して其の副本を關係道、郡、島に送付せり

公示を行ひたる地域にして不服申立期限を経過し既に権利の確定せるもの千八百五面に達せり事業開始以來の成績を示せば左の如し

年 度	林野調査成績		公 示	
	實地調査	府面	府面	公 示
大正十年度迄	11,018	11,112	220	1,111,522
同 十 一 年	11,112	11,112	110	1,111,011
同 十 二 年 八 月 迄	101	1,112,101	110	1,111,101
累 計	22,231	22,336	440	3,333,634

第八節 國有林經營

一 總督府直轄

國有林野(要存豫定林野 不要存林野)中國の經營すべき要存豫定林野は約五百十九萬町歩(大正演習林として貸付済の十二萬町歩を)に達する見込にして其の内鴨綠、豆滿兩江流域に屬する約二百十一萬町歩の林野

に對しては營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ(二營林廠參照)一方營林廠所管外の林野三百八萬町歩の區域に對しては從來地方長官をして之が保管の責に任せしめ保護機關として森林保護區並山林監視所等を設け専ら保護取締を爲さしむるの外何等積極的施設を爲したるこゝなかりしも歐洲大戰勃發以來經濟界の異常なる發達に伴ひ木材の需要頓に増加し林産物の拂下を出願するもの日に相踵ぐの状態を呈し來りたるのみならず公用又は公益事業に必要な用材の供給不足を告ぐるに至りたるを以て老齡林は之を伐採搬出して一般の需要に應ずるに共に未立木地及伐採地に對しては漸次造林を行ふの必要を認め此等に對する應急施設として右要存豫定林野約三百八萬町歩中差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し大正八年度に於て十箇所、大正九年度に於て九箇所、大正十年度に於て七箇所、大正十二年度に於て三箇所の山林課出張所を特設して其の經營機關を爲し植伐實行に當らしめつゝあり

二 營 林 廠

營林廠は鴨綠、豆滿兩江流域に屬する二百十一萬餘町歩の林野を管理經營する特別官

廳にして本廠を新義州に置き伐木、造林、運材、製材、販賣、林産物處分並國有林調査等森林經營に關する一切の業務を掌理し之か機關として鴨綠江流域に於ては惠山鎮、中江鎮、新望坡鎮、高山鎮、豆滿江流域に於ては茂山に支廠を置き、會寧及龍山に出張所を設置し森林經營の實行に當らしめつ、あり

4. 所管面積樹種及材積 本廠の所管林野は咸鏡南北道及平安北道の三道に跨りて其の面積約二百一十一萬町歩に達し恰も内地國有林野全面積の半に當れり其の中成林地は凡そ八割四分即ち百七十七萬町歩にして主として寒帶樹種を以て蔽はれ全面積に對して針葉樹約七割闊葉樹約三割を占む目下廠材として利用しつ、ある主なる樹種は針葉樹にして紅松、杉松及落葉松の三種闊葉樹にてはテウセンヤマナラシ、シナノキ類、ドロノキ類等ミす今最近の見込に係る主要樹種の材積を表示せば左の如し

種別	成林地材積	
	鴨綠江流域	豆滿江流域
	萬尺級 三、五九八	萬尺級 三、〇五〇
	三、〇三三	三、〇三三
	九、一一二	一、一〇六
	三、九三三	一、〇七三
	三、七六三	三、一八八
	三、〇三三	三、一八八
合計	三〇、〇〇六	三〇、〇〇六

種別	成林地材積	
	鴨綠江流域	豆滿江流域
	萬尺級 三、五九八	萬尺級 三、〇五〇
	三、〇三三	三、〇三三
	九、一一二	一、一〇六
	三、九三三	一、〇七三
	三、七六三	三、一八八
	三、〇三三	三、一八八
合計	三〇、〇〇六	三〇、〇〇六

右主要樹種の概要を擧ぐれば左の如し

- 一 紅松 テウセンマツ 即ち朝鮮五葉松の俗稱にして直径三尺以上の大材尠からず其の材質は内地産扁柏材と青松材との中間に位し木理直通色澤佳良にして反張伸縮すること比較的少なし加ふるに工作を施し易きを以て各種建築用材家具材枕木用材等として近來其の需要激増せり
- 二 杉松 タウヒ、タウシラベ 及 テウセンハリモミ を併せたる俗稱にして略北海道のエゾマツ、トドマツに類似す材質は紅松に比し稍劣るも價格低廉工作容易なるが故に廣く建築用材、函材、木板其他製紙原料、燐寸軸木及包装用經木原料として需要多し
- 三 落葉松 テウセンカラマツ の俗稱にして樺太のシコタンマツに類似す樺太産は細丸太を主

とし大材抄きも廠材には直径二尺内外の材稀ならず年輪緻密材質強硬にして且耐久力に富むを以て建築、橋梁、船艦、枕木、電柱等に適す

四赤柏松 イチキ又アララギの俗稱なり蓄積多からざるも材質の優美なるは古來針葉樹中の王と稱せられ上等の茶棚、机、箱類、火鉢、茶器、杖、箸、櫛等の小細工に用ゐられ又良材は天井板、床柱等に用ひて雅致あり

五檜木 チノレカンバの俗稱にして材質堅材よりも堅く從來車輛材として需用多く近來は床柱、杖、盆、度量衡器、櫛等各種の新品用途を開きつゝあり

六其の他の樹種 潤葉樹中マンシウケルミ、エンジュ、ハリギリ、キハダ、ヤチダモ、ニレ、マンシウシナノキ、カバ類、ナラ類、テウセンヤマナラシ、ドロノキ類等種々あるもドロノキ類マンシウシナノキ及テウセンヤマナラシは燐寸軸木材として伐採するの外未だ盛に利用せらるゝの時機に達せず

伐木運材及著筏 隅線江流域に在りては咸鏡南道甲山、三水、長津の各郡及平安北道厚昌、慈城、江界郡内、豆満江流域に在りては茂山郡内の森林より主としてテウセンカラマツ、テウセンマツ、タウヒ、タウシラベ、テウセンハリモミ等の丸材、角材、電柱、丸太、小丸太及隅線江流域よりテウセンヤマナラシ、ドロノキ類シナノキ類を伐採す此等の伐採は秋冬の兩期間に於て之を行ひ運材は一部は輕鐵に依り大部は冬季地上の積雪及結氷を利用して牛曳、木馬、修羅等に依りて江岸なる編筏工場に搬出し流筏は通例五月より開始するも六月より九月に至る四箇月の間最も盛にして十月下旬に至りて終了す水流急速にして作業困難なる上流に於ては内地人筏夫を使用し流勢緩にして容易なる下流に於ては主として朝鮮人筏夫を使役し少數の内地人筏夫をして之を監督せしめむるも近來内地人筏夫の缺乏に依り多少急流の區域に於ても鮮人筏夫を使用するの必要を生じ之が養成を圖りつゝあり

年 度	伐 木	運 材	著 筏
大正十年 度	211,101 尺	82,833 尺	33,000 尺
同 十一年 度	234,098 尺	88,222 尺	33,000 尺
同 十二年 度	215,698 尺	85,852 尺	30,100 尺

ハ 漂流木整理 明治四十二年三月國線江探木公司と漂流木整理方法に關し協定を遂げ朝鮮側に漂著のものは營林廠に於て支那側に漂著のものは探木公司に於て整理することとし更に大正三年委員を設け整理上同一歩調を取ることを協定し次で大正七年二月豆滿江の漂流木整理に就きて亦間島延吉道尹と商議して同一歩調に依ることとし爾來以上の方法に基き整理し來りしも大正七年六月朝鮮水難救護令及附屬法令を改正し此の兩江の漂流木に關しては營林廠長其の職務を行ふこととなれり

ニ 製材 製材は第一第二の二工場に於て各種建築用材、函材等を製作し大正六年度に於て製材法に一大改善を加へし以來著しく製材歩留及製材能力を増進し一日の製材力約五百三十尺縮まなれり

製材及資材			
年 度	材	製材に要せし資材	歩 合
大正十年 度	一五、八七五 尺	三三、三六三 尺	〇・五九

同 十一年 度	一八、一五九	三三、一五三	〇・五九
同 十二年 度	一五、九九〇	三〇、九七四	〇・五九

ホ 販賣 歐洲戦争後一般財界の好況は諸事業の勃興と共に建築界未曾有の活況を呈し加ふるに朝鮮二箇師團増設用材及土木部用材の大部分は廠材を使用せる結果枕木板類其の他木材の需要益増加し廠材の生産力を以て之が需要を満足せしむること能はざるの状況なりしも近時財界不況の影響を受けて其の需要減退せり

ヘ 立木拂下 現今に於ける拂下出願の趨勢及之が拂下許可に關しては歐洲戦争後一般に木材の需要著しく増加し従て立木の拂下を出願する者亦頗る増加せり然るに一面廠直營事業力、輸送力、勞力等の關係上拂下出願の全部を許可し難き事情あるを以て鮮外は勿論鮮内に於ける需要に對する出願も雖慎重調査の上之が拂下許可を爲せりされき近時財界不況の影響を受けて此等の出願漸く減少せり

第九節 林業試驗

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ山野荒廢の進度森林植物の種類及分布、林木の生長等

内地に著しく其の趣を異にし従て殖林上試験及調査を要する事項尠からざるを以て本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ併せて森林植物の調査を實施し來りたるも尙ほ林業全般に亘りて研究する能はざりしを以て大正九年より完備せる林業試験場の設立に着手し大正十一年八月京城府外清凉里に本場を創設し造林、保護、利用及施業の各係に分ちて組織的に諸般の調査及試験業務を開始し現在技師四人屬一人技手十六人を置き最も急を要する造林及施業に關する調査並林木の立地及分布の調査研究に主力を行くと共に製炭の改良、松帖蜆驅除豫防に關しても之か調査研究を行ひつゝあり（既往に於ける調査の結果は樹苗養成指針乃至第十四輯、金剛山外十數箇所植物誌其の他朝鮮巨樹名）
第一第二冊を發刊し又森林植物編第一輯木誌、漢方藥用植物誌林業流驅除報告第一回等を公にせり

第十四章 鑛業

第一節 鑛政の沿革

朝鮮は諸種の鑛物に富み鑛業の起源亦頗る遠きに拘らず我か保護政治肇始當時に在りては二三外國人の稼行するもの、外殆ど見るに足るものなかりしが韓國政府が明治三十九年七月新に鑛業法及砂鑛採取法を發布してより鑛業制度初めて備り爾來漸く其の緒に就き更に併合後に至り益々其の歩を進めたり總督府は大正四年朝鮮鑛業令を制定し尋いて朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を發布し同五年四月より之を施行せり同令は外國人の新に鑛業權を取得するを禁し新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ鑛業權を物權として不動産に關する規定を準用し鑛業上必要なる土地の使用及收用に付土地收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし以て益鑛業の發達を促進せしめむことを期し其の後更に數次の改正を加へ關係規則を發布せり其の主なるものを擧ぐれば大正七年十二月金鑛、銀鑛、鐵鑛、砂金及び砂鐵の鑛産税を免除し

大正十年十二月鑛區の分合に因る場合を除くの外鑛業權設定の登録ありたる月より起算し三年間の鑛區税を半減し大正十二年一月新に鑛業に關する技術官派遣規則を發布して調査設計又は鑑定の委託に應ずる制度を設けたる等は是れなり

第二節 鑛業の概況及特許鑛山

一 鑛業の概況

鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し爾後年々増加して大正六年中の出願實に六千八百八十九件を數へしも歐洲戰亂後經濟界の變調に伴ひ漸次減少するに至り最近五箇年間の出願及許可件數左の如し

鑛業出願及許可件數

年	出 願 件 數			許 可 件 數		
	内地人	朝鮮人	合 計	内地人	朝鮮人	合 計
大正九年	1,074	34	1,108	313	10	323
同 十 年	1,194	92	1,286	1,252	34	1,286
同 十 一 年	1,134	92	1,226	1,252	34	1,286
同 十 二 年	513	10	523	26	1	27

大正十二年末現在許可鑛區は左表の如く二千九十四にして前年末に比し百五十七を減じたり

鑛種別鑛區數及面積

鑛 種	鑛 區 數	面 積	鑛 種	鑛 區 數	面 積
金 銀 鑛	113	1,210,111.131	タングステン鑛	28	六、二八五、一九九
銅 鑛	113	11,351,912.912	水 鉛 鑛	8	九四二、四九七
鉛 鑛	3	2,911,871.112	水 鉛 鑛	10	二、〇八九、〇三六
亜鉛鑛	2	2,222,222.222	金 銀 鑛	3	1,134,901.134
水 銀 鑛	2	2,222,222.222	亞鉛鑛	3	2,222,222.222
硫 化 鑛	104	八、三三三、三三三	鐵 鑛	2	2,222,222.222
滿 鐵 鑛	2	117,222.222	石 炭 鑛	100	八、六六六、六六六
	3	2,222,222.222			

種別	數量	價額	種別	數量	價額
鐵	九、九三噸	五、六八、一三	錫	三、七九、〇〇斤	二、八八、二二
亞比	一、六、二七	一九、〇九一	鉛	五、〇、三五噸	二、二〇、四二
砒	六、八噸	六八五	炭		
硫	一八、七〇斤	一、〇〇〇	計		一、一、一、一、九三
砒			石		
砒			合		

二 特許鑛山

明治二十七八年戰役後外國人にして朝鮮半島の利權に注目する者頗に増加し米國人を以て探掘するの權利を特許せられたり是れ實に外國人の鑛山の探掘權を許可せられたる嚆矢にして在留諸外國使臣をして最惠國條款を名とし時の政府に對し續々其の要求を提起せしむるの俑を作りたるものなり爾來同年咸鏡北道慶源、鏡城鑛山を露國人に三十年江原道金城鑛山を獨逸人に三十一年平安南道殷山鑛山を英國人に三十三年稷山鑛山を日本人に三十四年昌城鑛山を佛國人に三十八年厚昌鑛山を伊太利人に同年遂安鑛山を英國人に明治四十一年甲山鑛山を米國人に各特許したり然れども慶源、鍾城の兩

鑛山は事業着手の機に至らずして消滅に歸し金城及殷山鑛山は鑛況不良の爲之を拋棄し稷山鑛山は内外人共同組織の稷山金鑛株式會社に讓渡し同會社は更に鑛業令に依り鑛業權を取得するに同時に特許權を拋棄し現在存續するものは雲山、遂安、昌城、厚昌、甲山の五鑛山に過ぎず

第三節 鑛床調査と鑛物の調査及試験

一 鑛床調査

總督府に於ては從來不明瞭なりし鑛床の性状を概査し以て其の鑛業的價値を窺知するに共に一面鑛業行政の參考に資し他面企業家の調査に便するの目的を以て明治四十四年度以降鑛業調査を行ひ大正六年度を以て各道の概査を終了し大正七年度に於ては鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し事業準備に着手するに共に地質鑛床の精査を開始し大正八年度に於て略其の設備を完了し爾來着々各地の鑛床調査を施行し其の地質圖及報告書を調製しつゝあり

二 鑛物の調査及試験

イ選鑛製鍊試驗 選鑛製鍊は鑛業成否の岐る、中心作業なるに拘はらず朝鮮に於ては其の施設一般に普及せず姑息幼稚の域を脱せざるもの多し然かも從來之に對する研究機關の設備なかりしを以て大正十一年度に於て京城市外漢江々畔鷺梁津に燃料選鑛研究所を新設し朝鮮鑛山に適應せる鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め又從來遺棄して顧られざりし貧鑛の經濟的處理方法を考究し鑛利の保全、操業の進歩を圖り以て振興發展に資する目的を以て其の設備の工事中に在りしか大正十三年五月

之か落成を告げたり
 □石炭調査及試験 燃料動力問題は國民生活及産業開發上極めて重要なる問題なるも從來朝鮮に於ては之に關する研究機關缺如し遺憾尠からざりしを以て大正十一年度に於て前記選鑛製鍊に關する研究機關を併せ燃料に關する研究機關を設置し先づ石炭の賦存量及鑛床の狀況を明にし石炭の經濟的利用法に付試験研究を施行し以て燃料供給策の樹立に資するに共に燃料給源の開發を圖らむとす

第四節 主要鑛物及其の鑛業

朝鮮に於ける主要鑛物は金、鐵、黑鉛、石炭にして銅、亞鉛、タンクステン等之に亞ぐ左に其の產出狀況及鑛業の狀況を略述す

イ金 金は朝鮮鑛產物の首位を占め其の鑛山の著名なるものは東洋合同鑛業會社（米國會社）に屬する平安北道雲山金山及漢城鑛業會社（米國會社）の經營に係る黃海道遼安鑛山にして此の兩鑛山の產額は朝鮮產金額の主要部分を占む之に次くは稷山金鑛、昌城佛國人金鑛（佛國人所屬）久原統營鑛山、谷口栗浦金山、日置鑛山等にして各相當の規模を有せり其の他驪州、林川、龍城、九峯山、高靈、鳳山、順天、光陽、新府面、吉祥、郭山、晝巖等有望の金山尠からず順安及稷山は主要なる砂金地にして共に機械操業の準備を以て試錐調査を終り稷山金鑛は大正六年末砂金浚渫機操業を開始し成績頗る良好なり以上の外有望の鑛山尠からざるも歐洲戰亂後經濟界の變動に依り或は休鑛の已むなきに至り久しく不振の狀況にありしが近時物價勞銀の低落に伴ひ小規模金鑛業も收支漸く相償ふに至り新に着手するもの若は設備の擴張を行ふものありて金鑛業復活の曙光を見んせり

ロ鐵 朝鮮は鐵鑛に富み褐鐵鑛の產出最多く黃州及黑橋驛附近より西兼二浦に至る間

及平安南道价川郡に發見せらる、もの其他載寧、殷栗の鐵山は皆此種に屬す之に亞けるは赤鐵礦にして安岳鐵山即ち是なり磁鐵礦も亦各所に發見せられざるにあらざるも探礦未だ盛ならず各地の鐵山中其の產出最多きは載寧、殷栗の二鐵山にして共に黃海道に在り該山は舊韓國政府の經營に係り明治四十一年より探掘を開始し同四十二年一月農商務省の所屬に移れり其の他朝鮮鐵山株式會社所屬安岳鐵山株式會社、日本製鋼所々屬价川鐵山、三菱製鐵株式會社所屬銀山面、載寧、兼二浦各鐵山、利原鐵山株式會社所屬利原鐵山等亦相當の產額を有し三陟、江陵、端川、茂山地方に於ても亦鐵礦床の發見せられたるものあり此等の鐵石は主として内地製鐵業者に供給せらる、の外一部は三菱兼二浦製鐵所及本溪湖煤鐵公司に給礦し來りしも歐州戰役後市價の暴落に因る製鐵事業の縮小に伴ひ需要減退し各鐵山共に事業を縮小し其の產額減少せり

ハ石炭 無烟炭は朝鮮に於ける特有鑛產物の一に屬す平壤無烟炭田は朝鮮總督府平壤鑛業所に屬し採炭事業に従事せしが大正十一年四月一日同所の施設一切及炭田の一部を海軍省に移管し爾來同省に於て海軍燃料廠平壤鑛業部を設置して其の作業を

繼續せり同炭田は鑛量頗る豊饒にして品質亦優良なり採掘炭は平南線に依り鎮南浦を経て内地に積出し其の大部分は徳山海軍燃料廠に供給し一部は民間に供給せらる、煉炭原料に消費せられ其の品質優良にして需要漸増の傾向あり其の他近年鑛床調査の結果平安南道价川、順川、徳川、孟山及江原道三陟の諸郡に於ても亦無煙炭の布衍せらる、を發見し其の品質皆に平壤無煙炭に劣らざるのみならず却て之に比して堅硬の塊炭なるを確めたり褐炭は其の質優良ならざるも其の分布甚だ廣く平安南道安州炭田、慶尙北道長鬚炭田、咸鏡南道咸興炭田、及咸鏡北道鏡城炭田、會寧炭田、吉州炭田、明川炭田等を主要産地となし其の他東海岸及豆滿江沿岸に沿ひ炭田の散在するもの尠からず

二黒鉛 鱗狀及土狀の二種あり鱗狀黒鉛は平安北道、咸鏡北道を土狀黒鉛は慶尙北道咸鏡南道を主要産となし品質共に良好なり鱗狀黒鉛の需要は殆ど内地に限られ特に歐州戰時中錫蘭產品の輸入自由ならざりし當時に於ては内地の需要一に朝鮮産に依らざるべからざる状態となり爲に市價の昂騰を來し未曾有の盛況を呈せしも戰後需要減退し且最近日印爲替相場の關係上錫蘭產品の輸入激増せる爲遂に其の壓迫を

蒙り悲況に沈淪するに至り今尙回復の曙光を見る能はず之に反して土狀黒鉛は戦前の需要を増し大正九年度に於ては海外輸出に相俟つて稍盛況を呈したりしも大正十年に入り海外市場の不振に内地に於ける生産過剰に因りて悲境に陥るに至れりされど最近滞貨の漸く消化せらるゝに伴れ市況回復の機運に向ひつゝあり

ホ銅 己知の銅鑛を擧ぐれば咸鏡南道の甲山、慶尙南道の昌原、平安北道の厚昌等なりこす甲山銅山は初め米國人特許を得明治四十三年以降引續き探鑛し大正五年五月久原鑛業株式會社の經營に移り一時盛況を極めしも戦後銅價暴落の爲大正十年六月一、一時休業するに至れり

へ亞鉛 亞鉛鑛床は銀鉛と共産するを常態と爲すを以て從來銀鉛鑛と認められ其の發見は實に近年の事に屬せり平安北道寧邊郡蘇民洞、咸鏡南道端川郡檢德に於ける鑛床は其の主要なるものにして共に往古銀鉛山として稼行し共生せる多量の亞鉛鑛は遺棄せられたり前者は一時藤田鑛業株式會社に於て之を探掘し後者は探鑛中に屬せしも現時二鑛山共に休鑛せり其の他黃海道戰寧郡龍山面蒼川里及瑞興郡内德面勺

詩里等に於ける鑛床亦望を屬せらる

トタン グステン 歐洲戰爭勃發後軍事上の必要に促されタングステンの需要増加したるを以て之が發見探掘に従事するもの多く一時盛況を極めたるも大正七年下半年以降市價低落し加ふるに需要等著しく減少したる爲一般に事業を緊縮して休山廢鑛するもの續出し大正八年末に於いては全部休止するに至れり既知鑛床中江原道金剛山附近忠清北道忠州郡及忠清南道青陽郡に存するものは其の主要なるものにして其の他諸所に發見せられたるもの亦尠からず

チ金 銀 銅 亞鉛の混合鑛 此の種鑛床も亦昔時銀鉛として稼行せられたるものにして朝鮮内各地方殊に南鮮地方に多く賦存し鎮南浦製鍊所の開設せらるゝに及び漸次其の開發を見るに至りしも近時一般鑛業の不振と共に探掘稀なるに至れり

鑛産物一覽表

京 畿 道
忠 清 北 道
忠 清 南 道

金、銀、銅、鉛、亜鉛、鐵、硫化鐵、タングステン、水鉛、黒鉛、石炭、砂金
金、銀、銅、鉛、亜鉛、鐵、タングステン、黒鉛、石炭、砂金
金、銀、銅、鉛、錫、鐵、タングステン、水鉛、黒鉛、石炭、鑿炭、石棉、砒砂、砂金

全羅北道	金、銀、銅、鉛、亜鉛、水鉛、黒鉛、砒砂、砂金
全羅南道	金、銀、銅、鉛、亜鉛、鐵、水鉛、黒鉛、石炭、高嶺土、砒砂、砂金
慶尙北道	金、銀、銅、鉛、砒砂、亜鉛、鐵、硫化鐵、タンクステン、水鉛、砒、黒鉛、高嶺土、砒砂、砂金
慶尙南道	金、銀、銅、鉛、砒砂、鐵、硫化鐵、タンクステン、黒鉛、石炭、高嶺土、砒砂、砂金
黃海道	金、銀、銅、鉛、水鉛、亜鉛、鐵、タンクステン、黒鉛、石炭、鑛母、高嶺土、砒砂、砂金
平安南道	金、銀、銅、鉛、安賢母尾、水銀、亜鉛、鐵、瀾掩、黒鉛、石炭、鑛母、高嶺土、砒砂、砂金
平安北道	金、銀、銅、鉛、亜鉛、鐵、タンクステン、砒、瀾掩、黒鉛、石炭、鑛母、砂金
江原道	金、銀、銅、鉛、砒砂、鐵、硫化鐵、瀾掩、タンクステン、水鉛、黒鉛、石炭、石綿、高嶺土、砂金
咸鏡南道	金、銀、銅、鉛、砒砂、鐵、黒鉛、石炭、鑛母、高嶺土、砒砂、砂金
咸鏡北道	金、銀、銅、鉛、砒砂、鐵、水鉛、黒鉛、石炭、鑛母、高嶺土、砂金

第十五章 水産業

第一節 水産業の概況

朝鮮は本土及島嶼を合せ海岸線の延長四千三百餘里に達し地勢、氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊饒にして有利の漁場に乏しからざるも古來漁政に關する基礎極めて薄弱にして進歩の跡見るべきもの多からざりしか併合以來當局官廳に於て銳意斯業の發達を圖り之が保護取締を周密にし且つ年年相當の經費を投して各種の調査及試験を行ひ又斯業に關する傳習講習等を爲し其の他有望なる事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し漁港及避難港の修築の爲年々工費の一部を補助し水産組合、漁業組合の發達を圖り製品の改良漁村の振興を期し輸移出水産製品の検査を行ひ其の改良統一を圖る等各種の施設を講じたる結果漸次發達の域に進み大正十二年に於ては水産業者（漁業、養殖、製造）十萬二千五百七十五戸、四十一萬六千八百十九人其の漁獲高五千七百七十二萬二千餘圓、製造高二千九百六十一萬三千餘圓に上り之を十年前の大

正三年に於ける七萬四千四百六十九戸、二十七萬三十一人、漁獲高千二百六萬四千餘圓、製造高六百八十六萬四千餘圓に比すれば石數に於て三割七九、人口五割四三の増加を示し漁獲高に於て四倍二八、製造高に於て四倍三一に達せり今漁獲高順序に従ひ百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば鯖七百二十六萬圓、鰯六百四萬圓、明太魚四百一十一萬圓、石首魚三百一萬圓、鯨二百七十二萬圓、鯛二百三十二萬圓、鯖二百三十萬圓、鰹百九十四萬圓、鰯百六十三萬圓、太刀魚百四十九萬圓、海苔百三十九萬圓、鱈百三十五萬圓、鯛百十七萬圓にして百萬圓未滿五十萬圓以上の産額を有するものは海蘿、蝦、海鼠、鯨、和布、鱈、鱧の十種をなす、此等水族の分布は其の種類に依り回游棲息の状態一ならず雖大體鯖及鯛は慶尙南北道の沿岸を主産地とし全南、江原、咸鏡南北道之に亞き、明太魚は咸鏡南北道及江原道、石首魚は西海岸一圓に産し鯖、鯛は全沿岸に産するも主産地を南海岸とし、鯨は慶尙北道迎日灣を主要漁場として江原道咸鏡南北道等に産し鰹は全沿岸に産し殊に慶尙南北道及咸鏡南北道に最も多く太刀魚は西南海岸に多産し鰯は慶尙南北道を主産地とし全沿岸、海苔及海蘿は全羅南道に最も多く慶尙南道、黃海道等之に亞き蝦は全羅南道を初め西海岸一帯

に産し鰹及鱧、鮫は南海岸和布は東海岸及南海岸、鯨は全羅南道、慶尙南北道、黃海道、江原道、咸鏡北道の各道、鯛は東海岸を主とし南海岸、海鼠は慶尙南北道及咸鏡南道等に産す

水産製造物中五十萬圓以上の産額を有するものは素乾明太魚、鹽乾石首魚、開鰹、煮乾鰯、海參、鹽藏鯖、鹽藏石首魚、鹽藏太刀魚、蒲鉾、和布、海蘿、海苔にして以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況に相伴ひ又輸移出向製品に在りては仕向地の需給状況に因り製品の種類に多少の變化を生ずることなきにあらざるも大體に於て主要生産地及製造の狀態例年著しき異動なし

第二節 漁業處分

現行漁業令は明治四十四年の制定に係り漁業を分ちて免許漁業、許可漁業、届出漁業の三種を爲す免許漁業は一定の水面に漁具を建設又は敷設し一定の期間之を定置するもの、一定の水面を區畫して養殖を爲すもの、海濱一定の場所に於て一定の漁期間繰り返し漁網を曳寄するもの、一定の水面に於て一定の期間繰返し漁網を建設又は敷設

末に於ては百三十四組合あり抑々漁村の堅實なる發達は漁業組合の振興を待つ所尠からず然るに現時の状態は其の普及全からざるのみならず既設組合にして經費に乏しく理事者其の人を得る能はざる等の關係に依り未だ充分に其の機能發揮する能はざる状態に在るもの多きを以て大正十一年度より國費補助の計畫を樹て既設組合に對しては理事者給料補助として一箇年五百四十圓宛三箇年間、新設の場合は設立費として一組合五百圓の外既設組合に準し理事者給料を補助することとし地方費に於ても亦相當補助の途を開き之が普及發達に努めつゝあり

ハ漁業の指導獎勵 漁業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳をして之に當らしめ地方廳は地方費又は臨時恩賜金を以て漁撈、製造、養殖に關する各種試験及傳習、漁具、漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造養殖業の指導補助、水産講話等の施設をなし傍ら漁業者の副業又は勤儉貯蓄を獎勵し一面内地人漁業者の移住を獎勵する等銳意斯業の發展を期せり

ニ漁業避難港修築補助 朝鮮の沿岸には大小の港灣三百有餘あり漁民は常に漁港として使用するも多くは天然に放任し何等風浪遮屏の設備なきを以て總督府は漸次港灣

の調査を遂げ年々若干の金額を補助して之が修築を企て施工を竣りし所亦尠なからず
ホ水産製品検査 朝鮮に於ける水産製造品の産額増加するに伴ひ輸移出額亦累年其の數量を増加し大正十二年に在りては産額二千九百六十一萬圓に對し輸移出額約二千二百九十二萬圓に達するに至れり然れども製品の改良及統一に關しては尙ほ遺憾の點尠からず從來肥料の如き量目の増加を圖らむか爲不正の手段を爲すの弊あり又朝鮮に於ける水産製造業は多くは其の規模小にして製品區々に涉り其の統一を缺き大口の取引に適せず現に外國に輸出するもの多し雖多くは一旦内地に移出し更に内地商人の手に依りて輸出せらるゝを以て此等の弊害を矯正せむが爲大正七年五月總督府は水産製品検査規則を發布し同年七月一日より之を實施し之が取締及検査は内地と同一方針を採り朝鮮に於て検査に合格したるものは内地に於て再検査を行はざるとし税關をして之を行はしめ税關の設置なき地に在りては製品の輸移出盛なる箇所に検査所を設置し或は必要に應じ一定の期間臨時検査所を開設することとせり現在検査所は仁川、元山、釜山、鎮南浦、清津、新義州、木浦、甘浦、麗水、統營、濟州、注文津、長箭、雄基の十四箇所の常設検査所と鬱陵島、城津、の二箇所の臨時検査所なり

第四節 水産試験及調査

水産物は種類分布の状態及習性等を調査して有望なる水族に對する漁法漁獲物の處理及蕃殖保護の方法を研究し遺利の開發に斯業の發達に資する目的を以て總督府は大正元年度以降九年度迄水産調査及各種試験を行ひ相當の成績を收めたるも該調査は僅少なる臨時職員を以てし其の事項の多くは内地の模倣に止まり更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試験調査を行ひ斯業の發展を期するには勢ひ獨立せる試験機關を設置するの必要あるを認め釜山牧の島に國費に依る水産試験場を設置し大正十一年度を以て其の設備の完成を告げ着々豫期の事業を遂行しつゝ、あり其の試験調査事項の概要左の如し

一 漁 撈 部

漁業試験 朝鮮漁業の大宗たる東部海岸に於ける明太魚漁業、西部海岸に於ける石首魚漁業は今後益々改善發達の餘地あり前途頗る有望なるを以て漁場の擴張、漁期の延長、漁具漁法に關して目下調査試験中に屬す

漁船試験

漁船の改良を行ふ爲主として朝鮮型漁船に關して其の實態を研究し實際に適應したる漁船の完成を期せむとするものにして大正十二年度迄に於て大體東部海岸に於ける基礎的調査を終へ之れに適する試験船を建造し目下殘業中に在り又西部海岸に就ては目下調査中に屬す

漁場調査 從來漁場の水理、生物の分布、洞游等に關して徹底的に調査せられたるもの尠く爲に漁場の整理改善を圖り或は新漁場の開拓を爲さむとする場合に於て不便尠からざるを以て部分的に或る特定漁業試験に依り此等の調査を行ふ外更に一般的に全鮮に亘り漁場として成立し得べき見込ある海岸に於て其の位置、廣袤、水深、底質、海潮流温度、鹹度、風力、風向等各種現象を觀測するに共に漁具を使用して重要水族の分布洞游の状態を知り之を圖上に記録して漁場の状態を明瞭ならしむる漁場海圖を作製し以て適確なる指針たらしむるの目的を以て現に調査中に屬す

二 製 造 部

鮮魚冷凍貯藏試験 鮮魚を凍結して貯藏運搬上最も經濟的に最も簡便に而かも肉の組織及食味に變化なからしめ以て漁業者收利の増加に價額の調節需給の圓滿を圖らむ

爲目下之れに關する各種の事項に付試験中に屬す

魚類内臟利用試験 魚類の内臟は現時僅かに肝油等を製するに過ぎず其の他は何れも肥料等に供するに止まり製品としての價值あるもの稀なり之が利用の途を講ずるは管に水産經濟の増進上必要なるのみならず一般社會を利する所大なるべきを以て先づ漁獲の大量生産ある鯖、鱈、明太魚、石首魚等に就き之が内臟利用の試験中に屬す

三 養殖部

重要魚族生活史の研究 生物學的に魚群の去來集散の狀況を推知し以て漁業の安固を圖らむと目下慶尙北道近海の鯨に就き之が試験中に屬す

水接動物種の査定及分布調査 有用水族の種類を査定し其の分布狀態及大略の習性を窺知し以て魚撈及養殖の作業を合理的ならしむると共に遺利の開發と蕃殖保護の指針たらしめむとするものにして目下各種魚介に就き調査を進めつゝあり

池沼堤堰利用養殖試験 朝鮮は到る所池沼堤堰多く之が利用上養殖適種を選定し施設獎勵の基礎たらしむるは最も緊要なる事業たるを以てカムルチー、鰻、公魚、ソカリ等に就き試験を行はんとし目下カムルチー、ワカサギに就き基礎調査を行ひつゝあり

干潟利用養殖試験 朝鮮西部海岸の干潟及淺海は頗る廣大なるを以て之が利用養殖の振興に資せむが爲牡蠣及海苔の養殖法を講究し併せて其の地域擴張等試験中に屬す

四 海洋調査部

朝鮮近海の海象を調査し水理及生物學的方面より海流、潮流、水質、浮游生物等漁業の基本となるべき事項に付研究を遂げ漁業の確實を期せむが爲從來總督府に於て行ひたる事業を繼承し海洋横斷觀測及沿岸定地觀測を施行しつゝあり
右の外地方費に係る試験場は慶尙北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道、黃海道の五道に設置せられ其の他全羅南道及慶尙南道に於ては試験船を建造し何れも地方的特種事項に就き試験調査中にあるを以て今後本府の水産試験場と相俟て新業に貢獻するに至るべし

第五節 水産業發展の狀況

一 日本海方面 日本海に面して豆滿江口より釜山港に至る東海岸は海岸線の延長約一千哩に達し沙濱懸崖相連りて好箇の沿岸漁場を形成せり潮汐の干満は微少なれど

も水深くして魚族の滯留に適し且つ「リマン」海流は北より寒帯性魚族を送り對馬海流は南より温帯性魚族を齎らし來り魚族の分布を豊富ならしめ漁業の利殆ど無盡藏と稱せらる此の沿岸に於ける漁業發展の狀態は併合以來頗る顯著にして從來成鏡南道の明太魚、江原道の鱈、鮑及慶尙北道の鰈の外觀るべきものなかりしが内地人の移住増加と共に漁具漁法を改善し鱈、鯖、鱈漁業も急速の發達を爲し其の製法亦改善せられ殊に近年新に勃興せる開鱈製造の如きは其の産額百萬圓に上り鱈漁業の一大發展を促し其の他素乾明太魚、乾牡蠣、鹽鯖及鱈、鯛、肥料等も亦著しく製法を改良するに至れり

二多島海方面 釜山港より木浦港に至る南海岸は大小の島嶼散點し其の沿岸は犬牙錯雜岬灣相交りて廣漠たる海域を占め水深概ね八十尋内外にして漁具の使用に便なるのみならず寒暖兩海流の影響を受けて魚族の分布豊かに且廣大なる平野に接して市場に近かく大河港灣を控へ九州中國方面の連絡亦容易なるを以て魚獲物の集散至便にして内鮮人の漁業共に進歩し釜山、馬山近海に於ける鱈、鯖漁業の如き鎮海灣附近の鱈漁業、羅老、青山、巨文の各島及所安島近海の鯛、鯖、鱈、鱈漁業の如き濟

州島沖に於ける鱈、鮑、石花菜及鱈業の如き汝自灣に於ける蝦及麗水灣に於ける玉珠貝漁業等の如き皆有利なり其の製造品も亦頗る豊富に就中統營麗水地方の煮乾鱈、巨濟島の乾鱈、濟州島の乾鮑及鮑罐詰麗水灣の乾蝦、貝柱木浦の海藻類を其の主なるものとす其の他慶尙南道の鱈は産額五百萬圓を越へ之が製品たる煮乾鱈は五百八十萬圓に達し鱈は百二十萬圓同製品五十萬圓に上り全羅南道に於ては海蘿、和布、海苔、天草等の海藻二百四十萬圓を算し南海岸に於ける水産物の大宗となれり

三黄海方面 木浦附近より鴨綠江口に至る西沿岸は河口、溲灣、瀉洲、礁脈、淺灘及群嶼相食みて海岸線の出入甚たしく海底は遠淺にして黄海の中心に至るも水深五十尋を越えず潮汐の干満大にして三十尺に達する處あり冬季暖帯性魚族の滯留に適せざるも春季八十八夜前後に至れば石首魚、鯛、鱈、鮑等産卵の爲二十尋以内の淺所に群來するを以て年々豊漁あり就中全羅南道の七山灘、忠清南道の煙島近海黄海道の延平灘及平安南道の魚泳島近海に於ける石首魚漁業は東海岸の明太魚、鯖と相匹敵し朝鮮海三大漁業の一と稱せらる尙此の方面に於ては鯛等の貝類多く棲息し且各種魚介類の養殖に適當の場所多く近年資本家の本事業に着目するもの漸次増

加するに至りたるを以て將來干潟地利用の養殖業は利目に値すべし近來殊に西海岸漁業の長足の發達を遂けたるは本府及各道の獎勵に内地通漁者の鮫鱈網漁業を普及したる結果にして石首魚の盛漁期に於ては全羅北道於青島附近より黃海道延平島に至る間七八百隻の漁船輻輳し一大壯觀を呈せり

内鮮人漁獲及製造高

大正十二年

道名	漁獲物價額	製造品價額	合計	主要生産物
京畿道	1,875,127	1,459,211	3,334,338	鮫、石首魚、鱈、鹽石首魚
忠清北道	851	1	852	鱈、日張魚
忠清南道	1,947,753	2,591,154	4,538,907	鮫、石首魚、鯛、太刀魚、鱈、鱈
全羅北道	1,277,257	2,221,773	3,499,030	鮫、石首魚、鱈、鹽石首魚、銅羅話
全羅南道	8,887,878	5,028,252	13,916,130	鮫、石首魚、鱈、和布、鮫、太刀魚、海參
慶尚北道	6,299,350	1,807,632	8,106,982	鮫、石首魚、鱈、和布
慶尚南道	1,827,059	1,019,033	2,846,092	鮫、石首魚、鱈、太刀魚、煮干鱈、鱈
黃海道	1,882,622	1,202,274	3,084,896	石首魚、鮫、鯛、鱈、鹽石首魚
合計	19,709,071	24,991,053	44,700,124	

道名	漁獲物價額	製造品價額	合計	主要生産物
平安南道	947,655	2,937,218	3,884,873	石首魚、太刀魚
平安北道	1,107,221	91,110	1,198,331	石首魚、太刀魚、火魚、鯛、鱈
江原道	2,121,808	1,797,222	3,919,030	鮫、鱈、和布、鮫、明太魚、干鱈、鮫鱈話
咸鏡南道	5,236,387	2,200,222	7,436,609	明太魚、鮫、鱈、乾明太魚、鹽明太魚、明太魚、鮫、和布、鮫、乾明太魚、鮫
咸鏡北道	2,802,222	2,121,808	4,924,030	明太魚、鮫、和布、鮫、乾明太魚、鮫
合計	11,714,293	7,047,680	18,761,973	

第六節 水産業の改良及狀況

水産業の改良は漁船、漁具及漁法の改良、漁業者の知識技能の養成、水産に關する調査試験の施行、水産物の處理及關係機關の普及發達、販賣方法の改善並販路の擴張、水産物の人工増殖獎勵、需給の調節及産額の増進、内鮮人漁業者の移住及内鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の獎勵等是なり漁船漁具及漁法の改良普及に關しては極力獎勵の結果鮮人漁業者の内地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し就中一本釣延繩等の釣漁業最も發達し地曳網、流網、鮫鱈網等の網漁業之に次ぎ其の漁獲成績の如きも内地人漁業者に比し甚しき遜色を見

す又大敷網、巾著網、揚操網、臺網等を経営する者漸次其の数を増加せり
 漁船の改良は漁具漁法の改良と共に近來著しく朝鮮人の使用する改良漁船の数は大正
 三年に於て二千六百十九隻に過ぎりざしもの大正十二年末に於ては七千五百四十六隻
 を算し之を大正十一年末に比すれば四百七十隻を増加せり
 一内鮮人の漁業 大正十二年中に於ける内鮮人漁獲高は内地人二千六百六十萬六千
 二百九十圓朝鮮人二千五百一十一萬六千六百四十二圓合計五千七百七十二萬二千九百三
 十二圓にして既往三箇年間に於ける漁業概況左の如し

朝鮮沿海漁業概況

年	出漁船數		出漁人員		漁獲高		平均漁獲高	
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	一人二付	一人一付
大正十年	二, 六三三	三, 九八三	二, 五五五	三, 九八三	二, 三六九	三, 七二八	一, 八三三	三, 七二八
同十一年	二, 〇三三	三, 五七一	一, 九三三	三, 五七一	一, 〇〇一	三, 九八三	一, 五五五	三, 九八三
同十二年	三, 八八八	三, 六六一	三, 〇〇一	三, 六六一	三, 〇〇一	三, 七二八	三, 〇〇一	三, 七二八

二内鮮人の養殖業

漁業の奨励と同時に水産物濫獲の取締を爲し其の蕃殖を保護し
 更に進で人工増殖と需給の調節を圖る目的を以て養殖業を奨励し本府に於ては鮭、
 鱒及鯉の人工孵化及貝類養殖試験を爲し各道に於ては海苔、蛭、牡蠣、蜆、鯉、鱒
 等の養殖試験を行ふと共に適地を調査して適種魚介藻類の養殖を奨励したる結果一
 般に其の有利なるを認むるに至りしも未だ盛況を見るに至らず現在民間事業として
 最も發達せるは全羅南道及慶尙南道管内に於ける海苔養殖とし之に次くは咸鏡南道、
 永興灣咸鏡北道造山灣全羅南道高興郡の牡蠣養殖にして京畿道忠清南道管内の蛭、
 全羅南道の灰貝、鱒及慶尙南道、京畿道管内に於ける鯉、鱒の養殖は規模大ならず
 と雖成績見るべきものあり大正十二年末に於ける養殖面積は千九百九十一萬四千七
 百二十二坪に達し其の收穫高百五十一萬五千三百三十八圓に上れり
 三捕鯨業 現在捕鯨業を許可せるは東洋捕鯨株式會社の一あるのみにして其の捕鯨
 船數は從來十隻に限定せられたるも大正十一年末二隻を増加せり大正十二年に於け
 る捕獲高は頭數百六十四其の價額五十九萬一千圓なり

八 査試験及指導獎勵に當れり

水産教育 水産の開発は漁業者の知識技能に資ふ所尠からざるを以て之が啓發上從來本府及地方廳の實地指導の外地方費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り優良なる營業者の養成に努めつゝあり現在水産學校として慶尙南道の統營水産學校、全羅南道の麗水公立水産學校、全羅北道の群山公立簡易水産學校、平安北道の龍岩浦公立水産補習學校の四校をなす又水産傳習講習は道に依りて其の方法を異にするも漁業傳習に在りては大體一定期間講習船に乗組みしめ實地に就きて其の漁具漁法を授け製造傳習講習に在りては一定期間傳習地を定め又は巡回的に之を行ふものにして此等の終了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる方針を執り終了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して其の技能を發揮せしむるに努め地方漁業の中堅たらしむるを期せり傳習事業開始以來の成績は道に依りて異なるも概して良好の成績を挙げ地方に於ける模範漁民として漁村の開発上貢獻する所尠からず



(道北尙慶) 揚陸陳の灣日迎

第十六章 拓殖事業——東洋拓殖株式會社

朝鮮に於ける拓殖事業の經營者多數あり、雖茲に其の規模の最大なる東洋拓殖株式會社の事業を掲げて其の一斑を示さん、同社は本店を東京に置き京城、大田、大邱、釜山、木浦、裡里、沙里院、平壤、元山、滿洲奉天、哈爾濱、關東州大連の十二個所に支店を設け別に支那吉林省間島に元山支店の出張所あり支那、天津、青島に本店の出張所あり其の他重要な地に駐在所ありて(一)拓殖上必要なる資金の供給(二)農業水利事業及土地の取得、經營處分(三)移住民の募集及分配(四)移住民の爲必要なる建築物の築造、賣買及貸賃(五)移住民及農業者に對し必要なる物品の供給及其の生産物品の分配(六)委託に依る土地の經營及管理(七)其の他必要なる事業の經營(八)定期預金等の事業に従事せり同會社の資本金は當初一千萬圓なりしも其後増資して現在五千萬圓にせり

東洋拓殖株式會社營業概況

年 度	資本金	資本込	政府世資金	準備金	政府府付金	餘裕金	損益勘定			配當金	職員數
							總益	總損	利益		
大正七年度	110,000千円	11,000千円	3,000千円	1,575千円	1千円	7,575千円	9,164千円	9,201千円	1,764千円	6,336千円	5人
同八年度	110,000千円	11,000千円	3,000千円	2,229千円	1千円	11,229千円	11,189千円	9,899千円	2,286千円	8,613千円	5人
同九年度	110,000千円	11,000千円	3,000千円	2,371千円	1千円	14,371千円	13,202千円	9,926千円	3,276千円	10,652千円	5人
同十年度	110,000千円	11,000千円	3,000千円	2,371千円	1千円	14,371千円	12,178千円	12,178千円	3,200千円	8,978千円	5人
同十一年度	110,000千円	11,000千円	3,000千円	2,371千円	1千円	14,371千円	12,178千円	12,178千円	3,200千円	8,978千円	5人
同十二年度	110,000千円	11,000千円	3,000千円	2,371千円	1千円	14,371千円	12,178千円	12,178千円	3,200千円	8,978千円	5人

4土地の經營 會社の經營せる土地は二種類より成る即ち出資地及買收地是なり出資地は舊韓國政府が引受株式六萬株に對して拂込に代へ提供したる土地にして買收地は會社自ら之を買收せるものなり會社所有土地の總面積は併合の年即ち明治四十三年度末に於ては一萬三千五百町歩に過ぎざりしが今や諸經營地を合算すれば十三萬八千餘町歩に達し此等の土地に於ける移住民割當地、造林地、林業苗圃地の如き直營地外の耕地は從來慣例に依り朝鮮人をして小作せしめ一面堤防水路溜池等の

修理改善を行ひ土地の改良生産の増加に努めつゝあり

東洋拓殖株式會社經營土地

大正十三年九月末日

道 別	番 地	田 畑	登 地	山 林	雜 種 地	合 計
京 畿 道	5,104,212町	3,826,231町	110,626町	11,211,010町	12,991町	10,222,102町
忠 清 道	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	10,222,102町
忠 清 道	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	10,222,102町
全 南 道	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	10,222,102町
全 南 道	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	10,222,102町
慶 尙 道	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	10,222,102町
慶 尙 道	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	10,222,102町
江 原 道	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	10,222,102町
平 安 道	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	10,222,102町
平 安 道	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	10,222,102町
咸 鏡 道	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	2,100,000町	10,222,102町

道	別	畝	田	畑	山林	雑種地	合計
成	道	1	1	1	1	1	1
北	道	1	1	1	1	1	1
計		1	1	1	1	1	1

農事の改良 社有小作地に於ける内鮮農民に對して稲作の改良獎勵の爲明治四十三年以來毎年各地に原採種小作田を設け改良種の栽培普及を圖るに共に苗代の設置、挿秧除草、害虫驅除豫防、調製法等の實地指導を試み又一面種粃、農具、肥料等の貸付をなす等専ら農事の改良に努めたる結果好成績を挙げ大正十三年度に於ては旱水害を受けたるも社有小作畝中二萬八千四百八十六町歩に改良種の普及を見略一段落を告ぐるに至れり然れども此等を幼稚なる鮮農に一任し置くときは逐年混種の量を増加し品質の劣變を來すこと明なるを以て尙一層改良種の普及及赤米の除去異品種の混淆を防止し以て産米品質の改善を期する爲小作人を指導して種子の自給を圖らしむるに共に本年度に於ても原種田五町歩餘採種田二百六十二町歩餘を設置し更新五箇年計畫にて全部に亘り改善の實を擧ぐるに努めつゝあり

ハ金肥配給 鮮米の増收及農産物の増殖を圖らむが爲堆肥、綠肥の普及獎勵は勿論從來移住民並小作人にのみに限り貸付したる金肥は大正八年より鮮内一般農民にも亦之を配給する必要を認め同年より水旱害の虞少なき地に對し効果確實にして安全なる大豆粕油粕等を低利を以て配給し其の成績良好なるを認めたるを以て翌九年度に於ては其の施用面積約三萬二千町歩金額三百萬圓に達せしも大正十年度以降は米價の低落と肥料商の各地に續出したる等の爲會社に對する申込數量著しく減少し大正十三年度に於ては六十五萬三千五百餘圓に過ぎざるも今や金肥使用の必要は之によりて既に鮮農間に於て一般に是認せらるゝに至れり

ニ種子及農蠶の供給 農事改良及副業獎勵の目的を以て移住民並小作人に對して改良種粃、大豆、紫雲英等の種苗及揚水車、製繩器、製筵器、唐箕、稻級器及蠶具等を貸付せり

木炭林經營 明治四十三年以來年々經營の歩武を進め大正十三年九月末に於ては京畿道、慶尙南道、咸鏡南北道、江原道、黃海道の各道を主とし其の面積合計約六萬二千町歩に達したり用材の主なる樹種はカラマツ、アカマツ、ケヤキ、クリ、クル

ミ、ニヒアカシヤ等又薪炭林に在りてはクヌギ、カシハ、ナラ等にして人工植栽又は天然生種樹保育に依り造林を行ひつゝあり大正十二年春迄に植栽せる面積は七千六拾六町歩餘此の植栽本數一千九百貳拾貳萬本（補植を含まず）に達せり苗圃は京城府外往十里成鏡南道德源同文川の各郡成鏡北道城津郡江原道中坪里及黃海道馬洞の六箇所に之を設け合計面積二萬二千二百五十八坪を經營し年々百萬本以上の山出苗を生産しつゝあり

へ竹林經營 朝鮮の南部は竹林經營に適するも從來多くは天然に委ねて栽培を行はず年々荒廢するの狀態なるを以て明治四十五年以來慶尙南道及全羅南道に於て民有竹林八十町歩餘を買收して模範林の經營に着手し一面模範を示す爲國有未墾地の貸付を受け或は民有未墾地を買收し苗竹の新植を爲したり今や其の經營面積二百七十町歩餘にして生育頗る佳良なり是れ實に朝鮮に於ける竹林新植の嚆矢となす

ト水利開墾
 一 平安北道泰川水利工事 大正二年五月平安北道龜城郡五峰面泰川郡西面及南面の三面に跨る川坊江（大寧江の支流）流域畑地の改耕に着手し大正四年十二月竣功したるも更に其の完

全を期して大正五年三月以來改良工事を起し同年十月完成し其の灌溉區域田約一千九百町歩に達し川坊江に井堰を設けて用水を引き水路幹支線延長五萬九千三百餘間隧道三箇所長七百餘間井堰一箇所伏樋十箇所流込百九十五箇所分水樋九十二箇所橋梁三百四十二箇所堤防延長一千六百六十間を算し工費四十八萬五千六百餘圓に上れり

二 宮三面機力用水工事 全羅南道羅州郡良谷面及旺谷面一帶の同會社所有地は榮山江の左岸に在りて土地肥沃なるも河水耕地面より十數尺の低きに在るを以て灌溉の用を爲さず仍て大正五年六月灌溉用揚水機械を据付け工事に着手し同年十二月之を竣工し蒙利田二百五十餘町歩は施工前五箇年の平均に比し小作料毎年九百石内外を増收せり該工事は揚水機械（吸入瓦斯機十四吋セントリフエーガル唧筒）一臺、機械室及其の他附屬建物四棟、水路延長三千二百三十八間、暗渠及土管九箇所、掛樋一箇所、土橋十一箇所等にして其の工事費金三萬一千圓なり

三 長安坪開墾工事 本工事は京畿道高陽郡蘆島面長安坪所在國有草地五百餘町歩を開墾し漢江の氾濫を防止し移住民の收容を目的としたるものにして大正元年九月起工し同四年七月竣功を告げ開墾整理地面積四百二十八町歩餘を得大正六年三月總督府より其の無償附與を受け目下鮮人に貸付し良好の成績を擧げつゝあり工事の主なるものは堤防延長九千四百五十四

間、開門四箇所、用排水路二萬一千九百二十一間、道路二萬九千四十九間、橋梁三十箇所等にして竣工後更に完全を期する爲改良増築工事を施し工事費通計金三十三萬四千餘圓に及び

四 羅 岩 里 開 墾 工 事 本工事は全羅北道益山郡望城面羅岩里所在國有未墾地百四十餘町歩の開墾を目的として錦江の汎濫を防止し灌溉排水の途を講ぜんとするものにして大正五年四月起工同九月竣工し水田百三十四町一反餘歩の新開墾地を得たり工事の主なるものは堤防二千五百餘間、用悪水路七千四百餘間、道路四千八百四十餘間、樋管四箇所等にして其の工費三萬三十六百餘圓を算し毎年租約二千石の小作料を收穫せり

五 方 丑 池 埋 立 工 事 本工事は全羅南道羅州郡旺谷面方丑里所在舊溜池面積十三町八反一畝二十一歩を埋立て之を水田に墾成利用するの目的を以て大正六年六月起工し同年八月五日竣工し耕地整理を行ひ良田十二町八反一畝十四歩を墾成せり用水は池塘に新設せる調節門に依り宮三面機力用水を利導すると共に雨水を貯へて補給し同時に排水を良好ならしめたり工事の主なるものは調節水門一箇所、階段工一箇所、橋梁六箇所、幹線水路百七十二間、排水土管三箇所その他附帯工事等にして工費二千五百二十七圓九十五錢を要し毎年小作料二百石を收

得す

六 崇 仁 面 開 墾 工 事 本工事は同會社が京畿道高陽郡崇仁面地内國有未墾地十町三畝二十五歩を開墾したるものにして既墾畑六反五畝歩は大正九年四月無償付與を受け鮮人に貸付小作せしめつゝあり又本事業に關聯する舊河敷地十町一畝二十歩は同所中浪津河身改修を了したる爲同年四月總督府より付與せらるたり

七 細 枝 面 土 地 改 良 工 事 全羅南道羅州郡細枝面所在の同會社所有田約三百町歩は灌溉の設備不完全なる爲連年旱害を蒙り收穫不定なるを以て同會社は該地方一帶の水利普及を企て工費金三萬七千餘圓を投じ大正七年八月起工同八年八月竣工し大正九年度の如きは附近一般耕地移植挿秧に困難せしも獨り本貯水池蒙利地は其の貯水に因り收穫頗る良好なり其の後更に右蒙利地の上部に位する畝八十九町歩の灌溉を全からしむる計畫を樹て工費一萬四千七百圓を以て大正十三年三月竣工せり

八 古 阜 水 利 工 事 全羅北道古阜平野は耕地約四千町歩の沃野なるも古來水旱害の爲作付不能地勢からざるを以て灌溉排水工事を企劃し大正五年水利組合を組織し大正八年四月工事の大部を完了し同年度租四萬石を増收せり本工事は七十萬餘圓を要せり

九 大 池 里 土 地 改 良 工 事 全羅南道羅州郡洞江面大池里同會社所有地面積六十一町歩は地味肥

沃なるも水旱害の爲收穫貧弱なるを以て之が改良工事を圖り其の第一期工事として貯水溝を新設することとし金五千圓を投じ大正八年八月豫定の工事を終了せり

一〇自防浦開墾工事 全羅南道務安郡一老面所在干潟地二百六十六町歩を開墾し新に水田二百五町歩を得んとするものにして大正七年八月工事費金十七萬三千圓の豫算を以て起工し貯水池工事（目下起工準備中）を除く外大正九年五月竣功せり

一一龍岡開墾工事 大正八年十月平安南道龍岡郡瑞和面草生地百二十四町歩の開墾に着手し尙貯水池敷地に充つるの目的を以て國有地十萬六千餘坪は同年十二月拂下を受け直に工事に著手十年五月竣功し全部開墾を了したり

一二於之屯水利工事 同區域は所謂載寧平野の一部にして從來水路を有するも其の施設不全にして殊に用水探入堰堤は假土堤なるを以て屢決潰の厄に遭遇し灌溉不能に終るが如き慘害を蒙る狀況に在り之が爲其の改良案を立て九年十二月實測を了し十年六月其の設計を完了したり其の蒙利面積四千六百五十一町歩（内社有地千三百六十町歩）工事費は豫算六十一萬圓となす

一三珍島開墾工事 全羅南道珍島郡義新面晚吉里所在干潟地五十三町八反歩は尙に開墾すべき目的を以て大正十二年十一月總督府より貸下を受け目下起工準備中

一四大村面土地改良工事 全羅南道光州郡大村面禾場里所在社有地其他約貳百參拾町歩は用水源の設備なく年々其の用水は天水に俟つの状態なるを以て榮山江岸に揚水機を据付け以て前記土地に灌溉すべく目下起工準備中

一五城湖水面土地改良工事 京畿道水原郡城湖水面園里所在有地約貳拾町歩は用水源の設備なき爲年々旱害を蒙り居りしを以て大正十二年十二月起工、工費六千九百餘圓を投じ溪間に貯水池を築造大正十三年五月之を竣功せり

一六槐井里土地改良工事 慶尙南道金海郡下東面槐井里所在社有地拾九町餘歩は年々旱水害を蒙り居りしを以て工費二千八百餘圓を投じ大正十三年五月起工用排水樋門及水路の新設等灌溉工事を施行大正十三年七月之を竣功せり

一七農所里 改良工事 慶尙南道金海郡酒村面農所里所在社有地約貳拾町歩は年々洛東江汎濫に依り被害を受け居るを以て大正十二年五月起工豫算工費八千圓を以て第一期工事たる防水堤防及樋管新設工事は同年六月之を竣功せり

一八舍人面土地改良工事 黃海道鳳山郡舍人面劍川里所在社有地約百貳拾五町歩は年々旱水害を蒙り居りしを以て防水堤防及灌溉工事を施行すべく目下起工準備中

一九其の他 大正十二年度に於て社有地改良施工済のもの三箇所百一十一町歩、同工事のもの

本表に於て應募戸數に比し承認戸數の少なるは素質を精選せる結果と承認後申込者の都合に依り承認を取消したるもの等あるが爲にして承認後病氣其他の事故に基き移住を中止し又は解約を爲せるもの等に因れり
次に各道に於ける移住民分布状況左の如し

道名	戸數		計
	第一種	第二種	
京畿道	1,917	2,077	3,994
忠清南道	2,824	2,177	5,001
忠清北道	2,824	2,177	5,001
全羅南道	2,824	2,177	5,001
全羅北道	2,824	2,177	5,001
慶尙南道	2,824	2,177	5,001
慶尙北道	2,824	2,177	5,001
黃海道	2,824	2,177	5,001
平安南道	2,824	2,177	5,001
平安北道	2,824	2,177	5,001
咸鏡南道	2,824	2,177	5,001
咸鏡北道	2,824	2,177	5,001
計	21,111	18,888	40,000

更に移住民を出身府縣別に依り示せば左の如し

府縣	戸數	府縣	戸數
高知	1,211	石川	1,211
佐賀	1,211	宮城	1,211
福岡	1,211	奈良	1,211
山口	1,211	京都	1,211
岡山	1,211	大阪	1,211
熊本	1,211	茨城	1,211
香川	1,211	栃木	1,211
廣島	1,211	群馬	1,211
岐阜	1,211	埼玉	1,211
長崎	1,211	千葉	1,211
愛知	1,211	富山	1,211
愛媛	1,211	山梨	1,211
媛	1,211	新潟	1,211
計	12,111	計	12,111

會社の移住民は之を分ちて二種とす即ち第一種移住民及第二種移住民にして第一種移

住民は一戸に付田畑二町歩以内の土地の割當を受け其の土地代金に年六分の利子を付し五箇年据置き二十五箇年以内の年賦拂込を爲したる後該土地の所有權を取得するものにして全部自作することゝを要し第二種移住民は割當地十町歩以内の土地の割當を受け土地引渡の際土地代金の四分の一以上を一時に拂込み残額は年七分の利子を付し二十五箇年以内の年賦拂込に依り土地を讓渡せられ其の一部を自作し他を小作せしむるものゝす然れども大正十年四月移住せる第十一回移住民より第二種移住民の割當地は五町歩以内と定めたり尙第十二回以後募集の方法を改正し富分第一種を募集せず第二種五町歩移住民のみを募集することゝし小作地の調節及集約的に成るべく農事の良成績を擧げんことを期せり

前記第二種の移住民は資力十分に且農事の經驗を有して内鮮人を指導し得るに足るべき地方の中心人物を招致する方針にして第一種及第二種共移住後五箇年を経過し土地代金等二分の一以上を拂込むときは割當地の讓渡を受け又第一種の移住民は土地の状況其の他の事情に依り割當地の變更又は増加を受くる外土地購入の爲資金の貸付を受くるものなり以上の外礦山業其の他拓殖事業經營者の業務に従事する傍ら農業を營ま

むとする者に對しては其の經營者連帶保證の下に第一種移住民として承認せる特種移住民及五戸以上申合せ社有地以外の土地の購入を會社に要求し會社が該土地を買入れ之を割當て第一種移住民たる事を承認せる買入讓渡移住民あり其の他移住民に薪炭供給の目的を以て移住地附近に適當なる造林用地あるときは成るべく之を貸付し又住家納屋の建築費又は購入費、種苗、肥料、農具及耕牛の購入費の補助として第一種移住民に限り一戸に付移住費二百圓以内の貸付の外住家建築材料の一部又は購入費補助を與へ又移住民は渡航の際汽車汽船の割引を受け或は邊陲地方の移住民に對して特に土地代金拂込方法及移住費貸付に關し特殊の方法を設けて之が保護を厚うし更に凶歉其他災害を蒙りたる者に對しては救済資金の貸付及土木復舊工事費の貸付を行へり移住申込の手續は毎年二三月頃其の年に於て募集すべき移住民の戸數並移住地を官報及主要なる新聞雜誌に公告するを以て同社移住民たらむとする者は同社移住規則に依り移住申込書を作成の上市區町村長又は府尹郡守島司の證明を得て京城支店に申出づべく申込書には最近の戸籍謄本又は民籍謄本を添附することゝを要し毎年九月末日迄に提出するものゝせり

リ資金貸付 會社の拓殖上必要なる資金貸付の方法左の如し

- 一、定期償還貸付 (一) 移民に對し五年以内の移住費貸付 (二) 生産者に對し其の生産を擔保とする一年以内の貸付 (三) 不動産、鐵道、鑛業權其の他不動産上の權利を擔保とする五年内の貸付 (四) 公共團體又は特別の法令に依り組織したる産業組合に對し五年以内の無擔保貸付 (五) 農業者二十人以上連帶して債務を負ふ者に對し五年以内の無擔保貸付 (六) 法令の規定に依り設定したる財團其の他確實なる物件を擔保とする五年以内の貸付 (七) 移住民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券を質とする五年以内の貸付
 - 二、年賦償還貸付 (一) 移住民に對し二十五年以内の移住費貸付 (二) 不動産、鐵道、鑛業權其の他不動産上の權利を擔保とする三十年以内の貸付 (三) 公共團體又は特別の法令に依り組織したる産業組合に對し三十年以内の無擔保貸付 (四) 財團其の他確實なる物件を擔保とする三十年以内の貸付
 - 三、移住民取扱業其の他拓殖事業を營むことを目的とする會社の株券又は債券の應募引受
- 拓殖資金の需要は逐年遞増の趨勢を示せり即ち併合當時明治四十三年度末の貸付總額は百三十二口、五十八萬七千五百三十圓に過ぎりしが大正十二年三月末六千六百三十三口、五千九百二十三萬六千〇九十五圓、九十五錢となり實に百倍強となり將來益々

開展の傾向を有す而して之が使途は株券及債券引受の外土地開墾及改良、水利、築堤、農事經營、麥圃經營、植林、果樹栽培、公共事業等各種の拓殖方面に亘り就中近來水利事業の放資最多きを占む

大正拾二年度末現在貸付高(朝鮮内各支店計)

區 別	口 數	金 額	備 考
内地人	1,111	11,111,111 円	
朝鮮人	1,111	1,111,111 円	
内地人連帯	111	1,111,111 円	
支那人	111	1,111,111 円	
公共團體	111	1,111,111 円	
小計	1,111	1,111,111 円	
内地人	1,111	1,111,111 円	
朝鮮人	1,111	1,111,111 円	
定期償還貸付金			

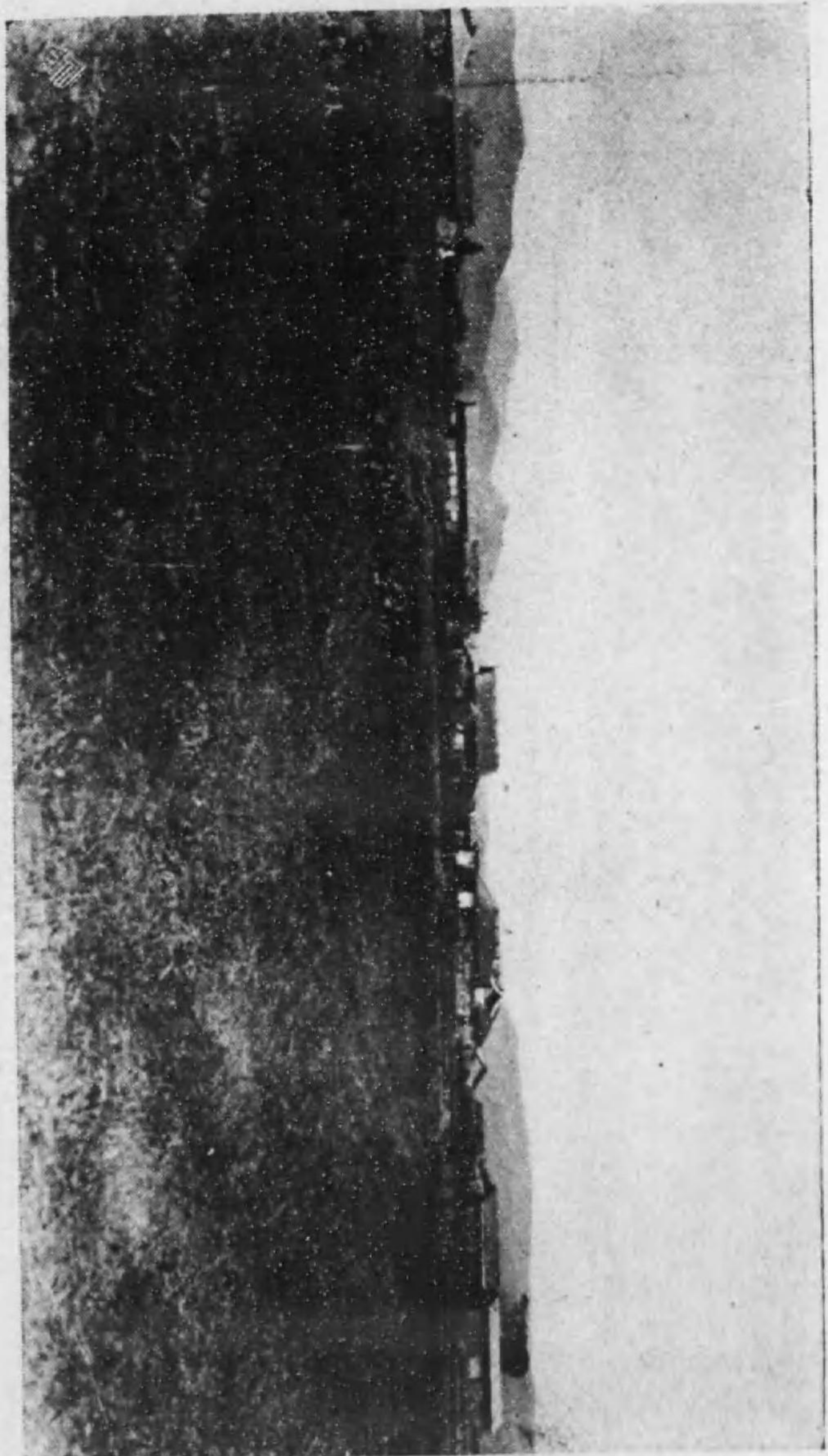
區別	口數	金額	備考
内地人連帯支那人	10	113,037.71	
公共團體	1	7,604.33	
小計	11	120,642.04	
株券及債券引受高	2,410	31,268,819.55	
總計	2,421	31,389,461.09	

備考 (一) 株券引受は六口、合計金二、七五二、四七五圓也

債券引受は三口、合計金三、三七〇、〇〇〇圓也

(農工債券現在殘高二、六〇〇、〇〇〇圓を含む)

(二) 移住費貸付高は移民事業の部に表示せしを以て本表中之を省く



(面西江郡州慶道北尙慶) 地 住 移 拓 東

第十七章 祭祀及宗教

第一節 朝鮮從來の祭祀

神祇を尊敬し祖先を崇拜するは政教の根源として併合後に於ても亦内地古來の風習儀制に基く神社崇敬の儀に朝鮮從來の規格を存續して祭祀を行ふ儀に今尙並び行はる左に朝鮮從來の規格を存して行ふ祭祀に關し其の概要を記す

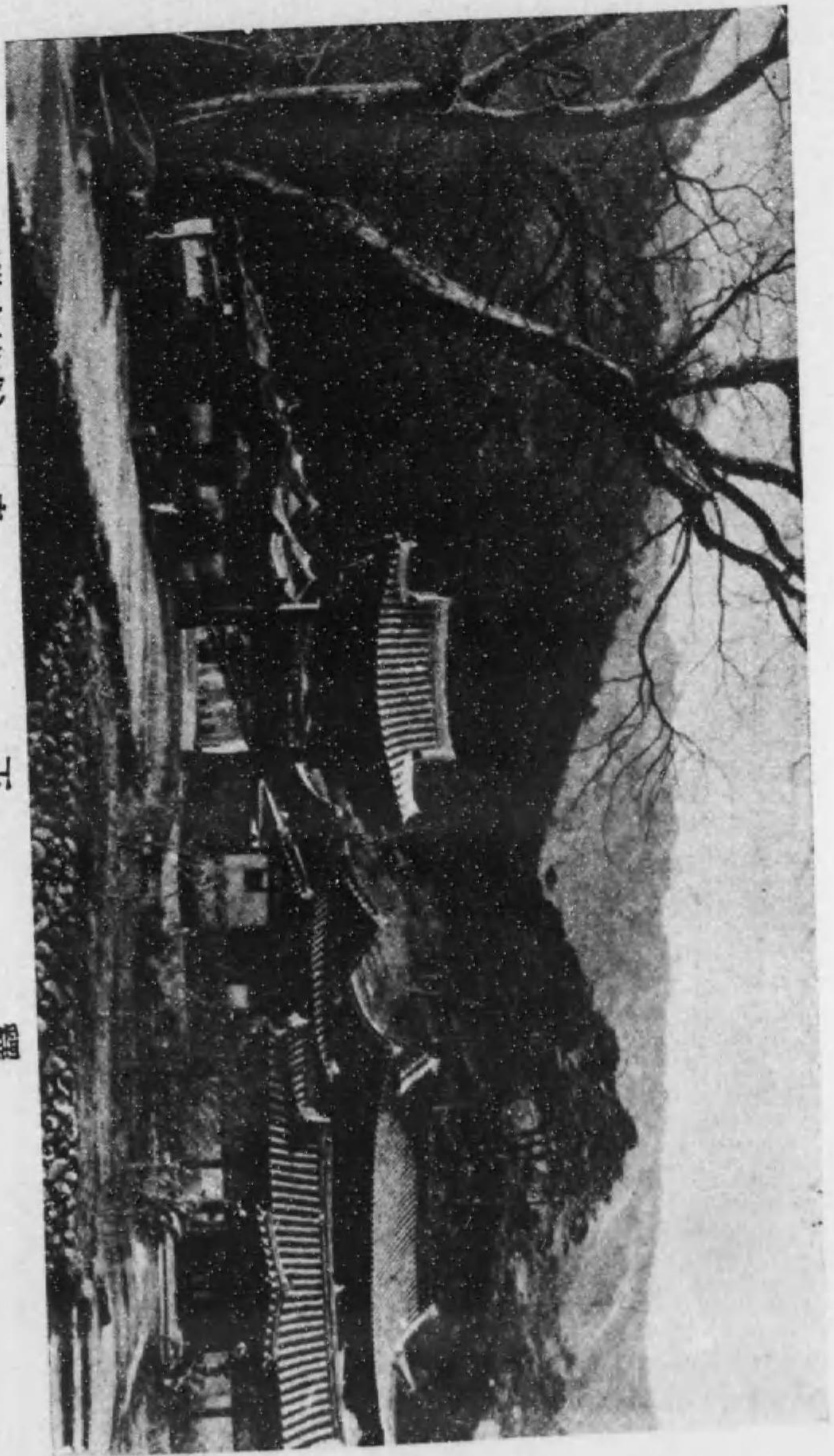
イ八殿三陵の享祀 高麗朝以前に於ける歴代始祖の魂殿に陵墓中享祀の先格あるもの、祭祀を繼受して之を行ふものにして京畿道管内の二殿一陵慶尙北道管内の三殿慶尙南道管内の一殿平安南道管内の二殿二陵即ち是れなり毎年春秋兩度祝幣祝香を捧げ供饌其の他渾て舊格式法に依りて行はる又殿陵守護の當時奉仕者は參奉と稱し殿陵の保存に要する經費は國庫より支辨し參奉者の候補は成るべく享祀の主神の後裔中より任用するの慣例を尊重せり

ロ歴代王陵の守護 歴代王陵に守護人を置きて人民の侵略を制し放牧、侵墾、採樵

等を禁ずる爲明治四十五年度より陵の大小に所在地の距離等を斟酌し八十五人の守護人を置きて監守を爲さしむ即ち京畿道に於ては開城、長湍、江華及高陽の四郡に五十人慶尙北道慶州郡に三十人慶尙南道金海郡駕洛國（國史に任那と書するもの）の王陵に一人又平安南道平壤府の箕子陵、中和郡の高句麗王の陵に三人を配置し各陵墓に深濠ある後裔者を擧げて其の任に當らしむ

第二節 神社

神社を崇敬するは本邦の美習にして凡そ内地人の移住集團する處概ね神社を建立し神社を奉祭せざるはなし依て總督府は大正四年八月神社に關する必要の規則を定め内地に於ける神社取扱方と略其の規矩を同ふせり大正十二年末現在神社は四十を算す又神社は神社經營の力に乏しき地方民をして小規模にして敬神崇祖の精神表現の對象を得しむるものにして大正六年三月府令を以て神祠の創立其の他に關する規定を設けて其の神聖を保たしむることを圖り大正十二年末現在七十七を數ふ
天照大神及明治天皇を奉祀する官幣大社朝鮮神社を京城南山に創建すること、なり大



(道南鏡成) 寺 王 釋

正七年度より國營の繼續事業として今や其の社殿の造營中にあり

第二節 宗教

朝鮮に於ける宗教の概況 朝鮮に於ける宗教の分布を見るに各地を通じて基督教最も優勢を占め佛教之に亞ぎ神道は布教者の數に於ても比較的少なし朝鮮固有の佛教は其の由來ただ古く三國鼎立の時代に於て高句麗の首都に佛寺の創立せられたるを發端とし尋で百濟新羅の領土に漸次流傳して高麗の末期に至るまで寛大なる保護の下に隆昌を極めたりしも李朝に至り寺刹の新創を禁じ度僧を制限し特に近古二百有餘年來良民の僧尼を爲るを禁ずる等政治上の抑壓甚しく爲に僧侶は一般人民より輕侮せられて無爲に歲月を送り來りしか明治四十四年寺刹令實施後諸種の制限解除せられ寺刹の體用を完ふし併せて布教の自由を許可せられてより僧侶は殆ど蘇生の思を爲し布教興學に努方するも因襲の久しき未だ社會上の地位を認むに至らず現在に於ては寺刹千百九十八僧尼數七千二百二十一人を算せり

又内地佛教各宗派中朝鮮の布教に最も早く著手せしは眞宗大谷派にして同派僧侶の朝

鮮に渡航し釜山に上陸せしは實に遠く文政年間なりとす爾來元山、仁川其の他開港場の増加に伴ひ淨土宗、曹洞宗、眞宗本願寺派等逐次布教を爲し併合後は布教者派遣の數増加して信徒の結集寺院教會所等の設備年々共に増加し今や寺院六十三布教所三百十信徒十七萬五千九百餘人を算せりされど鮮人信徒は僅かに一萬九千五百六十七人に過ぎず

神道中各地に教師を派遣せるは天理教、金光教、神理教、大社教の四派にして扶桑教は大正九年七月布教を開始せしも未だ其の實績の記すべきものなし

基督教は朝鮮に傳來後其の公然信教の自由を許されたるは二十九年前に在り爾來朝鮮人は進で外國人居留地に至り宣教師に就て教を求むる者増加し到る處に教會堂講義所集會所等を設け傍ら學校病院等の附設事業を經營し信徒年に多く現に布教所三千六百八十五信徒三十六萬四千四十七人を算するに至れり

布教規則の改正 大正九年四月從來の布教規則の改正を行ひたり其の要點は教會布教所の設立等從來許可を要せし事項の届出を以て足ることとし且之を必要なる最少限度に止めたること共に名を宗教の宣布に藉りて安寧秩序を紊すものに對する監督權を保

有するため新に教會堂說教所又は講義所の類に於て安寧秩序を紊すの虞ある所爲ありと認むるときは其の設立者又は管理者に對し之が使用を停止又は禁止することありとせり

ハ宗教類似團體 朝鮮に於ては宗教類似團體として天道教、侍天教等各地方に多數の團員を擁し社會上相當の勢力を有するも此等の各團體は未だ宗教團體と認めらるるに至らず専ら警察取締の下に置かる

ニ宗教團體の社會事業 宗教團體の社會事業は主として外國宣教師に依りて經營せられ學校、病院等各種社會的施設の見るべきもの尠からず内地人宗教家の經營せる社會的事業は京城龍山に佛教各派聯合の行路病者收容所あり同觀水洞に淨土宗の隣保事業あり最近大谷派本願寺亦京城に向上會館を設立して専ら朝鮮人に對して各種の社會事業を經營し漸次此種事業の進歩を見つゝあり

布教狀況(一)

大正十二年十二月末日